

# 明治前期社寺行政における「古社寺建造物」概念の 形成過程に関する研究

Formation process of the notion of "Ancient shrine and temple"  
in a religious building administration in early Meiji Era.

建設工学専攻・建築史研究

山 崎 幹 泰

2003年3月

# 目次

序論 .....	3
1. 研究の目的と意義 .....	4
2. 従来の研究 .....	5
3. 研究の範囲と方法 .....	9
本論 .....	15
第1章 松室重光『京都府古社寺建築調査報告』について .....	15
1. はじめに .....	16
2. 『京都府古社寺建築調査報告』の概要 .....	16
3. 関野貞『古社寺建造物保存調査復命書』との比較 .....	18
4. 社寺明細帳と400年前社寺建造物調査 .....	21
5. 『京都府古社寺建築調査報告』の特徴 .....	24
6. 小結 .....	25
第2章 明治10年代における古社寺建造物調査について .....	29
1. はじめに .....	30
2. 400年前社寺建造物調査に関する資料について .....	30
3. 奈良県と京都府の取調書綴の内容 .....	32
4. 二つの「千年前社寺建造物」一覧表の内容 .....	35
5. 400年前社寺建造物調査の概要 .....	37
6. 工部省古代建築物調査について .....	38
7. 小結 .....	41
第3章 社寺の創立再興復旧の件を巡る一連の政策について .....	53
1. はじめに .....	54
2. 明治15年「内務省達乙第五十九号」の内容 .....	54
3. 明治11年「社寺取扱概則」までの状況 .....	55
4. 明治13年「社寺創立之儀二付伺」について .....	56
5. 明治15年から19年の状況 .....	58
6. 社寺の自立化と古社寺保存費の関係 .....	61
7. 古社寺保存費と400年前社寺建造物調査の関係 .....	62
8. 小結 .....	63

第4章 東大寺大仏殿明治修理について .....	69
1. はじめに .....	70
2. 明治30年以前の計画 .....	70
3. 古社寺保存法後の計画 .....	73
4. 加護谷祐太郎赴任後の進行 .....	74
5. 実施案とその試案について .....	75
6. 小結 .....	80
 第5章 修理の財源に関する明治前期の状況と古社寺保存法について .....	85
1. はじめに .....	86
2. 修理に関する行政と社寺の関係 .....	86
3. 大仏会について .....	87
4. 古社寺保存法の成立過程について .....	89
5. 小結 .....	91
 結論 .....	95
 資料 .....	99
資料翻刻1 「京都府古社寺建築調査報告」 .....	100
資料翻刻2 「東大寺大仏殿大修繕仕様書」 .....	107
資料翻刻3 「大仏殿修繕工事設計説明書」 .....	110
資料翻刻4 「大仏殿営繕二関スル沿革」 .....	112
 関連業績 .....	114
謝辞 .....	114

# 序論

1. 研究の目的と意義
2. 従来の研究
3. 研究の範囲と方法

## 1. 研究の目的と意義

本論文は、明治以降の社寺建造物のあり方を再評価するために、その前提となる明治前期の社寺を取り巻く社会状況を明らかにすることを、研究の目的とする。

幕末に活発化した復古神道の運動が、明治維新を期に新政府の国家理念をいち早く打ち出すことにより台頭し、明治初年の神仏分離・廃仏毀釈の運動へと展開したことはよく知られている。しかし、これらの運動は一時的なものに過ぎず、その後長い時間をかけて、前近代の遺物は近代社会に取り込まれていった。神仏含めた日本の伝統的宗教の総称が「寺社」から「社寺」に転換し、国家の祭祀を執行する一部の神社が選別されて官社となり、その一方で多くの神社や寺院が近世まで所有していた特権や領地を失った。神仏習合の解体や、合併・廃合などの組織の再編を経るなかで、近代社会における自らの位置を確保した社寺のみが、その後も地域社会の中で生き続けることになった。その位置とは、ある社寺にとっては国家および村落祭祀の執行や国民教化を担う役割を果たすことであり、またある社寺にとっては「歴史の証徴」である建造物や宝物を維持・保存し続けることで、その存続に社会的な価値を認められることであった。

こうした時代においても、社寺の造営活動は続けられた。しかし『明治工業史 建築篇』は「明治時代の社寺建築は重要ならず」と記し、その理由を廃仏毀釈と西洋文明の摂取に求めた<sup>1)</sup>。『日本建築史序説』<sup>2)</sup>も『建築学大系 4』<sup>3)</sup>の日本建築史も、社寺建造物の連続した歴史の記述としては、近世末までを記して筆をおいた。日本建築史と日本近代建築史の断絶はいわば自明のこととされ、その前提のもとに近世と近代の溝を埋める研究が近年活発に行われてきている。社寺設計の建築家や技術者・大工の動向、伝統建築技術の変容と展開、帝国大学における日本建築教育、戦前の内務省神社局の神社行政、近代創建神社・海外神社の代表的作品などに関して、複数の研究者によって成果が蓄積されつつあり、伝統へ向けるまなざしや伝統の近代化が、多角的に捉えられるようになった。

しかし、社寺設計者としての建築史家・伊東忠太の出現以前の時代であり、また際立った社寺建造物の作品に乏しい明治前期においては、社寺建造物を建築史の視点で語ることは、従来困難を伴うものであった。社格によって社殿の規模を規定する『制限図』以外に、この時期の社寺建造物を論じる具体的な論点を、建築史においては未だ見いだすことができていないと思われる。社寺建造物から離れて近代建築を試みた大工の作品、いわゆる擬洋風建築と呼ばれる明治初期洋風建築が、早くから研究の対象として採り上げられたのと、あまりに対称的である。しかし、社寺建造物にとどまった者たちの継承性、もしくは近世と近代の断絶の有無そのものについても、今後明らかにすべきことはこの時期にこそ、まだ多く残されていると思われる。

また一方で、古社寺保存の世界に、社寺建造物における近世と近代の継承性を見る視点もある。明治30年公布の古社寺保存法の成立過程や、その後継続的に運営されるようになった保存修理事業については、そ

の理念や方針、技術や人物について最近の成果は著しく、また今後も着実に解明されていくであろう。しかしそれ以前、明治初年からおよそ20年ごろまでについては、古器旧物の保存に始まる文化財保護制度の整備過程において、社寺建造物に美術的な価値が見いだされていく準備段階として、およそ捉えられている。ここには、「美術」の枠組みに社寺建造物が組み込まれていく方向性は見いだしうるが、近世からの宗教施設としての社寺建造物の継承性を見いだすことはできない。

西洋文明の移入に邁進する社会の影で、廃仏毀釈の影響を引きずり、低迷していたと考えられている明治前期の社寺の造営および諸活動。しかし実際には、明治政府は度重なる調査を行って全国の社寺とその建造物の把握に努め、また社寺の側からも明治初年の混乱からの建て直しを図り、積極的に行政に働きかけを行っていた。その中で、近代の社寺造営に関する基本的な制度が、明治10年代の10年間を中心に、定められていくこととなる。それらは、近代の社寺造営や古社寺保存などを導く、基盤となる枠組みを生み出すものであった。

そこで、この時期の明治政府の社寺行政に注目し、近代以降の社寺建造物のあり方に対する新たな解釈を試み、また今後の文化財保存に関する議論の素材として、この時期の社寺を取り巻く社会状況の一端を、本論文では明らかにする。

## 2. 従来の研究

明治以降の社寺建造物を建築史の記述の対象とすることは、実は早くから見られる。伊東忠太は大正15(1926)年11月、『新日本史』に「明治以降の建築史」<sup>4)</sup>を発表し、伊東自身が経てきた時代の建築を「旧派建築」「新派建築」「折衷建築」の三種に分類し、旧派建築として神社・仏寺・住家・古社寺保存事業を採り上げた。昭和2(1927)年4月発行の『明治工業史 建築篇』では、同じく伊東の協力により、第八編第七章として宗教建築の章を設けた<sup>5)</sup>。概説に続き、神社・仏寺建築・古社寺保存・基督教建築の節を設け、それぞれ代表的な建築を数件ずつ紹介している。

続いて、昭和11(1936)年の執筆と見られる、藤島該治郎の『明治大正昭和仏教建築史』がある<sup>6)</sup>。対象は寺院建築のみであるが、明治から昭和初期までを三期に分類し、明治元年から25年までを継承期、大正12年までを自覚期、その後を独創期とした。継承期については「実に過去二十五年の和式建築は停顿せざるを得なかった。研究して新しい創造をすべき元氣も無く、多くは封建時代以来の伝統的手法を墨守するに過ぎなかった。」、自覚期については「欧米心酔の夢より醒めて国民自覚の時代に入ると共に、仏教建築も伝統にのみ執着せず、に何等かの自覚的傾向を構造材料意匠等各般の問題に示して来た時代である。」、独創期については「前期に自覚せられ試みられて来た各種の具現が継続したと同時に更に一步を進めたるやの感がある。即ち、前期に起った広義の選択主義は遙に巧妙となり、又之を超越して真の独創を成したも

## 序論

のも多きを加へた。」と表現する。各期について木造・非木造を問わず多くの作品を紹介・評価し、また古寺保存事業の項を各期に設け、数件の事例を紹介している。

これらは、歴史的評価を行うというよりむしろ、同時代の社寺建造物の記録を残すことが目的だったともいえるが、戦後になるとこの時代の社寺建造物はそうした対象ですらなくなる。改めて、明治以降の社寺建造物が建築史研究の対象となるのは、1980年代半ばからである。以下に、明治期の社寺建造物に関する近年の主要な研究をまとめる。

・西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開」以下、「歴史的環境」概念の生成史(その1～4)の一連の研究

日本建築学会論文報告集第340号, 351号, 358号, 452号(1984年6月～1993年10月)

あるひとつの地区,あるいは都市の環境を評価するうえでの「歴史的環境」概念を明らかにするため,その生成の過程を歴史的に検証した。廃仏毀釈後から明治30年の古社寺保存法成立まで,および史跡の保存に関する戦前までの経緯を文化財保護行政の発展過程として捉え,数多くの法令の読解を精力的に行った。明治4年5月の太政官布告「古器旧物保存方」を日本で初めての文化財保護法令とし,古社寺保存費の制度から臨時全国宝物取調局の活動,そして古社寺保存法へと至る道筋は,文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』(1960)によって初めて示されたが<sup>7)</sup>,西村の論はこれを補強するもので,その後も建築史における文化財保存史の通説として定着している。

西村は,明治から戦前までの文化財建造物保存の対象の変化を,「歴史の尊重から由緒の尊重へ」「組織(体制)の尊重から実体の尊重へ」という二つの傾向があるとした。しかし,現在の文化財保護行政を前提に,そのルーツを明治時代に求めるその視点は,近代における美術品・古社寺建造物・境内林・旧跡などの成立背景の違いをあいまいにし,全てを「文化財」または「歴史的環境」として一律に覆い隠す偏りから免れることができない。

・藤原恵洋『日本近代建築における和風意匠の歴史的研究』

1988年東京大学学位論文

明治から大正期半ばを対象とし,表現形態としての和風建築意匠の成立と展開について明らかにするため,主要な堂宮系和風建築の文献的な復元を行った。堂宮系和風建築の内には,社寺建造物のほか,明治宮殿や木造公共建築などが含まれている。本論を和風意匠の内的形成過程と外発的 formation 過程に大きく分け,前者を伝統建築からの継承,後者をその翻案・援用・応用とし,前近代と近代以降との差異を,意図的な復古行為や伝統意識の形成に求めた。社寺建造物に建築表現としての和風意匠を見いだすことを目的とし

ているため、社寺行政への言及は少ない。村上重良・岡田米夫らの「国家神道」研究に負って神社行政の展開をまとめ、伊勢神宮式年遷宮・制限図・創建神社や内務省神社局について、個別の検討を行った。

- ・稲葉信子『木子清敬と明治20年代の日本建築学に関する研究』

1989年東京工業大学学位論文

近代日本の建築学と伝統との境界に位置し、明治年間を通じて日本建築に関する幅広い活動を行った木子清敬を研究対象としている。禁裏大工としての木子家および木子清敬の経歴とその作品、帝国大学における日本建築学授業、学会活動、日本建築関係資料の収集といった観点から、明治20年代の建築界における伝統建築教育・研究領域の導入・展開の過程とその契機について考察を行った。木子を媒介として、日本建築教育と古社寺調査が結びつくことを指摘しているが、木子の所有する古社寺調査資料の紹介にとどまり、それらの調査資料が作成された背景についての言及は少ない。

- ・清水重敦『近代解体修理の成立に関する研究』1994年度東京大学修士論文、

および同氏「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」日本建築学会論文報告集第558号（2002年8月）

前者は、古社寺保存修理工事における解体修理を、近世からの伝統の継承性よりも学問的な厳密性が先行する、新たに形成された「近代解体修理」と名付け、その成立過程を建築家の伝統認識の介在から読み解いた。後者は、保存修理工事における人的組織構成の解明に焦点を当て、監督技師と主任技手の出自と施工上の役割を明らかにした。その上で、初期古社寺修理事業を、伝統建築から近代和風建築への継承の場と位置づけた。古社寺を認識し、その工事に携わり、またその保存概念を有するヒトを通して、古社寺保存と日本近代建築界との関係性を読み解く立場をとる。

- ・櫻井敏雄「伝統的様式からみた近代の神社　その空間と造形からの視点」
- ・藤岡洋保「内務省神社局・神祇院時代の神社建築」

『近代の神社景観』中央公論美術出版、1998、pp.415-459、pp.460-484

同書は神社本庁教学研究所所蔵の戦前に撮影された神社関係写真資料の写真集であり、この二論文はその解説として執筆された。

前者は、明治初年の神仏分離令以前の江戸時代の寺社政策と排仏論の展開を述べた後、明治から昭和初期にかけての数多くの神社建築の作品例を挙げて、その様式と建築家について解説を行った。近代の神社の社殿配置において、回廊と楼門を効果的に用いた神社の空間構成が、江戸時代の建築の集約化と複合化

による新たな造形と広い祭場の確保という傾向を継承するものであること、内務省設計の社殿に内務省様式ともいえる様式の確立があることを明らかにした。

後者はまず、明治から戦前にかけての神社建築行政の概略として、神社に関する制度の変遷と官国幣社に対する官費支給の状況をまとめた。その後、近代につくられた神社の配置・平面計画や意匠について、制限図、明治神宮造営計画、角南隆の神社建築観を採り上げて、解説を行った。

両者とも、明治以降の社寺建築に関する建築史研究の層の薄さを指摘するが、前者は大正から戦前にかけての官国幣社を主に対象とし、後者においても府県社以下神社については、営繕費の官費支給が無かったこと、各府県の社寺兵事課が主に管轄していたこと、の二点を指摘するにとどまり、本書の構成上やはり官国幣社を中心に論がまとめられている。

・平賀あまな『古社寺保存法時代の建造物修理手法と保存概念』

2001年東京工業大学学位論文

古社寺保存法時代(明治30年～昭和4年)の建造物修理方針と保存概念の解明を目的としている。古社寺保存法の成立過程を京都を中心とした保存運動の影響から読み解き、滋賀県・京都府・日光の事例から、古社寺保存法の運用の実態を明らかにした。その上で、各時代の建築様式の「標本」を残すことを重視する、という古社寺建造物に対する保存概念を、当時の建築関係者が共有していたとし、そのための多様な修理方法について分析を行った。研究の対象とする時代が明治20年代後半以降のため、その前の時代については前述の西村氏の論に負うところが大きい。

他に、藤原氏の論じた制限図の再検証を行い、成立時期を明治6年4月に遡らせ、その展開過程を明らかにした青木祐介「制限図の作成過程とその成立時期について」(日本建築学会論文報告集第546号、2001年8月)がある。また、海外神社については、青井哲人「台湾神社の造営と日本統治初期における台北の都市改変」(日本建築学会論文報告集第518号)・「朝鮮神宮の鎮座地選定」・「日本植民地期における台湾神社境内の形成・変容過程」(ともに同521号)の一連の成果がある。

また、近代日本における国家と宗教の関係を扱った研究の、近年の動向についても触れておく必要がある。第二次世界大戦後のこの分野の研究において、明治から戦前にかけての国家体制と宗教の関係を明らかにすることは、すなわち「国家神道」を研究することであった。国家神道の定義としては、村上重良の著作『国家神道』<sup>8)</sup>における解釈がほぼ定着しており、山口輝臣によれば村上の提示する国家神道像は「神社神道と皇室神道との結合物としての国家神道は、近代天皇制国家の形成と並行する形で、大日本帝国憲

法と教育勅語とにより確立，それは教義的にまた制度的にも完成されていき，天皇制ファシズム期に至り絶頂期を現出したが，敗戦と神道指令・人間宣言によって解体された<sup>9)</sup>とまとめられる。国家制度であつて宗教ではないとして，神道・仏教・キリスト教の上位に位置づけられた国家神道，という枠組みは現在もなお有効であり，既往の建築史研究における日本近代の宗教制度に関する理解も，多くは村上を中心とする「国家神道」研究に負っているものと見られる。

しかし，近年の研究の傾向としては，神道・仏教・キリスト教の活動や，皇室儀礼に関する膨大な近代史料の解読により，「国家神道」を相対化する視点から多くの成果が挙げられている。

羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房，1994）は，神祇官・宣教師，教部省・教導職などの政治的宗教制度と祭祀制度の解明を目的とし，明治政府の宗教的権力の特質を，国民教化体制の整備と近代教団の形成の過程から明らかにした。

高木博志『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房，1997）は，近世から近代への天皇制の移行・変容において，天皇制の文化的な諸要素の変化が，日本という国民国家の形成と固有の文化的諸要素の創出に与えた影響を明らかにした。同書ではその文化的諸要素として，天皇就任儀礼，年中行事，文化財の三点を中心に，「旧観」保存という名の元での「伝統」の創造過程を明らかにしている。

新田均『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂，1997）は，近代日本の政教関係の形成期における浄土真宗の役割を強調し，神社非宗教論と公認教制度が，浄土真宗の主張に沿って採用されたことを明らかにした。また，村上の「国家神道」論における神社神道と皇室神道の直結性は，明治初期憲法制定期までは成立せず，この時期はむしろ政教分離が進められた時期であったことを明らかにした。

山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会，1999）は，近代日本における「宗教」概念の生成から明治憲法による制度化に至る過程と，その後明治末期までの変容の過程を対象とし，前者においては，キリスト教の公許を巡る問題を軸とした社寺に対する政策の動向を，後者については社寺上地林・古社寺保存・宗教法案などの政策の形成過程を明らかにした。

結果的にはあるが，本論文における著者の近代日本の社寺行政・宗教政策に関する理解は，これらの研究の成果に負うところが大きい。

### 3. 研究の範囲と方法

先に挙げた建築史の既往研究は，明治時代から本論文が対象としない大正時代以降も含めて，近代の社寺建造物に関する研究を広く採り上げたが，やはり研究の対象となるのは建築家の活躍が始まる明治後期からであり，明治初年から10年代にかけての時期はとりわけ言及が乏しいといわざるを得ない。また，制限図研究を含む，百数十社しかない官国幣社を対象とした研究からは，その数百倍を数える府県郷社・無

## 序論

格社と寺院を含むいわゆる一般社寺のありようを窺い知ることはできない。近代の社寺造営と古社寺保存を、前者は作品の解説として、後者は文化財保存の成立史として別々に語るのも、戦前とは異なる近年の傾向といえよう。

社寺建造物を代表するヒトも作品も空白である明治前期を研究対象にする方法として、まず明治政府が社寺とその建造物をどの程度把握し、いかに認識していたのかを明らかにすることを目的とし、行政による社寺調査に焦点を当てた。帝国大学における日本建築教育においても、古社寺保存法の制定においても、明治政府の側になんらの準備もなく体制を整えることは不可能である。人材の育成に並行して必要な、「情報」収集の方法とその成果の質を、まず考察の対象とした。

本論文の構成は、序論と本論5章と結論から成る。

序論においては研究の目的と意義、従来の研究、研究の範囲と方法について述べる。

本論は、以下の5章から構成される。

第1章「松室重光『京都府古社寺建築調査報告』について」では、古社寺保存法成立直後の古社寺建造物調査について、新出資料を用いて考察を行った。日本建築史研究が始まったばかりの明治30年、奈良県下の古社寺建造物について短期間で的確な調査を行ったと評価される関野貞の『古社寺建築物保存調査復命書』については、これまでよく知られている。その直後、京都市に技師として赴任した松室重光が、関野の方法を踏襲して京都の古社寺建造物の調査を行った。これまで不明であったその報告書『京都府古社寺建築調査報告』について、その内容を検討した。両報告書の比較から二人の視点の違いを洗い出し、松室の調査についての評価を行った。あわせて関野・松室が参照し、かつ批判の対象とした、過去の社寺調査があったことを指摘する。それは内務省社寺局によって明治15年から行われ、調査時より400年以前に建立され現存する、という条件に当てはまる建造物について、全国の社寺から取調書の提出を求めるというものであった。その内務省の古社寺建造物調査に対して、関野・松室がどのような成果を挙げたのかという点から、関野の調査報告の再評価と、両調査報告書の新たな史的位置づけを行った。

第2章「明治10年代における古社寺建造物調査について」では、関野・松室の調査に先行する古社寺建造物調査の実態を明らかにした。前章で扱った内務省社寺局の400年前社寺建造物調査は、その取調書を編製した簿冊『内務省社寺局古社寺建物調簿』が現在のところ所在不明である。そこで、この調査に関係する断片的な資料から、調査の状況と成果の検証を行った。用いた資料は、奈良県が自県の控として保管していた『大和国四百年前古社寺調』、京都府の調査の成果物の写本である『京都府下四百年前社寺建物調書』、またこの調査結果を元に1000年以前の建立のもののみを抜粋して作成された『千年前社寺建物表』の写本二種の、計四部である。それぞれの資料の解読を行い、この調査の実態とその成果について明らかに

した。

また、内務省とは別に工部省も、明治18年に古社寺建造物の調査を行っている。『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』という資料に部分的に含まれていた取調書を用い、その調査結果の解釈から本調査の内容を明らかにした。内務・工部両省の調査内容の比較から、当時の明治政府による古社寺建造物に対する認識について考察した。

第3章「社寺の創立再興復旧の件を巡る一連の政策について」では、前章に続いて内務省社寺局の400年前社寺建造物調査を採り上げ、調査が社寺の「創立再興復旧」の問題を巡る一連の政策の中で行われたものであったことを明らかにした。政府は明治11年、一般社寺について信教の自由を認める立場から、江戸時代から引き続いて厳しく規制していた社寺の新規創立を、事実上解禁した。しかし、廃仏毀釈からの復興を含め、社寺数が急激に増加し、既存の社寺の存続を脅かしかねない問題となった。古社寺の修繕維持を支援する古社寺保存費の制度が明治13年に始められたばかりでもあり、一般社寺の増加と古社寺の存続が、対立する問題として認識された。結局は明治19年に至り、社寺の創立再興復旧は一部の例外を除き、原則禁止とされる。この過程で、既存の社寺については境内の整備が求められ、建造物の再建期限が定められ、そして400年前社寺建造物調査が行われた。また、残された一部の例外「移民地及特別ノ縁故アル者」の創立とは、近代創建神社のその後の方向性を示している。古社寺保存費の制度を補強するために、400年前社寺建造物調査が行われたこと、そして明治10年代を通して揺れ動いたこの政策の過程で、近代における一般社寺の造営活動の方向性が決定されたことを明らかにした。

第4章「東大寺大仏殿明治修理について」では、明治10年代に始まる社寺の修理事業の状況を、具体的な事例を通して検証した。東大寺大仏殿明治修理は明治15年に始められ、その後、明治30年代からの古社寺保存事業によって結実した、数少ない事例である。長期にわたる工事であり、当時の社会情勢に大きく左右されながら何度も行き詰まり、工事方針や修理設計の変更も数次にわたるものであった。明治期の社寺造営を取り巻く環境が、どのように整備されていくか、当事業はその状況を観察できる好事例であることを明らかにした。

明治15年に着手された修理計画は資金収集が順調に進まず、いったんは挫折しかけた。明治24年の濃尾地震をきっかけに、当時内務省技師であった妻木頼黄が奈良県の求めに応じて調査に訪れ、修理設計が改めて行われた。しかし再び資金不足により行き詰まり、古社寺保存法のもとで、ようやく事業は軌道に乗った。妻木頼黄設計による軸部の歪みの補正を主とする明治24年案、大仏殿の全解体を行い小屋を中心に補強材を付加する明治32年案、そして明治38年前後に検討された構造の大胆な改造を伴う三案を紹介し、これらが最終的に行われた鉄骨による構造補強案にどう結びついていったか、事業の経過と妻木頼黄の関与という点から考察を行った。明治の建築技術史の観点からも特異なこの事例から、近代における社

寺建造物修理の一つのあり方を読み解いた。

第5章「修理の財源に関する明治前期の状況と古社寺保存法について」では、社寺修理の資金面に関する問題を採り上げた。第3章で示した通り、明治政府は既存の社寺の存続を優先して、新規の社寺の創立を厳しく規制する方針をとった。一方、既存の社寺の維持修理に関しては特に規制を設けなかったものの、明治初期においては修理を名目とした社寺の諸興行を、風紀向上のため禁止した。明治10年代に入るとこれらの禁止が解除され、寺院の勤進活動や有志による保存会の活動などが活発化する。皇室へも資金援助の請願が集中し、宮内省は内規を設け、賜金を施すことで対応した。そうした活動の一つが、第4章で扱った東大寺大仏殿明治修理を遂行した大仏会である。同会の修理財源確保のための活動を検証し、その上で、明治前期の行政と社寺の関係が古社寺保存法の成立によりどう変化したか、古社寺保存費の増額をめぐる議会での討論を踏まえて、古社寺保存法による保存修理体制成立の意義について、総括的な考察を行った。

結論ではまず、本論で扱った事項を時代順に配列することで、本論文の全体像を示した。明治10年代の社寺の「創立再興復旧」の件を巡る一連の状況は、その後の近代の社寺造営と古社寺保存に大きな影響を及ぼした。この状況の下で、社寺行政の中での古社寺建造物の役割が見いだされ、400年前社寺建造物調査を通して、後に古社寺保存が開始されるための基盤が整えられていく。しかし、明治10年代のこうした動きと、明治30年代からの古社寺保存との間には、「古社寺建造物」の定義と、社寺への行政から支援体制の転換の二点において、大きな隔たりも存在することを明らかにした。

なお、本論文は一次資料である明治時代の行政文書の解読を中心に行い、二次資料である同時代の出版物を用いることで前者を補強して、論を構成した。本論の主要な資料の多くは、既往の研究では紹介されることがなく、また閲覧が困難なものもある。そうした資料のうち、特に重要なものについては翻刻を行い、巻末に収録した。本論文で用いた主要な資料の収蔵先と資料名は、以下の通りである(アイウエオ順)。

1. 京都府立総合資料館  
「京都府行政文書」のうち、古社寺修理関係書類
2. 国文学研究資料館  
『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』(マイクロフィルム)
3. 国立公文書館  
『太政類典』、『公文類聚』、『公文録』ほかのうち、社寺行政関係書類
4. 国立国会図書館憲政資料室  
井上馨文書および品川弥二郎文書のうち、『千年前社寺建物表』を含む社寺行政関係書類
5. 東京大学建築学科  
松室重光資料、および石井敬吉卒業論文「日本仏寺建築沿革略史」
6. 東大寺図書館  
「当初修理計画諸案」図面21枚
7. 都立中央図書館特別文庫室

木子文庫のうち，東大寺大仏殿修理関係資料，および『京都府下四百年前社寺建物調書』，『千年以上社寺建物一覧表』

8. 奈良県立奈良図書館

「奈良県庁文書（奈良県行政文書）」のうち，古社寺修理関係書類，東大寺大仏殿修理関係書類，および『大和国四百年前古社寺調』

9. 日本建築学会図書館妻木文庫

妻木文庫のうち，東大寺大仏殿明治修理関係書類

## 序論

### 註

- 1) 工学会・啓明会『明治工業史 建築篇』工学会明治工業史発行所，1930，p.729
- 2) 太田博太郎『日本建築史序説 増補第二版』彰国社，1989（第一版 1947 発行）
- 3) 建築学大系編集委員『建築学大系 4 日本建築史・東洋建築史』彰国社，1957
- 4) 伊東忠太「明治以降の建築史」，『伊東忠太著作集 1 日本建築の研究・上』（1982，原書房，pp.326-372）に収録されている。
- 5) 『明治工業史 建築篇』pp.729-742。同書 p.2 に宗教建築の協力者として伊東の名がある。
- 6) 藤島該治郎『明治大正昭和仏教建築史』私家版，日本建築学会図書館所蔵。奥付がないが，p.39 に天沼俊一が京都帝国大学教授を本年定年，と記す記述があることと寄贈年月日の判から，昭和11年と判断した。
- 7) 文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』大蔵省印刷局，1960，pp.12-40
- 8) 村上重良『国家神道』岩波書店，1970
- 9) 山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会，1999，p.16

# 本論

## 第 1 章 松室重光『京都府古社寺建築調査報告』について

1. はじめに
2. 『京都府古社寺建築調査報告』の概要
3. 関野貞『古社寺建造物保存調査復命書』との比較
4. 社寺明細帳と 400 年前社寺建造物調査
5. 『京都府古社寺建築調査報告』の特徴
6. 小結

## 第1章 松室重光『京都府古社寺建築調査報告』について

### 1. はじめに

奈良県下の古社寺建造物の調査と保存のため、明治29(1896)年12月に同地に赴任した関野貞が、翌30年6月に奈良県に提出した『古社寺建造物保存調査復命書』(以下「関野の報告書」、引用元として示すときは(関野)とする)は、日本建築史の方法論が確立されていない時期に正確な年代判定を行ったものとして、高く評価されている<sup>1)</sup>。建築様式上の時代区分と年代判定の重要性を説き、その後全国へ展開する古社寺保存の道筋を示したことは従来指摘されてきた<sup>2)</sup>。

ここに紹介する『京都府古社寺建築調査報告』(以下「松室の報告書」、引用元として示すときは(松室)とする)は、関野の調査の直後、京都で同様の調査が行われたことを示す資料である。この松室の報告書は、関野の報告書に大きく影響を受けており、両者を比較することにより、それぞれの調査が持つ意味をより深く理解することができる。あわせて、彼らの調査に先行する、内務省による古社寺建造物の調査との関係も明らかにした。関野・松室によってもたらされた調査成果の背景を探り、彼らが行った古社寺建造物の評価の意義を考察する<sup>3)</sup>。

### 2. 『京都府古社寺建築調査報告』の概要

『京都府古社寺建築調査報告』<sup>4)</sup>は罫紙18枚からなり、二つ折り和綴りで半紙の表紙が付けられている。資料名はこの表紙に記されたタイトルによる。この資料は3編より構成され、「古社寺建築物調査意見書」7枚、「京都市及山城八郡古社寺建築物年紀」7枚、「京都市及山城八郡古社寺建築物等級表」4枚(以下それぞれ「本文」「年紀」「等級表」)が一冊に綴じられている。作成者名、作成日の日付などの記載はない。しかしその内容より、明治期京都における古社寺保存事業に関する資料であることが明らかであることから、東京大学所蔵の松室重光資料<sup>5)</sup>と照合したところ、それぞれ別の資料群に分けられていたほぼ同内容の資料を見つけることができた。対応関係は以下の通りである。

『京都府古社寺建築調査報告』

A. 古社寺建築物調査意見書

B. 京都市及山城八郡古社寺建築物年紀

C. 京都市及山城八郡古社寺建築物等級表

『東大松室重光資料』

a. 古社寺建築物調査意見書

a'. 古社寺建築物保存調査意見書

c. 京都市山城古社寺建築物等級表

(A,a,a' と, C,c がそれぞれほぼ同内容)

a'の「古社寺建築物保存調査意見書」には、最初に「稿本」、奥付に「三十年十二月 技師 松室重光 京都市参事会 京都府知事 内海忠勝殿」と記されており、これが明治30年12月に技師松室重光から京都府知事に提出された書類の下書きであることがわかる<sup>6)</sup>。なお松室重光(1873-1937)は東京帝国大学を卒業後、明治30年8月京都市嘱託技師として京都府に赴任。翌31年から37年まで京都府技師として、京都府における古社寺保存事業を担当した。

さて一方、同年11月の建築雑誌131号雑報欄に「京都に於ける古社寺調査」<sup>7)</sup>という記事がある。この

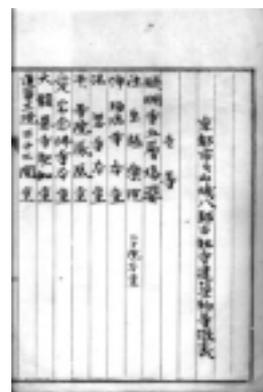
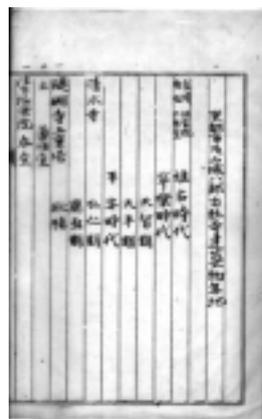


写真1.「京都府古社寺建築調査報告」(左上)表紙 (右上)意見書 (左下)年紀 (右下)等級表

なかに「京都市にては古社寺保存の主旨に依り松室工学士を傭聘し古建築物の調査を為さしめつゝありしに此の程市内に於ける古社寺調査の大体は略ぼ結了せしに依り…」とあり、明治30年末までに松室によって、京都の古社寺建造物の調査が行われたことがわかる。

すなわち松室は、明治30年8月の赴任以降、同年内に古社寺建造物の調査を行い、12月に京都府に書類を提出した。ただし『京都府古社寺建築調査報告』がそうした書類であれば、本来は京都府に納められているはずである。しかし、東大松室重光資料から判明する松室の筆跡とは明らかに異なっていることから、この資料は提出された原本を後世、別の人物が筆写したものと思われる。筆写した人物や時期、目的は明らかではない。また筆写に伴う誤字脱字省略など情報の劣化は免れえないが、本文・年紀・等級表が一冊に綴じられていることに、この資料の価値がある。以下、この資料を上記の経緯によって京都府に提出された報告書の写本と仮定して、内容を読み解いていくこととする。なお巻末に、この資料の全文を収録した(資料翻刻1)。

### 3. 関野貞『古社寺建造物保存調査復命書』との比較

『京都府古社寺建築調査報告』を一読して分かることは、先に挙げた関野貞の『古社寺建造物保存調査復命書』と内容構成が酷似していることである。関野の報告書は、県下の古社寺のうち建築沿革上の参考となる約80棟について年代判定を行い、建築的価値と破損の程度を五等級に、修繕の順序を三期にわけて、それぞれ「奈良県古社寺建築物年代判定表」「奈良県古社寺建築物等級表」「奈良県古社寺建築物修繕期調査表」として表にまとめた。報告書の本文中においては、県下の古社寺建造物の状況を述べた後、保存事業の方針、時代区分の設定、各時代の代表的な建築とその特色、古社寺建造物の評価方法、現在の事業の進捗状況の順にまとめている。以下に、両報告書の本文を比較しながら、その内容を追っていく。

まず「京都八桓武天皇以来、歴世ノ帝都」(松室、以下引用文中には句読点を適宜補筆した)、「上古、歴朝帝都ノアリシ所」(関野)と、それぞれ京都府・奈良県と皇室との由緒が冒頭に語られる。続いて、「文物技芸ニ資シ、建築、美術ノ模範タルヘキモノ、又甚タ渺ナカラス」(松室)、「昔時、美術、工芸ノ真相ヲ直ニ吾人ニ紹介シ、史学、考古学ノ参考トナリ、建築、絵画、彫刻諸術ノ模範トナル者、亦鮮ナカラス」(関野)と、「建築、美術ノ模範」が少なからず現存することを記す。ところがその模範となるものを「史伝ニ徴シテ其四百年以前ノ建設ニ係リ、現時ニ残存シテ、真ニ芸術、歴史ニ資スヘキモノ」(松室)、「其建築物ノ真ニ四百年前ノ建立ニカ、リ、美術、工芸ノ模範トナリ、建築沿革上ノ参考トナルモノ」(関野)と、400年前に建設された、という基準で絞り込んでいる。その意味については、後に述べることとする。

そして古社寺建造物の保存方法を、「其破損ヲ補ヒ、其腐朽ヲ防キテ、永遠ニ保存スル、之レ第一タリ。現時存在スル古社寺建築物一般ノ正確明細ナル図面ヲ調製シ、他日ノ異変アルモ、以テ其形式ヲ考ヘ再興

ノ資トスル、之レ其二ナリ」(松室)、「現存スル所ノ建築物ヲ鄭重ニ保護シ、其破損ヲ補ヒ、其頽敗ヲ防キ、以テ之ヲ永遠ニ伝フルハ、是保存ノ第一ナリ。現存スル所ノ建築物ノ正確詳密ナル図面ヲ調製シ、異日不虞ノ変アルモ、抛リテ以テ其形式手法ノ如何ヲ後世ニ遺シ、併テ再興ノ資料ニ供スル、是保存ノ第二ナリ」(関野)と提案して、破損・腐朽の補修を第一とし、正確な図面を製作し、不測の事態が起きても再興、即ち復元できることを第二とする。そして、

1. 調査によって修理工事に着手する建築の順序を決める
2. その順序に従い図面を作成する
3. 同じく仕様書・明細書を作成する
4. その仕様書・明細書に基づき保存金<sup>9)</sup>の下付を内務省に照合する

と手順を四段階にして示すところも共通している。

続けて、調査結果を年代・価値の等級・破損度で分類してまとめたことを述べ、その評価の基準としてまず、「仏教渡来以前ノ建築」から「明治」まで、時代区分を設定する。「絵画、彫刻、若シクハ建築ノ如キ各種ノ美術ハ、各其時代ノ理想ヲ発輝スルモノニシテ、(中略)結構形式其様一ナラス。之カ年代ヲ区分シ、之カ類別ヲ定ムル事ハ、極メテ大事」(松室)、「建築、絵画、彫刻ノ如キ美術ハ、各時代ノ理想ヲ發揮シ、(中略)絵画、彫刻ハ措テ論セス、我邦ノ建築物ニ就テ之ヲ觀ルニ、各時代ノ形式手法、各或期間ニ於テ、多少共通ノ性質、特色ヲ具有セリ」(関野)と、建築が「各時代ノ理想ヲ發揮」するとして時代区分による分類の重要性を挙げる。その後、各時代の理想と、その時代を代表する建築をそれぞれの調査対象から挙げていく。

時代区分に用いられる時代名称は、松室が藤原式と鎌倉式の間「平氏」を設ける点異なるが、関野も時代区分表のすぐ後に、藤原期の後期を「平氏期」とすることも可能、と述べていることから、基本的には一致している。むしろ松室のユニークな点は、弘仁式から徳川式までを「第四期 平安時代」としてくくることである。京都に朝廷があった期間を、政治史的に連続したものとして、京都の特殊性を主張するためであろう。そして松室は、弘仁式以前の形式をもつ建築が京都にはないことを嘆き、鎌倉式を快活簡勁、室町期を閑雅簡潔、織田豊臣期を豪華究壯、徳川期を艶明・莊重と表現する。関野は、推古時代を優雅高古、寧楽時代を雄大宏麗、藤原期を優美曲麗からその末期を纖巧綺縟に失する、といったように、やはり徳川期に至るまでの時代の理想を表現する。こうした時代区分の方法や「時代ノ理想」論が、岡倉天心の日本美術史論に大きく影響を受けていることは、従来指摘のある通りである<sup>9)</sup>。

しかし、調査対象を各年代に区分するにあたり「創立、沿革ノ年紀ヲ調査シタルモ、誌伝口碑共ニ信ス

## 第1章

ヘキモノ僅カニシテ、多クハ其当ヲ欠ケリ。即今回ノ調査ハ、各種建築物ノ形式、手法、結構、特色ノ異同ヲ察シテ、其年代ヲ分チ、其価値ヲ判ス」(松室)、「寺伝若シクハ口碑ニヨリ調査シタルニ、其信スヘキハ僅々十ノ二三ニ上ラス、概子杜撰荒唐ノ甚シキ者ナリ。因リテ、各建築物ノ形式、手法ノ如何ヲ見、其特色性質ノ異同ヲ審カニシ、試ニ其年代ヲ判定シ、別表ノ如ク之ヲ分類シタリ」(関野)と、寺伝や口碑による沿革は信憑性に欠けることから、各建築の「形式手法」によって評価する方法をとった、とする。

続けて、建築の価値を三種に分け、技術上の価値(意匠・構造・材料)、沿革上の価値(当時の形式の代表)、意匠の価値があるが、時代の発達により左右される前二者に対し、「独り意匠ノ事ニ至リテハ、建築家ノ技倆ニ依ルカユヘニ、特ニ重大ノ価値アルモノ」(松室)「独意匠ニアリテハ、全ク建築家ノ手腕天才ニ属シ、建築物ヲシテ崇高優美奇抜ノ觀ヲ呈シ、始メテ美術的ノ者トナラシムル主要ノ者」(関野)として、意匠の価値を最も重要とする。

そして、等級表の分類の基準を挙げるが、それぞれ一番低い評価を「三等以下ニ属スルモノハ、此以外ノ諸建築ニシテ、或ハ当代建築ノ様式ノ一部ヲ存スルモノ、其敗類腐朽、又起スニ由ナキモノ、若シクハ歴史、由緒ニ多少ノ縁故アリテ、都下文物ノ発達ニ参シタルモノ等ナリ」(松室)、「等外ニ属スルモノハ、四百年前ノ建築ニカ、ル明カナルモ、後世非常ノ変更ヲナシ、殆ント当初ノ形式手法ヲ見ル能ハサルモノカ、若シクハ非常ノ頽廢ヲ来タシ、到底完全ノ修繕ヲ加フル能ハサル者カ、或ハ技術上沿革上ノ価値極メテ少キ者等ヲ挙ク」(関野)とし、関野の報告書においては改めて「四百年前」が基準としてあげられる。後世の変更により当初の様式をその一部のみ残すものに対して、ともに最低の評価が与えられている。ただし松室は続けて、「只京都ノ諸建築ハ、之ヲ南都ノ物ニ比スレハ、其推古天平ノ高崇古雅優麗ノ觀少シト雖トモ、而モ平安京創設以降千年ノ治乱興敗拳ケテ此間ニ起リタルカ故ニ、特ニ其歴史的沿革ニ重キヲ置ケリ。固ヨリ、奈良ト同視スヘキニアラス」(松室)すなわち、推古天平の古代の建築を有する奈良に対し、それらを有しない京都においては歴史的沿革を重視すべき、として京都と奈良の違いを強調する。この意味については後に述べる。続けて、破損度の等級についても、松室・関野ともに解説する。

最後に、それぞれの府県の古社寺保存の進捗状況をまとめ、修理工事の終了したもの、着手中のもの、設計が終了したもの、調査図面が完成したもの、に分類し、それぞれの社寺名を挙げる。松室は「今後、即実測着手、修繕設計其順序ヲ終ヘテ進マントス。即規模ヲ広メ、技手ヲ増シ、漸次其完ヲ期セム」(松室)と今後の展望を述べ、関野は「古社寺保存ニ関スル諸般ノ計画ノ如キハ、別ニ開陳スル所アラントス」(関野)すなわち保存の計画は更に別途報告するとして、それぞれの結びとしている。

以上に見てきたとおり、松室の報告書が関野の報告書を種本にしていることは疑いない。関野の報告書は明治30(1897)年6月に提出されており、松室が調査を開始したのがその年の9月。東大松室重光資料には、関野の報告書の写本があることも確認されている。

#### 4. 社寺明細帳と400年前社寺建造物調査

さて、関野の報告書に対しては、「個々の建築についてのモノグラフはほとんど皆無に近く、古建築を観察する方法の確立していなかった当時において、これは驚嘆すべき仕事である。社寺350か所を半年で調べ上げたスピードもそうであるが、古建築の時代判定が正鵠を射ている点が驚嘆に値するのである。何らかの手がかりや方法、あるいは蓄積があって、それに基づいてなされた仕事ではなかった。正確な時代判定に到達するまでのすべての手続きを、おそらく彼は古建築そのものの中からひき出したに違いないのである。」<sup>10)</sup>とする評価がある。しかし、このスピードに対する評価には疑問がある。松室の場合さらに短く、明治30年9月に開始し12月に提出、すなわち足掛け4ヶ月の調査期間しかなかった。関野という先達がいとはいえ、調査対象は松室自身が京都の地で見つけなければならない。報告書の本文中には現れなくとも、やはり彼らの調査に先行する「何らかの手がかりや方法、あるいは蓄積」があったと見るのが適当であろう。

年代は少し遡るが、明治25(1892)年1月より建築雑誌において連載された石井敬吉の「日本仏寺建築沿革略」、その初回の巻頭に石井が引用した資料が記されている<sup>11)</sup>。その中で「内務省社寺局ノ古社寺建物調簿(該簿ハ内務省ニ於テ各社寺ニ命シテ明治十七年ヲ距ルコト四百年以前ニ建立ノ神社仏寺諸建物ニ就キテ主トシテ営繕、建坪、所在、図面、創立、略沿革等ヲ上申セシメタルモノナリ 内務省社寺局ニハ別ニ神社及仏寺明細簿ト云フ書類アリ此内ノ由緒ト云フ箇条ニ就キテ古建築物等ヲ研究スルハ要アル事ナリ然レトモ大冊物ナルヲ以テ其研究ヲ他日ニ譲レリ)」と述べ、内務省社寺局に当時『古社寺建物調簿』と『神社及仏寺明細簿』という、二種類の社寺に関する簿冊があることが分かる。

まず後者の『神社及仏寺明細簿』は、神社明細帳・寺院明細帳の名で知られる簿冊のことである。明治12年6月、内務省は各府県に対し書式を示して、各社寺の実態を報告するよう求めた<sup>12)</sup>。その内容は、神社明細帳は鎮座地、社格、社名、祭神、由緒、建物種類、境内坪数、境内神社、氏子等、氏子のないものは崇敬者、管轄庁までの距離里数、略配置図、寺院明細帳は所在地、宗派名、寺名、本尊、由緒、建物種類、境内坪数、境内仏堂、境内庵室、檀徒、檀徒のないものは信徒、管轄庁までの距離里数、略配置図であった。伊勢神宮・靖国神社と官国幣社を除き、公認の神社・寺院であるためには必ずこれに搭載されなければならない。その後、項目の追加や改定を経ながら、神社明細帳は終戦時まで、寺院明細帳は宗教団体法施行(昭和15年4月1日)の時まで公証力を有した。記載事項に変更が生じた時には毎月(後に半年毎)内務省へ報告させ、内務省と府県とに常に同内容のものが備え付けられているようにしていた<sup>13)</sup>。

奈良県においては明治23(1890)年12月、「十二年調社寺明細帳」の内容が不十分なため、翌24年6月30日をもって新たに提出するよう求めている<sup>14)</sup>。しかし明治26年になっても提出状況は思わしくなかった

## 第1章

ようで「全管三千六百有余社寺ヨリ凡ソ八分八進達セシモ其脱漏誤謬等ヲ訂正編入ノ手續ヲナサシメ或ハ実地ニ就キ調査ヲ為セシ等ニテ全ク浄書完結セシモノハ僅ニ六分ニシテ」<sup>15)</sup>とある。不十分とはいえ、社寺明細帳によって県下の3,600以上の社寺を、奈良県が当時把握していたことも分かる。

ところで、この明細帳から得られる建築に関するデータは、基本的に主要建物の梁行・桁行、略配置図、由緒に記された創建・修理の年といったところである<sup>16)</sup>。関野・松室が調査に先立ち参照したとしても、石井が「大冊物なるを以て其研究を他日に譲れり」として研究を先送りにしたように、記載された社寺数は多くとも、調査対象となるべき古社寺建造物を絞り込むには適当な資料でなかったであろう。

一方、前者であるが、こちらは明治15(1882)年11月7日の内務省達乙第五十八号<sup>17)</sup>が、関係していると考えられる。

内務省達乙第五十八号

府県

各管内社寺及堂塔之類大凡四百年前之建造物現存スル向ハ別紙書式ニ準シ取調来ル十六年三月限り当省へ可差出此旨相達候事

内務卿山田顕義代理

明治十五年十一月七日 大蔵卿松方正義

書式

府県国郡町村字番地

某社寺堂塔

一 建物名称

但間数并建坪及白木木造又ハ何塗屋根何葺

一 従来修繕年月及費額ノ出所官私ノ別

一 地種并坪数名受トモ

一 管轄庁ヘノ距離

一 地所并建物現況ノ絵図

但絵図ハ建物一棟ヲ正面及妻二様ニ製シ美濃紙半枚ニ縮写シ側ニ名称ヲ記シ且別ニ地所建物坪数位置及接近地ノ景況ヲ詳ニスル美濃紙一枚ノ見取図ヲ添フヘシ

備考 建物ニ関スル種々ノ雑件伝説アルモノヲ詳記ス

社寺明細帳に先行する調査もいくつかあった<sup>18)</sup>が、400年より前に建立され現存するもの、として建築に対象を当てた明治政府の社寺調査はこれが初めてである。2年の錯誤はあるが、達文の内容から、石井のいう『古社寺建物帳簿』とは、この調査(以後、達文中の「社寺及堂塔之類大凡四百年前之建造物」より、「400年前社寺建造物調査」と名付ける)に基づいて作成された簿冊に付けられた表題とみてよいだろう。

現在、この簿冊の所在は不明だが、その奈良県側の控に相当するものが、奈良県立奈良図書館に残されている。『大和国四百年前古社寺調』<sup>19)</sup>というこの簿冊には、明治16年から26年にかけて各社寺から提出された取調書が綴られ、12社56寺計220棟の社寺建造物が掲載されている。各書類は「右八客年乙第七拾五号御達ニ基キ取調上申候也」と結ばれている。乙第七十五号とは、内務省達乙第五十八号を受けて同年12月26日に大阪府知事<sup>20)</sup>から府下の郡役所・戸長役所宛に出されたもので、内容は同じである。

なお、400年前という年代設定に関しては、「400年以前=文明18(1486)年以前」という定義が、明治11(1878)年の内務省達乙第四十一号まで遡ることが明らかにされているが、なぜこの年に設定されたのかは明らかでない。西村氏は「わが国初の古社寺の定義は「おおよそ400年以前に創立された社寺」だったとし、建造物の新旧に関わりなく、組織としての古社寺を何らかのかたちで保護しようとする目的で、この年限を設定したとする<sup>21)</sup>。これに対し、内務省達乙第五十八号では社寺の創立ではなく、建築年で400年以前と以後を分けることで、「古社寺建造物」を事実上定義した<sup>22)</sup>ことが画期的といえる。

社寺明細帳と同様に400年前社寺建造物調査の記録は、内務省と各府県に同内容の簿冊として備えられていたはずである。京都府の簿冊の原本については現在見つからないが、関野貞は明治28年「鳳凰堂建築説」において、参考文献の一つとして『京都府四百年前社寺建物調書』の名を挙げており<sup>23)</sup>、その名前からこの京都の簿冊にあたるものと見てよいであろう。よって関野・松室は、400年前社寺建造物調査の記録の存在は当然認識していたはずであり、また最も身近に閲覧できる立場にあった。彼らが報告書の中で、「史伝ニ徴シテ其四百年以前ノ建設ニ係リ現時ニ残存シテ真ニ芸術歴史ニ資スヘキモノ」(松室)として、「芸術歴史ニ資スヘキモノ」を400年以前に建設された、という基準で絞り込んでいるのは、この400年前社寺建造物調査の記録によって調査対象に見当をつけたことを暗に示している<sup>24)</sup>。

しかし、先行する調査があることが、関野・松室の調査の価値を下げるわけではない<sup>25)</sup>。400年前社寺建造物調査は各社寺の自発的な提出によるものであり、「誌伝口碑共ニ信スヘキモノ僅カニシテ多クハ其当ヲ欠ケリ」(松室)と彼らが非難する、誌伝口碑に基づく調査であった。だからこそ、400年前という絶対年代による評価を克服するために、「建築物ノ形式」に基づく相対年代による評価方法を新たに取り入れたのである。彼らの調査と同じ年、明治30年6月公布の古社寺保存法において、国宝および特別保護建造物の資格は「特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」とされ、年限の規定がないことから、そうした

評価方法が求められた、とも言えよう<sup>26)</sup>。こうして「古社寺建造物」の定義を変更した点にこそ、彼らの調査の史的意義がある。

なお、400年前社寺建造物調査の目的や成果と、調査の背景については、第2章および第3章にて検証する。

## 5. 『京都府古社寺建築調査報告』の特徴

さて、残る「年紀」と「等級表」について見ていくこととする。

年紀には、本文中と同じ時代区分により、161棟および1寺(清水寺)が分類される。等級表には、90棟及び4伽藍(各伽藍に含まれる棟数も合わせると計127棟)が挙げられる。総数に大きな隔たりがあるのは、等外に分類されたものを記入しなかったと考えられるが、逆に等級表の一等にある三千院本堂が年紀には記されていないなど、不審な点もある。また年紀には、約半数の建築に一から五までの数字が振られているが、これは等級表の分類とは一致しない。関野の「修繕期調査表」に相当する表が松室の報告書にはないため、この数字が「破損ノ度」を示すものと思われる。豊臣織田期の途中から徳川期にかけて数字が振られていないのは、修理の必要なしとして松室がもともと記さなかったのか、筆写時に写し漏れたのかは分からない。

総数としては、関野のほぼ二倍にあたる。年紀において、織田豊臣期に34棟、徳川期に71棟が分類され、あわせて全体のほぼ三分の二をしめており、関野が「今回ノ調査八室町時代以前ノ建築物ヲ主トシ豊臣氏以後ニ及ハス」としているのと対照的である。

年紀の中で目を引くのが、推古時代に分類された広隆寺桂宮院本堂と頂法寺六角堂である。もちろん現在、これらを推古時代(飛鳥時代)の建築と見る者はいない。これは松室の単なる誤りなのであろうか。この点について以下に見ていくこととする。

鎌倉時代より京都での太子信仰の中心地であった広隆寺の桂宮院本堂は、和様の八角円堂で、現在は国宝に指定されている。聖徳太子を祀る堂として建立され、現存する勸進簿により建長3(1251)年以降の建立と考えられている<sup>27)</sup>。

さて、『京都府四百年前社寺建物調書』は現在確認できない<sup>28)</sup>が、先に挙げた「日本仏寺建築沿革略」の中で、石井敬吉がその一部(ただし内務省保管の簿冊から)を引用している。広隆寺については「古社寺調簿に依れば、広隆寺は山城国葛野郡大太秦村字蜂岡にあり。一 桂宮院八面にして、一面間二間五尺、建坪五坪三分五厘あり。八角堂にして、白木造り、宝形屋根、檜皮葺。推古天皇十二年秋八月、聖徳太子自ら土木を運し宮殿を建て、楓野別宮と称す。後改て梵字とし、桂宮院と号す。建物、今を距る一千二百八十七年の旧観なり。一 講堂桁行八間半梁間六間四尺、丹塗小棟造屋根瓦葺、近衛天皇久安六年正

月火災に罹り、伽藍堂大半焼亡す。修営五ヶ年を経て落成す。二条天皇永万九年勅会堂供養あり、今の堂其時の再建に係る、七百二十五年の古物なり（年数は皆明治廿四年迄改算したり）」<sup>29</sup>（句読点は筆者補筆、以下同じ）とある。すなわち聖徳太子の別宮が後に桂宮院となって、久安6（1150）年の火災でも焼失せず残った、と当時は伝えられていた。なお石井は、数多くの修繕によって旧観が失われているが、その説は妥当と判断している。松室は、年紀においてはこの堂を推古時代に分類しながらも、等級表では三等としている。

一方、頂法寺六角堂は明治8年の再建であり、推古時代に建てられたと松室が見誤ることは当然ありえない。また、等級表には含めていない。寺伝によると、聖徳太子が同地に六角の小堂をつくったことがこの寺の創建と伝えられる<sup>30</sup>。

また本文中では推古時代で法観寺の名も挙げながら、法観寺五重塔自体は室町時代の代表とし、年紀でも足利期に分類する。石井が引用した『古社寺建物調簿』では、法観寺五重塔について「此寺、崇峻天皇の二年巳酉に聖徳太子の御建立にして、桓武天皇定鼎以来七寺の一と延喜式に見ゆ。高倉天皇治承四年庚子に太子御建立の塔、初めて炎上す。鳥羽天皇の建久三年壬子に、源頼朝勅命を奉し再建す。此時より禅宗となる。更に二回炎上の後、後花園天皇の永享十二年に足利義教建立す。其時より今に至る迄、四百五十二年なり」<sup>31</sup>とする。

広隆寺・頂法寺・法観寺、これらに共通するのは聖徳太子ゆかりの寺と伝えられることであり、松室は「推古時代ノ建築ノ如キモ、法観寺、広隆寺等ニ於テ僅カニ其名ヲ存スルノミ、聖徳太子ノ創立ト云ヒ、又太子造営ノ形式ト称スルモ、其真ニ当時ノ形式ヲ有セサルハ、甚タ遺憾トスル所ナリ」と述べる。

由緒や歴史的沿革と、現存する建築の形式上の価値は別と判断しながらも、それらを混在させた年紀を松室は作成した。この点に年代判定を追究した関野との最大の違いがある。推古時代から室町時代まで、むらなく年紀を完成させることができた関野に対し、弘仁期以前の形式を有する古社寺建造物を、松室はついに発見できなかった。古代を欠いた不完全な年紀を作成しないためには、現存する建築の年代判定のみに縛られない評価を行う必要があった。

後に松室は、古社寺の価値をその建造物のみ限定せず、伽藍全体として保存するように説き、「こうした環境全体を保存の対象と捉える発想は彼の特徴であり（中略）年代判定に傾注していった関野貞の方法とある意味で対照的」<sup>32</sup>と評価される。その原点を、この報告書の「京都ノ諸建築八（中略）特ニ其歴史的沿革ニ重キヲ置ケリ、固ヨリ奈良ト同視スヘキニアラス」（松室）とする記述に、見ることができよう。

## 6. 小結

明治30年8月、京都市嘱託技師として同地に赴任した松室重光は、翌9月より12月にかけて古社寺建造

## 第1章

物の調査を行い、報告書を京都府に提出した。本論で紹介した『京都府古社寺建築調査報告』は、以上の考察により、その写本であるとしてよい。松室の調査は、同年に行われた関野貞の奈良での調査、およびその報告書である『古社寺建造物保存調査復命書』に強く影響を受けている。また彼ら二人の調査は、明治15年から行われた400年前社寺建造物調査の記録を参考にすることで、短期間に成果を挙げることができたと考えられる。

関野の報告書は、400年前社寺建造物調査における400年前という絶対年代による評価方法に対し、建築の形式に基づく相対年代による評価方法を示すことで、古社寺建造物の定義に新たな道を切り開くものであった。

一方、松室は関野の方法を踏襲しながらも、奈良と京都の地理的条件の違いにより、古代の形式を有する古社寺建造物を発見できなかった。より新しい建築のみで、相対年代による評価を完成させるためには、聖徳太子にまつわる由緒に頼って後世の建築を推古時代に分類し、京都の古代を建築そのものではなく、歴史的沿革の中に見い出さざるを得なかった。しかし、それは裏返せば、関野が調査対象から除外し、また400年の年限よりも新しい近世の建築をも、評価の対象に取り込むことを可能とする視点でもある。松室の年紀の三分の二を織田豊臣期以降の建築が占め、関野の倍の数の建築をリストアップしたことは、そうした視点に支えられたからといえよう。

こうして、古社寺保存法が公布された明治30年、奈良・京都それぞれの地において、新たな古社寺建造物のリストアップが完了した。特別保護建造物の選定と古社寺保存修理事業が、ようやくこれから本格的に動き出すこととなる。

## 註

- 1) 同資料は、あくまで奈良県に提出された内部報告であり、当時は公表されていなかった。岸熊吉「関野先生と大和の古社寺」(『夢殿』14, 1935)によって紹介されたのが、初出と見られる。平成元年には(財)文化財建造物保存技術協会により『古社寺調書綴』として、これを含む文書綴の複写本が出版された。活字化された全文は、太田博太郎編『関野貞 日本の建築と芸術 下』(岩波書店, 1999年)に収録されている。奈良県庁所蔵。
- 2) 稲垣栄三「建築史研究の発端」『近代日本建築学発達史』丸善, 1972・網伸也「明治三〇年代における関野貞」『考古学史研究』第7号, 1997年12月など。
- 3) 本論の前半部分は、拙論「京都府古社寺建築調査報告」について」(日本建築学会学術講演梗概集F-2, 2001年, pp.311-312)を元に、新たな知見, 考察を交えて編集したものである。
- 4) 著者が東京の古書店で購入。他に数点の資料が同梱されていたが、それらとの関係や出所来歴は現在調査中である。
- 5) 鈴木博之「松室重光と文化財保存事業」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』1984年, pp.2673-2674)にてその概要が報告されている。東京大学建築学科所蔵。閲覧にあたっては、鈴木博之教授の御高配を得た。
- 6) 内容的にはa.のほうが本資料に近く、わずかな語句の差異が認められるのみ。a'は例として本文中に上げられる社寺名や文章表現に多少違いがある。
- 7) 「京都に於ける古社寺調査」『建築雑誌』131号, 1897年11月, pp.351-352
- 8) 明治13年度より内務省経費の内に設けられた古社寺保存費の内訳の一つ。保存金は保存資金, 保存助成金とも呼ばれ、他に内訳として神社幣帛料, 報労金などがある。明治28年7月の古社寺保存金出願規則(内務省令第七号)を経て、明治30年6月公布の古社寺保存法に引き継がれた。第5章を参照のこと。
- 9) 「明治三〇年代における関野貞」pp.46-48
- 10) 「建築史研究の発端」p.1692
- 11) 石井敬吉「日本仏寺建築沿革略」『建築雑誌』61号, 1892年1月, pp.26-27。明治24年に提出された石井の卒業論文『日本仏寺建築沿革略史』の抜粋であり、95号(1894年11月)まで、11回に渡り連載された。
- 12) 明治12年6月28日内務省達第31号, 『太政類典』明治11年56巻, 文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第二巻, 原書房, 1977, p.254-257
- 13) 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第二巻, 大霞会, 1970, p.49, および, 文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百年史』原書房, 1983, pp.101-102
- 14) 明治23年12月19日奈良県訓令甲第128号, 奈良県庁文書『奈良県公文録 廿三年 県令 訓令 告示』1/M23/8
- 15) 「第三課社寺係」, 奈良県庁文書『事務引継演説書及図書帳簿目録』1/M26/7
- 16) 社寺明細帳は現在、府県の方は奈良県立奈良図書館, 京都府立総合資料館ほか, 全国各地に残る。内務省の方は, 国文学研究資料館の史料館に保管されている。
- 17) 『公文類聚』明治15年61巻, および内務省官報局編『法令全書』第十五巻, 明治十五年内務省達乙第五十八
- 18) 明細帳と同種の調査は、明治3年まで遡る(『明治以降宗教制度百年史』p.101)。また、県毎でも独自に社寺の把握を進めており、奈良県においても明治初期の複数の調査書類が残っている。しかしこれらに記載される建築情報は、明細帳を越えるものでない。
- 19) 奈良県庁文書『大和国四百年前古社寺調』1/M16/2
- 20) 現在の奈良県は、明治9年に堺県に合併、その後明治14年から20年まで大阪府下にあった。
- 21) 西村幸夫「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開」『日本建築学会計画系論文報告集』第351号, 1985年5月, pp.38-39。なお筆者としては、応仁の乱が終結した文明年間の末をもって区切りとしたのであろうと推測している。
- 22) 一般に現在言うところの「(社寺の)古建築」「古社寺建造物」に相当する語は、本論中に引用して

## 第1章

いる資料にも見る通り、当時は「古社寺建築物」「古社寺建物」「古建物」などとも表記されていた。これらは、特に明確な使い分けがなされている様子はない。内務省達乙五十八号中に「建造物」の語が使用されていること、また古社寺保存法以後、文化財行政においては現在まで「建造物」の語を用いていることから、本論文では原則として「建造物」もしくは「古社寺建造物」の語を用いた。

- 23) 関野貞「鳳凰堂建築説」『建築雑誌』102号、1895年6月、p.127
- 24) 400年という年限は、社寺の創立、建築年に限ったものではない。先に挙げた奈良県の明治24年の社寺明細帳改定においては、古文書や梵鐘の銘文なども400年以前のもを記すように命じており、広く歴史的価値を認める年限の基準となっていた。また、明治28年4月の古社寺調査事項標準による調査成果の存在もある。彼らが報告書で記した「四百年以前」は、単に400年前社寺建造物調査が出典であることのみを、示すものではない。第2章、第3章を参照のこと。
- 25) ほかにも明治30年までに、社寺調査は行われている。全国的な調査としては、明治28年4月5日内務省訓令第3号により古社寺調査事項標準が示され、新たに各社寺に取調書の提出が求められている。これについては第3章で述べる。  
一方、奈良県において関野に先行する存在として、長野宇平治があった。関野の前任である長野宇平治が、明治27年に奈良県に提出した「奈良県仏寺修繕意見書」が、関野の修理方針に影響を与えたことを清水氏が指摘している。(清水重敦「明治30年の前後における古社寺建造物修理方針の転換について」『日本建築学会大会学術講演梗概集F-2』1996年、pp.101-102)
- 26) 明治28年4月古社寺調査事項標準から、同年7月の古社寺保存金出願規則、明治30年の古社寺保存法へと、400年の年限規定が後退消失することは、西村氏が前掲論文の中で指摘している。
- 27) 濱田隆編著『日本古寺美術全集12』集英社、1980、p.139
- 28) ただし、奈良県のように原本は見つかっていないものの、都立中央図書館木子文庫に所蔵されている『京都府下四百年前社寺建物調書』という写本がある。これについては、第2章で述べる。
- 29) 石井敬吉「日本仏寺建築沿革略」『建築雑誌』74号、1893年2月、p.64
- 30) 浅野清編『西国三十三所霊場寺院の総合的研究』中央公論美術出版、1990、p.64
- 31) 石井敬吉「日本仏寺建築沿革略」『建築雑誌』75号、1893年3月、p.93。なお現在は『蔭涼軒日録』の記述を元に、永享12(1440)年再建とされ、また心礎や出土瓦から、創建は七世紀に遡ると見られている。(山根有三編著『日本古寺美術全集25』集英社、1981、p.133)
- 32) 「松室重光と文化財保存事業」p.2674

## 第2章 明治10年代における古社寺建造物調査について

1. はじめに
2. 400年前社寺建造物調査に関する資料について
3. 奈良県と京都府の取調書綴の内容
4. 二つの「千年前社寺建造物」一覧表の内容
5. 400年前社寺建造物調査の概要
6. 工部省古代建築物調査について
7. 小結

## 第2章 明治10年代における古社寺建造物調査について

### 1. はじめに

明治政府は早くから、日本全国に存在する社寺の実態把握に努めてきたが、明治12(1879)年6月に作成が始められた神社明細帳・寺院明細帳(以下、社寺明細帳)をもって、事実上社寺の戸籍の原簿としてきた。

社寺明細帳の作成開始から3年後、内務省は改めて、社寺の建造物の調査を全国に命じた。明治15年11月7日の内務省達乙第五十八号は、およそ400年以前に建てられた社寺建造物の取調書を各社寺から提出させるもので、「達をもとに作成された台帳はわが国初の古建築リストとして意義深い」<sup>1)</sup>と評価されながらも、その調査の実態については明らかでなく、建造物を保存の対象とする認識がこの時期既に内務省にあった、とする指摘<sup>2)</sup>にとどまっている。

実態が明らかでない理由は、筆者の管見の限りではあるが、該当する台帳の所在が明らかでないことが最も大きな要因であると思われる。しかし、前章で見たとおり石井敬吉や関野貞などが草創期の建築史研究においてこの調査結果を参照しており、当時の社寺建造物の状況を探るうえでは、欠かすことができない対象であろう。

そこで、断片的な資料から、この内務省達乙第五十八号に基づく調査(前章に倣い「400年前社寺建造物調査」と呼ぶ)の内容と成果について考察を試みる。

またこれより少し遅れるが、工部省による古社寺建造物調査も行われている。その内容を検討し、調査項目について内務省調査との比較を行うことで、当時の行政における古社寺建造物に対する認識を明らかにする。

なお、本章では「400年前社寺建造物調査」の調査成果の解明を中心に考察を行い、調査の目的については、第3章で改めて考察する。

### 2.400年前社寺建造物調査に関する資料について

明治15年11月7日に出された内務省達乙第五十八号の全文は、以下の通りである<sup>3)</sup>。

乙第五十八号

府県

各管内社寺及堂塔之類大凡四百年前之建造物現存スル向八別紙書式二準シ取調来ル十六年三月限り当省へ可差出此旨相達候事

内務卿山田顕義代理

明治十五年十一月七日 大蔵卿松方正義

書式

府県国郡町村字番地

某社寺堂塔

一 建物名称

但間数并建坪及白木造又八何塗屋根何葺

一 従来修繕年月及費額ノ出所官私ノ別

一 地種并坪数名受トモ

一 管轄庁ヘノ距離

一 地所并建物現況ノ絵図

但絵図ハ建物一棟ヲ正面及妻二様ニ製シ美濃紙半枚ニ縮写シ側ニ名称ヲ記シ且別ニ地所建物坪数位置及  
接近地ノ景況ヲ詳ニスル美濃紙一枚ノ見取図ヲ添フヘシ

備考 建物ニ関スル種々ノ雜件伝説アルモノヲ詳記ス

すなわち各府県に対し、管内にある社寺において、およそ400年より前に建てられた建造物で現存するものについて、書式を示し、明治16年3月までに内務省へ取調書を提出するよう求めた。これを受けた各府県は、それぞれ管下の郡町村に通達を出し、該当する社寺から取調書の提出を求めた<sup>4)</sup>。その3年前から作成が始められた社寺明細帳も、同様に各社寺から取調書の提出という形で行われていた。取調書の記載項目は、

・ 神社明細帳

所在地、社格、社名、祭神、由緒、社殿間数、境内坪数と地種、境内神社、氏子戸数（氏子のないものは信徒数）、管轄庁までの距離里数、略配置図

・ 寺院明細帳

所在地、宗派名、寺名、本尊、由緒、堂宇間数、境内坪数と地種、境内仏堂および境内庵室、檀徒（檀徒のないものは信徒数）、管轄庁までの距離里数、略配置図

## 第2章

であり<sup>5)</sup>、400年前社寺建造物調査の取調書記載項目は、

所在地、建物名称(間数・建坪・塗装の有無・葺材)、過去の修繕年月と資金の出所、地種・境内坪数、管轄庁までの距離里数、略配置図

であった。両調査の項目は共通するところもあるが、建坪、塗装の有無、葺材、過去の修繕年月とその資金の出所、は前者に無く後者にのみある項目である。およそ宗教団体としての社寺の基本情報を求めた社寺明細帳に対し、後者はあくまで社寺の建築情報の収集を目的としていたと見ることができよう。

前章でも述べたとおり、明治24年6月、石井敬吉が帝国大学に提出した卒業論文『日本仏寺建築沿革略史』の中で引用書類の一つとしてあげた『古社寺建物調簿』(以下、『内務省社寺局古社寺建物調簿』)が、この取調書を編成した簿冊であると考えられる。石井はこれを「該簿ハ内務省ヨリ各寺ニ命シテ上具セシメタルモノヲ集メタルモノナリ四百年以前(明治十七年ヲ距ル事)ノ建物ニ付キテ主トシテ營繕建坪所在図面創立沿革等ヲ上申セシメタルモノナリ」と紹介しており、2年の違いはあるがその内容よりまず400年前社寺建造物調査のことを指しているともみてよいであろう。そして現在、社寺明細帳の内務省の原簿は国文学研究資料館の史料館に、各府県や市町村の控えは各地方公共団体か公立図書館に引き継がれ、多く残されているが、『内務省社寺局古社寺建物調簿』については、その所在は明らかでない。

しかし、400年前社寺建造物調査も社寺明細帳と同様に、社寺からの取調書の提出を府県が取り次いだため、府県にはその控えが残された。奈良県立奈良図書館に所蔵されている『大和国四百年前古社寺調』と題された行政文書の簿冊<sup>6)</sup>は、そのひとつと考えられる。また関野貞の「鳳凰堂建築説」には『京都府四百年前社寺建物調書』なる資料が引用されており<sup>7)</sup>、その名称からこの調査の京都府の取調書の簿冊であったと推測される。そして都立中央図書館木子文庫には、ほぼ同名の『京都府下四百年前社寺建物調書』<sup>8)</sup>が所蔵されている。

木子文庫にはもう一つ、『千年以上社寺建物一覧表』<sup>9)</sup>なる資料もある。また、ほぼ同内容の『千年前社寺建物表』<sup>10)</sup>と題された薄い冊子が、国立国会図書館憲政資料室の品川彌二郎文書中にもある。こちらは、『内務省社寺局古社寺建物調簿』を元にして、1000年以上前に建立されたもののみを抜粋し、一覧表としてまとめた資料と見られる。

そこでこれら四部の資料の分析を通して、400年前社寺建造物調査の概要を明らかにする。

### 3. 奈良県と京都府の取調書綴の内容

『大和国四百年前古社寺調』には12社56寺から提出された取調書が綴られており、記載された建造物は

220棟を数える。本章末に、登載された社寺建造物名と建立年を一覧表にして収録した。

ほとんどの取調書に共通する内容として、建造物の名称(間数・建坪・屋根葺材)、修理沿革と費用出所(官私の別)、地種・坪数、管轄庁への距離、が順に記され、「右八客年乙第七拾五号御達二基キ取調上申候也」と結んでいる。境内の見取図(略配置図であるが建物は立体的に描かれており、多くは水彩着色してある)もあわせて綴じられている。また、これらとは別に縁起書の写しを添付している社寺も、いくつか見られる。

結びに書かれた「客年乙第七拾五号御達」とは、明治15年12月26日大阪府達乙第七拾五号<sup>11)</sup>のことで、取調書の締切を明治16年2月と1ヶ月早めた以外は、内務省達乙五十八号と同内容である。当時、現在の奈良県は大阪府下にあったため、現・奈良県下の郡町村には大坂府から達が通知された。<sup>12)</sup>『大和国』四百年前古社寺調』であって、『奈良県』四百年前古社寺調』でないのはそのためであろう。明治20年11月の奈良県再設置時に、大阪府より奈良県にこの簿冊が移管されたものと思われる。

取調書の提出日を見ると、実際に2月の締切に間に合っているのは、わずか3社14寺しかない。多くは同年6月までに提出された。しかし、社寺明細帳のように内務省への異動報告が義務づけられていなかった<sup>12)</sup>にも関わらず、締め切りを過ぎた後も逐次追加・変更され、最も遅いもので千光寺宝蔵が明治26年4月27日に、また阿陀比売神社の社名変更が同年11月29日に受理されている。

また目立つのが、再提出を求める付箋が多く貼られていることである。達文の書式に「従来修繕年月」とあったためであろうが、創建年月を書かずに修繕の年月のみを書いてあるケースが多い。社寺明細帳には何年創建とあるが確認の上再提出すること、との趣旨を記した付箋が、建物ごとに貼られている。その修正を書き足して再提出されたのが、これらの取調書である。

しかし、この「従来修繕年月」の内容については、建造物の履歴というより社寺の由緒として書かれているものが多く、創建年月を判読しづらい。というのも、草創と創建、創立などの語が、社寺の創建を指すのか建造物の創建を指すのか、あいまいなことがまず挙げられる。履歴が不詳のため、社寺の開創の年を建立年代にあてたと思われるものも多い。同じように、修理の履歴についても、再建、再興、再修、修営などの語句の使い分けは、特に意識されていないようで、また大破の後修理とあっても実質的には再建にあたる可能性もあり、現存建造物が創建以来のものか、再建を経ているのか、その違いを短い文中から読み取ることができないものも多い。また、それらの年代の根拠についても、寺記、口碑、棟札などが挙げられることも一応はあるが、多くは記していない。

それでも、創建年代でなく現存建造物の建立年代が問われていることは認識されていたようで、例えば明治16年3月の東大寺を見ると「法華堂・同手洗屋・同北門・良弁堂・同庵・同庫裏・三昧堂・念仏堂・千手堂・鐘楼・大湯屋・東南院経庫・尊勝院経庫・勸学院経庫・観音院東手庫・南大門・転害門・知足院

## 第2章

表門」の18棟が記されているが、江戸時代の再建が明らかな金堂・二月堂は、400年より前の建立ではないため含まれておらず、添付の略配置図にもその姿が描かれていない。一方で正倉院正倉も含まれていないのは疑問だが、正倉院は調査当時、明治政府の管理下（16年当時は農商務省の管轄）にあったためと考えられる。また歴史は古くとも、該当する建造物を持たない、たとえば春日大社・談山神社・大神神社・長谷寺・金峰山寺などは、そもそも書類が提出されていない。

一方、都立中央図書館木子文庫に所蔵されている『京都府下四百年前社寺建物調書』と『千年以上社寺建物一覧表』については、稲葉信子氏が『木子清敬と明治二十年代の日本建築学に関する研究』<sup>13)</sup>で、始めてその存在を紹介した。明治宮殿の設計者でもある木子清敬（1844-1907）は、帝国大学において明治22年1月より「日本建築学」の授業を行い、造家学会においても日本建築学にかかわる活動を行っているが、その傍らで古建築に関する各種資料の収集を行った。同論文によれば、上記二資料もその内の二つであるが、その内容については、内務省の資料の写しであることと、またそれぞれに登載された社寺の件数を述べるにとどまる。まずここでは、『大和国四百年前古社寺調』との比較のため『京都府下四百年前社寺建物調書』を採り上げて、その内容の分析を行う。

『京都府下四百年前社寺建物調書』は木子清敬蔵罫紙61枚からなり、二つ折り和綴じで、表・裏表紙が付けられている。奥付けなど、筆写年月日の手がかりとなる記述はない。罫紙一枚目の冒頭には「四百年前社寺建造物取調書目録」と記され、そこから三枚にわたり同資料の目次となっている。国郡区町村名、社格宗派、社寺号の三項目からなる一覧表である。

収録された取調書の写しは、18社52寺と目次に記載のない元白山神社拾六坊（廃寺）の門を合わせて計71件で、建造物の数にして136棟の情報が登載されている。本章末に、登載された社寺建造物名と建立年を一覧表にして収録した（表2）。各取調書の写しは、所在地、本寺・宗派（神社は式内・社格）、建造物の名称、間数・建坪・屋根葺材、修理沿革、地種、境内坪数、備考が記されている。『大和国四百年前古社寺調』と比較すると、管轄庁への距離がないほか、提出者、提出日が省かれ、境内見取図もない。奈良県と同じく、修理沿革に創建年月が記されていないものがほとんどで、創建年月を含む社寺の由緒は、備考としてまとめられている。すなわち筆写の目的は、取調書の複製ではなく、建築情報の収集にあったと見てよいであろう。

その内容より、京都府における400年前社寺建造物調査の成果物の写本であることは確実である。写本の元が京都府の控か内務省のものかは断定しがたいが、後に述べる『千年以上社寺建物一覧表』とセットであると考えれば、内務省からの写しであると考えてよいであろう<sup>14)</sup>。ただし、建築情報の収集という目的のため、筆写の際に必要な情報を取捨選択し、編集している可能性は高い。特に、調査の進行状況を考察するうえでは、提出日の情報が削られていることが惜まれる。

#### 4. 二つの「千年前社寺建造物」一覧表の内容

さて、もう一種の資料であるが、まず国立国会図書館品川彌二郎文書『千年前社寺建物表』について述べる。同資料は宮内省罫紙23枚からなり、二つ折り和綴じで、表・裏表紙が付けられている。表紙見返しには「明治十九年十一月内務社寺局ヨリ借受謄写」と書かれており、「篤蔵」の朱印がある。明治19年の官員録を見ると、宮内省図書寮属に山県篤蔵という人物がおり<sup>15)</sup>、この謄写を行った「篤蔵」と彼が、同一人物である可能性は高いと考えられる。この『千年前社寺建物表』は、品川彌二郎文書中の一部であるが、品川は明治19年当時、特命全権公使としてドイツに滞在中である。ドイツにいる品川からの指示で、宮内省職員が内務省の資料を筆写したとは考えにくい。第5章で触れる通り、当時、宮内省は社寺建造物の修繕や保存に対し賜金を行っており(第5章参照)、それに関係する宮内省の業務用資料として作成された写本が、後日品川の手に入ったのではないかと推測されるが、写本作成の目的や経緯については改めて考察が必要であろう。

『千年前社寺建物表』の内容は、年度(建立年代)・建物種類・坪数・国・郡・町村・社格宗派・社寺名の順でまとめた一覧表となっている。項目順を一部変更し、本章末に掲載した(表3)。木子文庫『千年以上社寺建物一覧表』との相違点、対応する社寺建造物の現在名と、現在判明、もしくは推定されている建立年代を併記した。

これを『大和国四百年前古社寺調』と比較すると、まず異なる点として、乙第五十八号の書式では求められていない社格宗派が、『千年前社寺建物表』には記載されている点がある。ここでは社寺明細帳により社格宗派を確認したようで、この欄が空白になっている社寺には、欄外に「明細帳ニナシ」との書き込みが見られる。

建物種類の欄を見ていくと、建造物の名称や、東大寺、新薬師寺、唐招提寺など複数棟記載がある寺院の建造物の配列順が、ほぼすべて一致していることがわかる。また法隆寺の年度の欄に書かれている内容は、『大和国四百年前古社寺調』の法隆寺の取調書に記された従来修繕年月の項目の抜粋となっている。よって、少なくとも『千年前社寺建物表』の大阪府のうち、現在の奈良県に相当する分のデータは、『大和国四百年前古社寺調』のデータと共通しているといえよう。

1000年前とはおよそ仁和年間(885-889)を下限としているらしく、『大和国四百年前古社寺調』に寛平8(896)年創建とある八幡社本殿(現在の薬師寺休岡八幡神社社殿、明治16年2月提出)は、『千年前社寺建物表』には記載されていない。ただし、長元元(1028)年の笠森寺観音堂、天仁2(1109)年の法隆寺聖霊院、貞和年中(1345-1349)の四天王寺東大門など、それより100年以上新しいものもいくつか見られる。なお四天王寺東大門は、木子文庫『千年以上社寺建物一覧表』では貞観年中(859-878)となっており、

## 第2章

これらは対象の抽出と筆写の際のミスによるものと思われる。

一方、都立中央図書館木子文庫『千年以上社寺建物一覧表』は、木子清敬蔵罫紙13枚からなり、二つ折り和綴じで、表紙・裏表紙・扉が付く。『京都府下四百年前社寺建物調書』と同じく、奥付けなど、筆写年月日の手がかりとなる記述はない。やはり一覧表形式で、項目は順に年度・建物種類・坪数・国・郡・所在地・社格宗派・社寺号となっており、わずかに字面が異なるものの『千年前社寺建物表』と項目順が一致する。京都府から始まり、府県ごとまとめて表示する形式も同じだが、『千年前社寺建物表』の大阪府のデータが、こちらでは大阪府と奈良県に分けて記載されていること、「福島県」東蒲原郡・観音堂のデータが「新潟県」東蒲原郡・観音堂に改められていること（東蒲原郡の新潟県への編入は明治19年5月<sup>16)</sup>）などが異なる。一方で、本山寺本堂（香川県三豊郡）、屋島寺本堂（香川県高松市）などは愛媛県のままである（香川県の再設置は明治21年12月<sup>17)</sup>）。少なくとも、木子文庫『千年以上社寺建物一覧表』の作成は品川彌二郎文書『千年前社寺建物表』より遅く、奈良県再設置の明治20年11月以降であると考えられる。

以下にその内容について検討するが、資料名の混乱を避けるため、品川彌二郎文書『千年前社寺建物表』を品川本、木子文庫『千年以上社寺建物一覧表』を木子本、これら写本の原本であったと考えられる内務省内で作成された資料を内務省本と称して、話を進める。

木子本と品川本のデータをそれぞれ照合すると、奈良県の分を除いては、大阪府の念勝寺がないこと以外は、社寺数・建造物数とも追加・削除はない。ただし社寺名・建物種類・年度のデータについては、省略、改変などの異同が見られる。なお、品川本で「除ク」と記された兵庫・八幡神社は記載されており、年度のデータだけが空欄になっている。欄外の「明細帳ニナシ」などの書き込みはない。

奈良県については、品川本にある千光寺、長福寺、南法華寺などが木子本になく、また逆に品川本にない文殊院大日堂、海竜王寺本堂・西金堂・講堂などが木子本にはある。また、品川本で年度が由緒の抜粋となっていた法隆寺は、木子本でのこの欄の多くが他と同様の年号表記となっている。さらに、建物種類の異同も多く見られる。

すなわち、木子本は品川本を筆写したのではないことは明らかであり、やはりこちらも内務省本を原本とした可能性と考えてよいであろう。また、別の経路で筆写されたにも関わらず、共に同じ項目順を持つ一覧表であることから、『内務省社寺局古社寺建物調簿』からそれぞれ抜粋して新たに作成されたものではなく、木子本・品川本と同様の体裁を持つ内務省本が、確かに存在していたことも断定してよい。

内務省本の作成時期については、多少問題がある。品川本を見ると、『大和国四百年前古社寺調』中で明治17年2月までに提出されたデータ（善福院・長楽寺）は反映されているが、17年10月提出の海竜王寺（本堂・西金堂・経蔵を天平3年と記す）、18年3月提出の不退寺（本堂・多宝塔・四足門を承和14年と記す）など、これ以降提出の取調書のデータは1000年前の建立という資格を満たしていても、表に記載され

ていない。しかし一方、木子本には海竜王寺は記載されており、また16年中に提出されていた文殊院も追加されている。

取調書の提出に合わせ、内務省本が逐次改定されていたのであれば、19年11月に作成された品川本に、海竜王寺・不退寺のデータがないのはおかしい。もちろん、品川本作成時にこれらを写し漏らした可能性もあるが、木子本においても念勝寺、千光寺、長福寺、南法華寺など、これら全てを写し漏らしたとするのも、やや難がある。

あくまで仮定であるが、内務省本の状況は以下の通りであると考えられる。取調書の提出が一段落ついた明治17年2月から10月までの間に、まず最初の内務省本第一版が作成された。その後しばらくは改定がなかったが、明治20年11月の奈良県の再設置後、香川県再設置の明治21年12月までの間に内務省本第二版を作成し、大阪府のデータを大阪府と奈良県に分け、社寺所在地の現状に則したものに改めた。その際、奈良県のデータを中心に見直しを行い、追加・削除を行ったが、それまで提出された取調書のデータが必ずしも全て反映されず(霊山寺、不退寺など)、不完全なものであった。品川本は第一版を、木子本は第二版をそれぞれ筆写したため、内容に異同を生じたのである。

すなわち、各資料の関係は次のようになっていると考えられる。

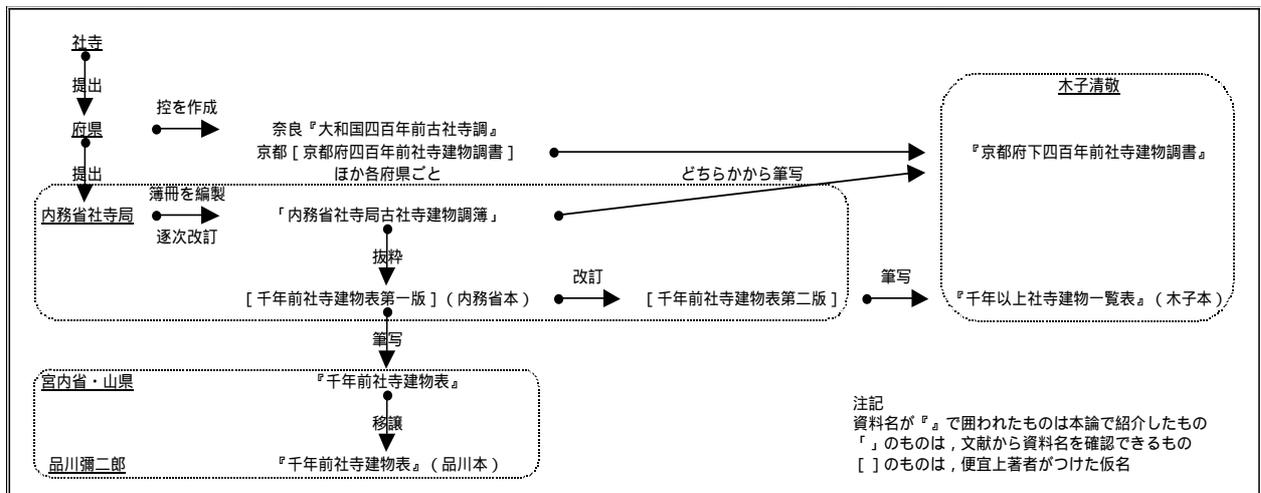


図1. 400年前社寺建造物調査に関する資料の関係

## 5.400年前社寺建造物調査の概要

以上を踏まえ、400年前社寺建造物調査の内容と成果について考察する。

第1章で扱った『京都府古社寺建築調査報告』のなかで松室は、「誌伝口碑」は社寺建築の創建や履歴を調査するうえで、「共二信スヘキモノ僅カ」と非難したが、信憑性の問題を問う以前にまず、「表記上の問題」がある。取調書中の修繕年月については創立・再建の表現が多様で、必ずしも今で言う建立年代を示して

## 第2章

いるとは限らない。「千年前社寺建物表」(ここでは内務省本,品川本,木子本を含めた総称として)では,表の書式上,その中からさらに一つの年代のみを「年度」のデータとして記載しているのだから,編纂者の判断に左右されやすい。確かに『千年前社寺建物表』の「年度」が,現在判明している建立年代と一致するのは薬師寺東塔など極少数で,多くは数百年の開きがあることから松室の非難は妥当ではあるが,ここでそうした非難を繰り返すことは意味がない。

『千年前社寺建物表』で新たに設けられた「社格宗派」を中心にみると,次のような傾向が見られる。郷社,村社といった社格の低い神社のなかに1000年以上前に建てられた(と報告された)建造物をもつ神社が30数社ある一方で,国家の祭祀を担う伊勢神宮および官国幣社などの官社には大鳥神社撰社大鳥浜神社1社しかない。もちろん官社と府県社以下神社の数の比率(明治14年の社寺明細帳によれば,神宮・官国幣社124社に対し,府県郷村社57,059社<sup>18)</sup>)からすれば当然ともいえるが,すなわち歴史的な由緒に基づいて定められた社格の高低<sup>19)</sup>とはなんら関係なく,古社寺建造物,ここでは千年前社寺建造物,が存在していることを示している。

同じく寺院と神社で比べてみると,品川本で神社40社54棟<sup>20)</sup>に対し寺院110寺208棟となり,棟数にして寺院に神社の4倍の数の千年前社寺建造物があることになる。ただし宗派別で見ると,真言宗がほぼ半分の54寺を占めるのは,偏りが大きすぎるくらいがある<sup>21)</sup>。なお,地域別ではやはり,大阪府(現在の大阪府と奈良県を含む)がその半数を占めている。400年前と1000年前ではこれらの傾向が必ずしも一致するとは限らないが,千年前社寺建物表を作成することによって,歴史的な由緒を持つとされた官社ではなく,行政上の保護が薄い府県社以下神社もしくは寺院が,よりこうした建造物を所有している実態が,明確に示されたといえよう。

明治17年中に内務省社寺局は,数百棟もしくは千棟以上の「大凡四百年前之建造物」について情報を得,その中から150社寺262棟の千年前社寺建物について,以上のような結果を得ていた。

さらに,明治16年3月の締め切りまでの一度きりの調査とならず,『大和国四百年前古社寺調』によるとその後少なくとも明治26年まで,取調書や変更願が提出され続けたことが注目される。すなわち『内務省社寺局古社寺建物調簿』の更新がその間続けられ,各府県が四百年前社寺建造物の把握を継続的に進めていたということである。

## 6. 工部省古代建築物調査について

ところで,同時期にもう一つ,明治政府による古社寺建造物に関する調査が行われている。『工部省沿革報告』には,明治18年10月29日より,工部省営繕課権大書記官の中島佐衡が,京都・大阪・兵庫・滋賀・静岡・愛知・三重に「遺存セル古代建築物ノ建築計画及ヒ築法等ヲ討検勘査」するため派遣された,と記

されている<sup>22)</sup>。この調査（以下「工部省古代建築物調査」とする）の記録の一部が、東京帝国大学神道研究室旧蔵書中の『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』に残されている。同資料は『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』によれば、明治期の京都府社寺行政文書の廃棄文書の一部を、古書店などを通じて、戦前の東京帝国大学文学部神道研究室が購入したものであり、現在は東京大学宗教学研究が管理をしている<sup>23)</sup>。同書に目録は完備されているが、さまざまな文書が混在していることもあり、この工部省古代建築物調査についての言及はない。以下に、内務省による調査との比較対象として、その内容を検討する<sup>24)</sup>。

工部省古代建築物調査は、内務省の400年前社寺建造物調査と同様に、各社寺からの取調書の提出という形をとっている。中島は、同年12月1日北野神社（北野天満宮）、4日に教王護国寺、5日に賀茂別雷神社を訪れ、それぞれ取調書の提出を求めた。その他の足取りについては分からないが、同資料中に含まれる取調書は次ページの表に掲げた25社寺分であり、少なくともこれらの社寺は全て訪れたのであろう。取調書は京都府を經由して工部省に提出することになっていたようで、『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』中の取調書は京都府の控えであると見られる。京都府への提出の日付は、同年12月10日から翌19年4月24日までとなっている。中島は京都府に12月の下旬頃滞在し、各社寺を巡りながら対象を選定し、

資料番号	社寺名	資料名	提出日	記載項目				
				建物規模（梁行・桁行）	建物計画由来	経過年数	棟札写	ほか
家088-53	大徳寺	大徳寺諸堂宇明細簿	M18.12.17					
家088-53	相国寺	建物計画由来及沿革取調書	M18.12.27				×	
家088-53	賀茂別雷神社	建物取調書	M18.12.26	名称と位置、一部屋根形式		×	×	
家088-53	本園寺	建物造立沿革年数取調書	M18.12.21	×名称のみ			×	
家088-53	金戒光明寺	金戒光明寺建物計画之由来及人名経過年数	M19.1.26	高さ、建物の向きも記す			×	安置する仏像の寸法、作者を記載
家088-53	仁和寺	建物取調之儀二付御届	M18.12.21				×	配置図あり
家088-53	男山八幡宮	[男山八幡宮京都府社寺係宛文書]	M18.12.25					関係書類
家088-53	鹿苑寺	御断口上書	M19.3.23					関係書類
家088-53	北野神社	[北野神社京都府庶務課社寺係宛文書]	M19.4.24					関係書類
家088-53	興聖寺	御尋二付上申書	M19.1.11					
家088-53	稲荷神社	[稲荷神社京都府庶務課社寺係宛文書]	M18.12.15					関係書類
家088-53	賀茂別雷神社	建物取調等進呈書	M18.12.15					関係書類、中島の巡見は12月5日
家088-53	北野神社	[北野神社京都府庶務課社寺係宛文書]	M18.12.15					関係書類、中島の巡見は12月1日
家088-53	東福寺	進達願	M18.12.11					関係書類
家088-53	男山八幡宮	[男山八幡宮京都府社寺係宛文書]	M18.12					関係書類
家088-55	稲荷神社	本殿建築及由緒等取調書	日付なし	本殿の図面と各部寸法		×	×	
家088-55	北野神社	建物取調書	日付なし	×			×	
家088-55	鹿苑寺	建物計画之由来及人名	M19.3	×			×	
家088-55	慈照寺	建築取調書	M19.3.19	×			×	
家088-55	広隆寺	中島工部大書記官巡回御尋二付上申書	M19.3.16	×		×		
家088-55	賀茂御祖神社	建物年紀・沿革	M18.12	×		×	×	
家088-55	平等院	平等院鳳凰堂由緒略	M18.12				×	略図あり
家088-55	八坂神社	建物計画之由来後人名之事	M18.12.15	×			×	境内坪数を記す
家088-55	教王護国寺	建物取調書進達之義上願	M18.12.14				×	中島の巡見は12月4日
家088-55	観智院	[教王護国寺・観智院建物取調書]	日付なし				×	西院御影堂の立面図あり
家088-55	蓮華王院	[蓮華王院取調書]	M18.12.12					有無の確認できず
家088-55	東福寺	[東福寺建物取調書]	M18.12.19	×				棟札無し
家088-55	青蓮院	青蓮院殿閣并由緒書	M18.12.22	×				棟札不詳
家088-55	真正極楽寺	[真正極楽寺建物計画由来及人名経過ノ年数沿革取調書]	M18.12.22				×	境内坪数を記す
家088-60	六波羅蜜寺	工部権大書記官中嶋殿御巡回御尋問二付上申書	M18.12.10	×				
家088-60	大報恩寺	工部権大書記官中嶋殿御巡回御尋問二付上申書	M18.12.19	×				
家088-60	知恩院	建物計画由来及沿革取調書	M18.12.15	×			×	

表4.「京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書」中の工部省古代建築物調査関係書類

## 第2章

取調書の提出を命じたものと思われる。ただし、その選定の基準は明らかでない。

中島佐衡(1836-1889)は、長州藩(山口県)出身、東京府士族。明治2(1869)年、函館戦争に参加。4年、海軍大佐。5年、工部省に出仕し、横須賀造船所に勤務。鉦山助、補製作寮、書記局を経て、14年2月より営繕局。18年3月に工部権大書記官となり、同年12月工部省廃止により非職となったが、21年6月、元老院議員に任命された<sup>25)</sup>。調査を行った明治18年当時は、営繕課長平岡通義のもと工部省営繕課の次席の地位にあり、その下には二年前にイギリス留学から戻り工部省に入省した辰野金吾が、権少技長として在職していた。

以上の履歴に見る通り、彼の出自は工匠の出身でも工部大学校造家学科の出身でもなく、あくまで一行政官僚であったと考えられ、特に建築に対し造詣が深かったとは考えにくい。また、400年前社寺建造物調査とは異なり、それより新しいものも調査の対象としている。また対象となった社寺は、新旧を問わず、調査時に存在した全ての建造物について、書き上げさせたようである。

その内容は、表4に示す通り過不足の差があるものの、およそ

1. 建物規模(梁行・桁行)
2. 建物計画由来及び人名(社寺の沿革を含む)
3. 経過年数
4. 棟札の写し

となっている。内容の過不足は、書面での一括した通達ではなく、各社寺ごと視察時に口頭で、取調書の提出を求めた状況を窺わせるものではないかと考えられる。

調査内容については、建造物の形状・状態を示す情報は梁行・桁行のみで、高さもほとんど記されていない。400年前社寺建造物調査にあった、屋根の葺材や塗装の有無などの項目もない。また、社寺の沿革と建築の沿革(建物計画由来)は、書き分けているところといないところとあり、書式は整っていない。また2.で「人名」とあるのは、発願者や建設時の住職などの名前である。以上の点は、400年前社寺建造物調査と比べても、不十分な感は否めない。

3.の経過年数の項は、創建もしくは再建から調査時まで何年、と記している点が注目される。400年前社寺建造物調査と異なり、年限を対象としていないこの調査においてもこうした記述を行っているのは、様式による社寺建築の評価がまだ存在しない当時において、建築が経過した時間のみが唯一の客観的な評価基準であったためであろう。その一方で、広隆寺の取調書には「桂宮院八角堂及講堂ノ貳箇所八四百年已前ノ建物ニシテ現存ス」<sup>26)</sup>、東福寺の取調書には「四百年已前之建物現存ノ分総テ棟札無之」<sup>27)</sup>とあり、複

数の建物がまとめて古いことを示す時に「四百年已前ノ建物」と表現する記述が見られる。

また、最後の棟札の写しについては工部省古代建築物調査独自の項目である。ただし、棟札が見つからなかった、というものも含め記載しているものは少なく、実効性は上がらなかったようである。

ところで、工部省は明治18年12月22日をもって廃止されたため<sup>28)</sup>、この調査は廃省直前に行われたことになる。工部省営繕課は明治16年12月、委託人心得を定め、「官私ノ依託ヲ受ケ堂院屋宇ノ図ヲ製シソノ概算ヲ定メ建築ヲ監督」するとして、社寺を含む民間工事の設計監督も請け負うと告示した<sup>29)</sup>。その一方で、17年に入ると官営工事は内務省・宮内省など他省に移管してその業務を縮小し、そのまま廃省に至ることになる<sup>30)</sup>。そうした経緯もあり、工部省が社寺建築に関与するその素地はあるとはいえ、工部省第七回報告<sup>31)</sup>の作成など残務処理で多忙であろう18年末に、長期出張を伴うこうした調査をなぜ突然行ったのか、首をかしげざるを得ない。そもそも工部省廃省後に府県へ提出された取調書が、どこへ提出されたのか、その後始末も不明である。おそらく引き継ぎがうまく行われず、取調書はそのままお蔵入りになったものと思われる。

工部省古代建築物調査は、「建築計画及ヒ築法等ヲ討検勘査」という目的のわりには、調査内容の乏しさは否定できない。しかし、西洋建築の導入を推進してきた工部省がその末期において、内務省の社寺行政とは別に、社寺の古建築に関心を向けていたこと自体が非常に興味深い。そして、提出された取調書の記述には、先行する400年社寺建造物調査の影響が見いだされ、現在でいう古建築、もしくは古社寺建造物を示す用語として「四百年已前ノ建物」という語を用いていると考えられる。

## 7. 小結

内務省社寺局は明治15年11月に、400年前社寺建造物調査を各府県に命じた。その内容は、先行する社寺明細帳には不足している建造物の情報を補うもので、塗装、葺き材、過去の修繕などに関する情報等を求めたものであった。社寺からの自己申告で、その裏付けに乏しいこともあり、現在の視点から評価すれば、その成果には確かに難がある。とはいえ、内務省社寺局において、こうした社寺建造物に関する情報の蓄積が、明治10年代半ばから20年代半ばにかけて続けられた。また一方で、工部省古代建築物調査は、内務省の調査との直接の関係は見いだせないものの、調査結果にはその影響が窺える。内務省の調査が継続して行われたことや、社寺明細帳、400年前社寺建造物調査、工部省古代建築物調査と類似した調査が繰り返される過程で、400年前を社寺建造物の新古の境界とし、その「古」の方に類別された建造物に対し、明治政府が関心を寄せているという認識が、府県と社寺の間で共有化されていったものと思われる。

ではなぜ、この明治10年代半ばに、明治政府のまなざしが古社寺建造物に向けられたのだろうか。その背景を、第3章では探ることとする。

第2章

表1. 『大和国四百年前古社寺調』社寺建造物・建立年一覧

- ・配列は取調書の綴られた順による。
- ・多くは同じ内容の取調書が二部ずつある。印の有無から、一部は提出された原本であり、もう一部はその複製。原本は二部提出され、一部が内務省へ、一部が奈良県へ、さらに閲覧用にもう一部を庁内で作成したものと思われる。
- ・後半、取調書の順序に混乱が見られるが、初出の順に記載した。
- ・建立年に関する記述は筆者による要約であり、必ずしも抜粋ではない。

社寺名	建物名	建立年に関する記述	受理日	備考
漢国神社 八幡社	本殿	治承四年炎上，文治四年造営	明治16年3月25日	25年7月21日建物名称間数の訂正許可 左殿（当初の名称） 右殿（当初の名称）  南廡廊（当初の名称） 北廡廊（当初の名称）
	本殿 左脇殿 右脇殿 中門 神供所 神楽所	寛平八年ヨリ所歴九百八十八年	明治16年2月	
鳴川神社	社殿	白鳳十二年創立	明治16年2月	阿田都比売神社より、26年11月29日訂正許可
櫛玉命神社	本殿	文明三年八月再建	明治16年6月	
飛鳥坐神社	拝殿	文明四年三月再建	明治16年6月	
	本殿	宝徳二年三月再建		
多久蟲玉神社	拝殿	文明二年建立	明治16年2月12日	
	撰社中之社	後村上天皇ヨリ金若干ヲ下賜セラレ再建		
	社殿	応永十二年二月再造		
吉水神社 阿陀比売神社	末社	古老ノ口碑ニ治承年中建造スト云フ	明治16年3月	
	末社		明治16年5月4日	
興福寺	社務所	寛正二年三月創立	明治16年2月	
	社殿			
東大寺	東金堂	天平三年創建，応永二十二年再建	明治16年3月	創建年月の未記入により再提出
	五重塔	天平二年創建，応永二十八年再建		
	北円堂	養老四年創建，応永六年二月再建		
	三重塔	康治二年八月創建		
	大湯屋	和銅三年創立，応永拾八年再建		
	菩提院大御堂	応永十七年再建		
	法華堂	創立天平五年		
	同手洗屋	（なし）		
	同北門	創立天平		
	良弁堂	創立寛仁三年十一月		
	同庵	創立寛仁三年十一月		
	同庫裏	創立寛仁三年十一月		
	三味堂	創立治安元年		
	念仏堂	創立建久年中		
千手堂	創立天平年中			
鐘楼	創立天平年中			
大湯屋	創立建久年中			
東南院経庫	創立天平年中			
尊勝院経庫	創立天平年中			
勸学院経庫	同上創立			
観音院東手庫	創立天平年中			
新薬師寺	南大門	創立天	明治16年3月	創建年月の未記入により再提出
	転害門	創立天平年中		
	知足院表門	創立年月不詳		
	薬師堂	明細書二天平五年聖徳太子ノ創立トアリ		
	鐘楼堂			
	地藏堂			
般若寺	四足門	同（四足門）	明治16年5月	
	同（四足門）			
観音堂（元経蔵）	樓門	舒明帝御宇元年創草	明治16年3月	創建年月の未記入により再提出
	樓門	舒明帝元年創立，天平七年再建		
福智院	本堂	天平八年草創	明治16年3月25日	創建年月の未記入により再提出
円証寺	本堂	明細書二寛平年中創草，享徳二年四月再建トアリ		
常德寺	石塔	曆応三年諸堂ヲ造建ス	明治16年3月25日	明治16年2月
	本堂		霊亀元年創建	
十輪院	本堂	曆應三年諸堂ヲ造建ス	明治16年3月25日	明治16年2月
	本堂			
安養寺	礼堂	大同四年創立	明治16年1月23日	
	四足門			
金体寺	本堂	大同四年創立	明治16年2月	
	庫裏			
極楽院	棟門	白鳳年間開基，法幢ヲ立，天正十七年草創	明治16年2月	
	本堂			
円成寺	庫裏	天平八年草創ニシテ明治十六年迄千四百四十七年	明治16年3月	
	本堂			
	禅室			
円成寺	居間座舖	文明年間再建	明治16年2月	
	庫裏			
	本堂			
	多宝塔			
円成寺	樓門	文明年間再建	明治16年2月	
	護摩堂			

社寺名	建物名	建立年に関する記述	受理日	備考
白豪寺	本堂 閻摩堂 二重塔 棟門	明細書二創立八天智二年，建長年中二再興云々トアリ	明治16年3月24日	創建年月の未記入につき再提出
正歴寺 兼師寺	大門 東塔 東院堂 文殊堂 竜王堂 南大門	明細書二正暦三年創立，中興建保六年云々トアリ 天平二年建立 養老五年建立 万治三年移建，元西室，建立年月不詳 創立年月不詳 慶安三年曳移，当寺塔中西院ノ西門，創立年月不詳 建治元年創立	明治16年3月19日 明治16年2月	創建年月の未記入につき再提出
西方院	本堂 庫裏 門	天平勝宝八年創立	明治16年5月8日	
招提寺	金堂 講堂 礼堂 舍利堂 鼓楼 鐘楼 一切経蔵 宝蔵 地藏堂 弁天堂 東門 本堂	天平勝宝八年創立 天平宝字三年創立 天平宝字三年創立 天平宝字三年創立 天平勝宝八年創立 伝説ニヨリ建仁時代ノ建物ト云フ 弘仁二年創立 前記二同シ 弘仁二年創立 前記二同シ 創立年月不詳 養老二年創立	明治16年5月8日	
松尾寺	本堂	養老二年創立	明治16年5月	三重宝塔の記載があったが，再建中に付き同6月取消
長弓寺	観音堂 塔台閣	天平二歳開基，弘安三年二修繕，本年二至り六百三ヶ年 桓武天皇ノ御宇建立，最初八層塔ナリシカ破損シテ現今台閣而已存在ス	明治16年2月20日	
金剛山寺 秋篠寺	地藏堂 本堂 閻伽井堂 (香水閣)	承和十二年創立 弘仁桓武兩帝ノ御願，宝亀十一年創立 承和四年創立	明治16年3月19日 明治16年2月	
下之坊 法隆寺	観音堂 中門 金堂 五重宝塔 大講堂 大経蔵 鐘楼 廻廊 上之堂 聖霊院 東室 長屋 一切経蔵 網封蔵 食堂 細殿 三経院 西室 浴室 浴室門 南大門 西内堂 手水屋 新堂 東大門 西院外圍築地 夢殿 舍利殿 絵殿 伝法堂 鐘楼 礼堂 廻廊 不明門 西門 北室堂 唐門 東院外圍築地	文永二年五月再建 推古帝十五年創立落成，創立ノ俣 創立ノ俣 創立ノ俣 正暦六年普明寺講堂ヲ移転再建 創立ノ俣 創立ノ俣 創立ノ俣 舎人親王本願，永祚八年転倒，応長元年七月再建 天仁二年創立，保安二年南三箇ノ室ヲ以テ神殿ト成シ 往昔ノ俣 文和三年二月造立 永久二年ヨリ元永元年二至り一切経書写ノ旨旧記二見ヘタリ 往昔宝庫三十三蔵ノ具一也 創立ノ俣 前同断 天承年中修理，嘉禄三年四月三経談議ヲ大講堂ヨリ移シ三経院ト号ス 寛喜三年四月再建 往昔以來ノ建物，湯船八承安二年造替 不詳，浴室同時ノ創立ナラン 永享十一年再建 養老二年創立，建長元年再建 弘長元年九月新築 弘安十一年引移シ再建 時代不知，当寺最初ノ門 慶長年度修理	明治16年3月5日 明治16年5月	
法輪寺 法起寺 善福院	三重塔 三重塔 本堂	山背大兄王子創立ノ俣 推古天皇ノ御代建立ノ俣 創立延暦廿一年二月慶長三年再興修繕	明治16年3月 明治16年5月 明治16年3月	当初創立年なし，17年2月8日創立年を追記提出
千光寺 吉田寺 金勝寺 長福寺 長楽寺	行者堂 多宝塔 本堂 本堂 本堂	享保二十年六月修覆 創立永延二年 嘉永四年二月屋根修理 聖徳太子創立，弘長ノ頃伽藍大破，弘安六年修理 創立用明天皇二年七月，聖徳皇太子ノ時ノ堂宇其間々現存	明治16年2月 明治16年3月15日 明治16年2月 明治16年2月 明治16年3月15日	25年10月18日二重塔から名称訂正
額安寺	講堂	文治二年二月修理，永正永禄年間伽藍悉屬烏有漸講堂一字五重大塔一基	明治16年2月	当初創立年なし，17年2月8日創立年ほか追加提出 17年2月由緒追加提出
奏楽寺	本堂	大化三年三月創立	明治16年3月	当初の観音堂を，25年12月28日名称訂正
長岳寺	四足門(鐘楼門)	天長元年六月創立	明治16年3月12日	
五智堂	本堂	養老年間創立	明治16年3月12日	

第2章

社寺名	建物名	建立年に関する記述	受理日	備考
室生寺	金堂 悉地院 弥勒堂 五重塔 弘法大師御影堂 薬医門（赤門） 修円僧都廟	天長元年建立	明治16年2月	
仏隆寺	根本堂 求聞持堂	建保年中建立 嘉祥三年建立	明治16年2月	
南法華寺	礼堂 三重塔 仁王門	元正天皇創建	明治16年6月6日	
岡本寺	本堂	天智二年創立	明治16年2月	
岡寺	二王門 樓門 庫裏	天智二年創立	明治16年2月	
橘寺	観音堂	建立年月不詳候得共四百年以前之建物ト口称	明治16年6月	
当専寺	本堂	創立年月不詳	明治16年6月4日	
当麻寺	曼荼羅堂 金堂 講堂 西塔 東塔 薬師堂 円光大師堂	白鳳十四年成就，仁治三年頃修繕 正中三年四月修営 乾元二年四月二十二日修営 建保己卯年修覆 修繕年歴不詳 修繕年歴不詳 応安三年三月造立	明治16年6月	
光遍寺	本堂	建保四年三月創立	明治16年3月30日	
蹴拔塔	蹴拔塔	創立年月不詳，古老ノ口碑ニ文治元年源義経此ノ塔中ニ橋籠リ居リシト云	明治16年3月	
世尊寺	太子堂 文殊堂 庫裏 鐘堂 大門 二ノ門	用明天皇元年創建，弘安二年再建	明治16年6月2日	
栄山寺塔中梅室院	八角円堂	天平年中建立	明治16年5月	
瑞花院	本堂	明細書ニ創立嘉吉三年四月トアリ	明治16年3月	
文殊院	大日堂	明細書ニ大化元年五月開基トアリ	明治16年3月	
霊山寺	本堂	創立天平八年，再興弘安六年	明治16年2月24日	
	三重塔 鐘楼 開山堂 竜王殿	創立天平八年，再興弘安六年 創立天平八年 創立弘安六年 創立天平八年，再興弘安六年		
不退寺	本堂 多宝塔 四足門	承和十四年月日未詳建築 承和十四年月日未詳建築 承和十四年月日未詳建築	明治18年3月	
海竜王寺	本堂 西金堂 経蔵 表門	天平三年創立 天平三年創立 天平三年創立 創立年月不詳，嘉禎并正応年中修繕	明治17年10月	
西大寺	四王堂	正応元年正月廿一日造営	明治22年1月31日	
達磨寺	本堂	推古二十一年創立，延応元年永享二年再建	明治22年4月18日	
法華寺	講堂 四ツ足門 浴室 鐘楼堂 通用門		明治22年11月13日	
手向山神社	宝蔵		明治23年1月27日	
宇太水分神社	本殿	再建元暦二年二月	明治23年3月26日	
大蔵寺	本堂 大師堂	創立弘仁元年 創立弘仁元年	明治23年3月26日	
千寿院	石十三重塔	長保年間建立	明治23年4月8日	
水室神社	本殿 門（日華門） 東廊 西廊	応永九年再建	明治23年10月8日	
長柄神社	本殿 神門	承久年中再造スト古老ノ口碑ニ存ス 創立本殿建築ノ際新造スト云フ	明治25年6月26日	
岡本寺	庫裏	天智2（663）年再建	明治25年8月5日	当初推古11年11月創立
千光寺	宝蔵 窓門	元慶三年十二月創立 白鳳十二年創立，応永三年八月再建	明治26年4月27日	

表2. 『京都府下四百年前社寺建造物調書』社寺建造物・建立年一覧

- ・配列は資料の記載順による。
- ・建立年に関する記述は筆者による要約であり、必ずしも抜粋ではない。
- ・最後に「筋塀理由取調書」と題された書類の写しが含まれているが、何を目的とした書類かは不明である。

社寺号	建物名称	建立年に関する記述	宗派	社寺号	建物名称	建立年に関する記述	宗派
大報恩寺	本堂	貞応貳年創建	真言宗		庫裡		
勢至堂	勢至堂	凡六百五拾年以前ノモノト認ム	浄土宗		表門		
建仁寺	方丈	天正年間安国寺ノ方丈ヲ移ス	臨濟宗	善法寺	本堂	永承七年	浄土宗
	巨鐘堂	天文火後ノ造営		平等院	鳳凰堂	永承七年	天台宗
	南門	小松内府重盛六波羅邸ノ門ヲ移ス			観音堂		
愛宕念仏寺	本堂	延喜十一年三月建築	天台宗		鐘樓		
六波羅蜜寺	本堂	寿永二年七月廿九日祝融ノ災後、再築年月不詳	真言宗	善法律寺	本堂	文久年中建換	真言宗
清水寺	二王門	文明十三年再建	同	観音寺	大御堂	永享十一年七月七日再建	同
	摩利支天堂			酬恩庵	虎丘	康正年中創立	臨濟宗
	鐘樓			浄瑠璃寺	本堂	永承二年再建	真言宗
	馬駐				三層塔	治承二年九月廿日北京一条大宮ノ三重塔ヲ移築	
法観寺	五重塔	永享十二年重建	臨濟宗	岩船寺	三層塔	凡五百年前ノモノト認ム	同
蓮華王院	蓮華王院又八三拾三間堂	文永三	天台宗	武内神社	社殿	文保丁巳年創立	村社
万寿寺	叢染堂	建長年間	臨濟宗		拝殿		
	二王門	明徳二年			南之方氏子詰所		
	二天門	明徳二年			北之方氏子詰所		
	鐘樓門	建長年間			四脚門		
東福寺	山門	貞和三年再建	同	金胎寺	本堂	四百年前ノ建物ト認め、尤モ古状ヲ表セリ	真言宗
	神堂				多宝塔	永仁六年	
	浴室				行者堂	養老年中創立	
	鎮守堂				本堂	文明十四年再興	同
	鐘堂			笠置寺	本堂	応永十三年再興	同
	東司			蔵王院	五重塔	建保二年建立	同
	勅使門			海住山寺	本堂	康正三年建立	日蓮宗
	六波羅門			燈明寺	三層塔	貞観五年再興	
	中門			光福寺	本堂	天曆九年創立	天台宗
	南惣門	建長七年落成			二王門		
	中惣門	建長七年落成		妙喜庵	建物本堂	明応年中	臨濟宗
	北惣門	建長七年落成			書院		
教王護国寺	西院御影堂	康暦二年三月十七日再造	真言宗		数寄屋	天正年中	
	蓮花門	大凡六百年以前		宝積寺	本堂	神龜元年建立、改築不詳	真言宗
	宝蔵	建久年中再建		勝持寺	本堂	仁寿年中再建	天台宗
	不開門	建久年中造営			護摩堂	仁寿年中再建	
	慶賀門	建久年中造営			二王門	仁寿年中再建	
	八足門	永徳二年七月七日上棟			庫裡	元弘元年建立	
	五大虚空蔵堂	嘉慶二年	真言宗	八幡宮社	本社	仁治二年	村社
観知院	本堂	康元元年建築	天台宗		松尾社		
地藏寺	樓門	大治年中焼失後、樓門ノミ長祿年中焼失ヲ免レリ	同		神輿部屋		
鞍馬寺	二王門	保元々々ノ建立	同		籠部屋		
峰定寺	本堂	久寿三年建立			庁屋		
	鎮守堂	最古來存在ノ建物ニシテ四百年前ノ物ト視認ム		熊野神社	本社	四条天皇天福元年改造構嘗	同
	神変堂	建立年月不詳ト雖四百年前以前ノ建物ト認ム			神輿小屋		
三千院境外仏堂極楽院	檢楽院	永観三年創立	同		庁屋		
慈照寺	銀閣	文明十一年	臨濟宗		籠部屋		
	東求堂			惣持院境外仏堂	薬師堂	和銅三年建立	真言宗
鹿苑寺	三層金閣	応永四年四月	同	千手寺観音堂	観音堂	大同元年九月開基	臨濟宗
	漱清			天満宮	本社	長祿二年二月再建	村社
玉鳳院	開山堂	建武三年建立	同	藪田社	本社	嘉保二年二月再建	村社
広隆寺	桂宮院	推古天皇十二年八月	真言宗	大山祇神社	本社	応永廿六年三月十日造替	村社
	講堂	永万元年再建		八幡神社	本社	正平十六年再建	村社
二尊院	仏殿	永正十八年落慶	天台宗	成就院	本堂	延元三年建立	真言宗
醍醐寺	薬師堂	延喜上皇創立	真言宗		薬師堂	正平五年建立	
醍醐寺境外仏堂	金堂	根來寺二長承年中二創スルヲ慶長年中引移シ	同	宝勝寺	本堂	応永二年	曹洞宗
	清瀧堂	承徳元年		普濟寺観音堂	観音堂	足利貞氏息女深禪門ノ建立	同
	五重塔	承平中		大福光寺	毘沙門天堂	延暦年中鞍馬寺ノ円堂ヲ移ス	真言宗
	二王門	延喜帝ノ御願ニ依テ建立			多宝塔	嘉暦二年建立	
法界寺	薬師堂	永承年中ノ造立	同	念仏寺観音堂	本堂	大同元年創立	浄土宗
元白山神社拾六坊	門	文永三年		日吉神社	本社	建徳元年建立	村社
白山神社	白山社拝殿	創建久安二年ト口碑、棟札二建治三年	村社	八坂神社	本社	不詳	同
宇治神社	本宮社殿	永承年中再建	郷社	施福寺	本堂	村上帝ノ時造営	真言宗
宇治神社上之宮	本社	(建立年の記述なし)	村社	光明寺	二王門	寛平年中再興	真言宗
	拝殿			八幡宮	本社	嘉吉年中再建	村社
雙栗神社	本社	天治二年	郷社	八幡宮社	本社	大凡正長年中ノ建築ト伝ヘリ	無格社
	前殿			室尾谷神社	本社	康永二年六月十一日造営	村社
伊勢向神社	本殿	不詳	村社	室尾谷神社	本社	正和二年十月再建	村社
最勝院	本堂	(建立年の記述なし)	天台宗	金剛院	三層塔	永保年間	真言宗
	対面所			本願寺	本堂	承久三年四月	浄土宗
					勅使門	[筋塀理由取調書]	

表3. 品川本『千年前社寺建物表』一覧

- ・配列は資料の記載順による。
- ・現社寺建物名称との照合は、社寺号・建物種類・所在地・坪数から判断した。
- ・建立年代は表末の参考文献による。
- ・現存が確認できないもの、および現存しているが文献から建立年代が分からないものは、「」と記した。

社寺号	建物種類	年度	社格宗派	欄外	木子本での主要な相違点	現社寺建物名称	現建立年代	備考
京都府								
鞍馬寺	楼門	宝亀元年	天台			△	△	
広隆寺	桂宮院	推古天皇十二年	真言			△	△	
燈明寺	三層塔	貞観五年	日蓮		三層院	△	△	
宝積寺	本堂	神亀元年	真言			△	△	
勝持寺	本堂・護摩堂・仁王門	仁寿年中	天台			△	△	
惣持院境外仏堂	薬師堂	和銅三年	真言			△	△	
千手寺	観音堂	大同元年	臨濟			△	△	
念仏寺	観音堂	大同元年	浄土			△	△	
施福寺	本堂	聖武帝御宇	真言			△	△	
本願寺	本堂	天平二年	浄土			△	△	
大阪府								
鳴川神社	社殿	白鳳十二年	村社		奈良県へ	△	△	奈良
大島浜神社	社殿	慶雲三年	官幣大社大島神社摂社			△	△	
日根神社	表門	白鳳二年	郷社			△	△	
野間神社	社殿	推古天皇乙丑年	郷社		ここから奈良県へ	△	△	
東大寺	法華堂	天平五年	華嚴			△	△	
	手洗堂	同			手水屋	△	△	
	北門	同				△	△	
	千手堂	天平年中				△	△	
	鐘楼	同				△	△	
	東南院経庫	同				△	△	
	尊勝院経庫	同				△	△	
	勸学院経庫	同				△	△	
	観音院東手庫	同			観音院経庫	△	△	
	南大門	同				△	△	
	転害門	同				△	△	
新薬師寺	薬師寺	天平五年	真言		薬師堂/天平十七年	△	△	
	鐘楼堂	同				△	△	
	地藏堂	同				△	△	
	四足門	同			次と合わせ、四足門貳	△	△	
	四足門	同				△	△	
般若寺	観音堂	舒明天皇元年	真言		次に経蔵/舒明元を追加	△	△	
	楼門	同				△	△	
福智院	本堂	天平八年	真言			△	△	
十輪院	本堂	聖亀元年	真言			△	△	
	礼堂					△	△	
	四足門					△	△	
安養寺	本堂	大同四巳丑年	浄土			△	△	
	庫裏					△	△	
	棟門					△	△	
極楽院	本堂	天平八年	真言		削除	△	△	
	禅室				禅堂/聖亀元年	△	△	
	屋間座敷				削除	△	△	
	庫裏				削除	△	△	
薬師寺	東塔	天平二年	法相			△	△	
	東院堂	養老五年				△	△	
招提寺	金堂	天平勝宝八年	真言		唐招提寺/真言律宗	△	△	
	講堂	天平宝字三年				△	△	
	礼堂	同			次の舍利堂と逆順	△	△	
	舍利堂	同				△	△	
	鼓楼	天平勝宝八年				△	△	
	一切経蔵	弘仁二年			経蔵	△	△	
	宝蔵	同				△	△	
	地藏堂	同				△	△	
	弁天堂	同				△	△	
松尾寺	本堂	養老二年	真言			△	△	
長弓寺	観音堂	天平二年十月十八日	真言			△	△	
	塔台閣	桓武天皇御宇			延暦年間	△	△	
金剛山寺	地藏堂	承和十二年	真言		白鳳貳年	△	△	
秋篠寺	本堂	宝亀十一年	真言			△	△	
	關伽井堂	承和四年			承和六年	△	△	
法隆寺	中門	推古天皇元年ヨリ十五年二至り落成ス	法相			△	△	
	金堂				推古天皇十五年	△	△	
	五重宝塔				五重塔	△	△	
	大講堂				正暦元年山城ヨリ移ス	△	△	
	大経蔵				大経堂/推古十五	△	△	
	鐘楼				削除	△	△	
	迴廊				同(推古十五)	△	△	
	上之堂				同(推古十五)	△	△	
	聖霊院	天仁二年				△	△	
	東室	往昔ノ俱存在保安二年修繕				△	△	

明治10年代における古社寺建造物調査について

社寺号	建物種類	年度	社格宗派	欄外	木子本での主要な相違点	現社寺建物名称	現建立年代	備考
法隆寺	網封殿	往昔宝庫三十三ノ一	真言	明細帳ニナシ	推古天皇十五年	法隆寺網封殿	平安前期	奈良・国宝
	食堂	往昔創立ノ俣			同	法隆寺食堂	奈良時代	奈良・国宝
	細殿	同			同	法隆寺細殿	文永5(1268)頃	奈良・重文
	三経院	焼失僅二三室残り天承年中修理ス			推古天皇元年ヨリ十五年ニ至リ落成ス	法隆寺三経院及び西室	寛嘉3(1231)	奈良・国宝
	浴室	天平流記二湿室ト載タリ往昔ノ俣			天平年間	法隆寺大湯屋	慶長10(1605)	奈良・重文
	浴室門	同時ノ創立			削除	法隆寺大湯屋表門	室町前期	奈良・重文
	東大門	当寺最初ノ門			年代不詳	法隆寺東大門	奈良時代	奈良・国宝
	夢殿	聖徳太子在世創立ノ俣			推古天皇三年	法隆寺東院夢殿	天平11(739)	奈良・国宝
	舍利殿	天平ノ建物承久年中大修理			削除	法隆寺東院舍利殿及び繪殿	承久元(1219)	奈良・重文
	繪殿	同			天平年間	法隆寺東院舍利殿及び繪殿	承久元(1219)	奈良・重文
	伝法堂	光明皇后ノ母橘夫人ノ宅ヲ引移シ建ルモノ力貞観年度ノ創立力			天平拾壹年	法隆寺東院伝法堂	奈良時代	奈良・国宝
	礼堂	天平宝字流記二檜皮葺トアリ			同年頃	法隆寺東院礼堂	寛嘉3(1231)	奈良・重文
	迴廊	同			天平年間	法隆寺東院迴廊	嘉禎3(1237)	奈良・重文
	不明門	聖后在世ノトキ			推古御宇	法隆寺東院南門	長祿3(1459)	奈良・重文
	西門	流記二檜皮葺ノ門			天平年間	法隆寺東院四脚門	鎌倉前期	奈良・重文
	三重塔	山背大兄王創立			推古三拾年	法隆寺三重塔	飛鳥時代	奈良・昭和19年焼失
	法起寺	推古御宇聖徳太子創立			削除	法起寺三重塔	天武13・慶雲3	奈良・国宝
	善福院	延暦廿一年二月			△	△	△	奈良
	千光寺	行者堂			白鳳十二年	△	△	奈良
	金勝寺	本堂			天平十八年	△	金勝寺本堂	寛文5(1665)
長福寺	本堂	聖徳太子創立	削除	長福寺本堂	鎌倉後期	奈良・重文		
長楽寺	本堂	用明天皇二年聖徳太子建立	真言	長楽寺本堂	17世紀中期	奈良		
秦楽寺	観音堂	大化三年	真言	△	△	奈良		
長岳寺境内鐘樓門	四足門	天長元年六月	真言	大化二ノ本堂,次に楼門追加 長岳寺ノ鐘樓門	長岳寺楼門	(上階)平安後期 (下階)桃山	奈良・重文	
同五智堂	本堂	養老年間	真言	長岳寺ノ五智堂ノ養老二	長岳寺五智堂	鎌倉後期	奈良・重文	
室生寺	金堂	天長元年	真言	宝龜年中	室生寺金堂	平安前期	奈良・国宝	
	悉地院			本堂/天長元年	室生寺本堂	延慶元(1308)	奈良・国宝	
	弥勒堂				室生寺弥勒堂	鎌倉前期	奈良・重文	
	五重塔				室生寺五重塔	奈良末・平安初	奈良・国宝	
	弘法大師御影堂				室生寺御影堂	室町前期	奈良・重文	
	薬医門				室生寺赤門	△	奈良	
仏隆寺	根本堂	嘉祥三年	真言	本堂	△	△	奈良	
	求闍持堂			創立不詳	△	△	奈良	
南法華寺	礼堂	元正天皇創建	真言	削除	南法華寺礼堂	室町中期	奈良・重文	
	三重塔			削除	南法華寺三重塔	明応6(1497)	奈良・重文	
	仁王門			削除	南法華寺仁王門	△	奈良	
岡本寺	本堂	天智天皇二年			△	△	奈良	
岡寺	二王門	同	真言		岡寺仁王門	慶長17(1612)	奈良・重文	
	楼門				岡寺楼門	天正3(1575)頃	奈良・県指定	
	庫裏				岡寺庫裡	△	奈良	
当麻寺	曼荼羅堂	白鳳十四年	真言浄土	白鳳拾年	当麻寺本堂	永暦2(1161)年	奈良・国宝	
	金堂			白鳳拾四年	当麻寺金堂	文永5(1268)年	奈良・重文	
	講堂			削除	当麻寺講堂	寛元2(1244)年	奈良・重文	
	西塔				当麻寺西塔	平安前期	奈良・国宝	
	東塔				当麻寺東塔	奈良時代	奈良・国宝	
	薬師堂				当麻寺薬師堂	文永4(1267)年	奈良・重文	
栄山寺塔中梅室院	八角円堂	天平年中	真言	次に文殊院大日堂,海竜王寺本堂・西金堂・講堂を追加,ここまで奈良県	栄山寺八角堂	天平宝字	奈良・国宝	
念勝寺	本堂	同	真言	削除	△	△	奈良	
	庫裏			削除	△	△	奈良	
家原寺	大門	慶雲元年	真言		家原寺東大門	17世紀中期		
慈眼院	多宝塔	天平年中	真言		慈眼院多宝塔	文永8(1271)	国宝	
	金堂				慈眼院金堂	鎌倉後期	重文	
四天王寺	東大門	貞和年中	天台	東門/貞観年中	四天王寺東大門	△		
朝川寺	本堂	推古天皇二十四年	曹洞		△	△		
	物置				△	△		
興楽寺	本堂	天平四年	浄土		興楽寺本堂	17世紀後期		
	廊下				△	△		
	庫裏				△	△		
	小堂				△	△		
	門				本堂厨子	江戸中期		
金光寺	本堂	承和元年	時宗		△	△		
	庫裏				△	△		
文殊院	大日堂	大化元年	真言		△	△	奈良	
滋賀県								
御上神社	社殿・拝殿	養老元年丁巳三月十五日	郷社		御上神社本殿・拝殿	鎌倉後期	国宝・重文	
二宮神社	社殿	養老二年	右撰社		御上神社撰社若宮神社本殿	鎌倉後期	重文	
三宮神社	同	同	同		御上神社撰社三宮神社本殿	室町時代	県指定	
八木神社	楼門	同			△	△		
長寿寺	神門	延暦年中	郷社		八木神社神門	中世の部材を使用		
石馬寺	地蔵堂	天平年中	天台		長寿寺本堂	鎌倉前期	国宝	
金剛輪寺	楼門	推古天皇即位二年甲寅	天台		△	△		
	天下大悲閣	天平十三年	天台		金剛輪寺本堂	室町前期	天平大悲閣の誤りか。国宝	
同	楼門	同	同		△	△		
石山寺	経蔵	天平勝宝元年	真言		金剛輪寺二天門	室町後期	重文	
	三十八社	同			石山寺経蔵	17世紀前期		
					石山寺三十八所権現社本殿	慶長頃	県指定	
善水寺	仁王門	延暦九年	天台		△	△		
西明寺	本堂	承和三年	天台山門		西明寺本堂	鎌倉前期	国宝	
	三重宝塔	同			西明寺三重塔	鎌倉後期	国宝	
	仁王門	同			西明寺二天門	応永14(1407)	重文	
	鐘樓	同			西明寺鐘樓	貞享3(1686)		
兵庫県								
荒神社	社殿	天平年	無格		△	△		



明治10年代における古社寺建造物調査について

社寺号	建物種類	年度	社格宗派	欄外	木子本での主要な相違点	現社寺建物名称	現建立年代	備考
大御堂	大堂	大同二年	同			△	△	
愛知県								
白山社	本殿	養老七年九月	村社		天平拾三年	白山社本殿	天文14(1545)	県指定
知立神社	社殿	嘉祥三年	県社			△	△	
	境内摂社社殿	同				△	△	
	文庫	同				△	△	
加茂神社	門	天平三年	村社			△	△	
本遠寺	釈迦堂	延暦年間	日蓮			△	△	
法海寺	薬師堂	天智二年戊辰八月三日	天台			△	△	
	仁王門	同				△	△	
安楽寺	本堂	聖武帝御宇ト云	臨濟			法海寺本堂 法海寺仁王門 安楽寺本堂	18世紀前半 寛文6(1666) -	明治24年震災倒壊後 再建 重文
高田寺	本堂	養老四年	天台			高田寺本堂	室町中期	
地藏寺	仁王門	神龜年中	真言		△	△		
福井県								
妙楽寺	堂宇	延暦十六年	真言			妙楽寺本堂	室町前期	重文
新潟県								
宇都宮社	社殿	大同二年丙戌月日造築 口碑		明細帳未出	宇都宮神社	△	△	
普光寺	毘沙門堂	大同二年建築口碑		同		普光寺毘沙門堂	室町中期	昭和6年焼失
千葉県								
笠森寺	観音堂 板階	長元々年	天台		長元貳年	笠森寺観音堂	16世紀末	重文
弘法寺	祖師堂	延暦年間弘法大師二遷 騰シ後日蓮二厲ス	日蓮			階段及び踊り場	16世紀末	重文
	二王門					△	△	
高蔵寺	本堂	白雉元年	真言			△	△	
山梨県								
熊野大神社	本殿	承和三丙辰年	村社		熊野社	熊野権現神社	天正2(1574)	町指定
熊野大神社	拜殿	朱鳥二年	郷社		同	△	△	
八幡大神社	本殿	同		明細帳不見	八幡社	△	△	
長谷寺	観音堂	延暦十一年	真言			長谷寺本堂	大永4(1524)	重文
福岡県								
八所神社	神殿	白鳳二年十二月廿八日	村社			△	△	

参考文献

- 文化庁文化財保護部建造物課編『国宝・重要文化財建造物目録』文化庁，1999  
 (財)文化財建造物保存技術協会編・発行『資料旧国宝建造物指定説明』1982  
 奈良国立文化財研究所建造物研究室編・発行『都道府県指定文化財建造物目録』2001  
 大阪府教育委員会文化財保護課編・発行『大阪府の近世社寺建築』1987  
 愛知県教育委員会編・発行『愛知県の近世社寺建築』1980  
 滋賀県教育委員会編・発行『滋賀県の近世社寺建築』1986  
 京都府教育委員会編・発行『京都府の近世社寺建築』1983  
 (財)京都府文化財保護基金編・発行『京都の社寺建築 乙訓・北桑・南丹編』1980  
 山口県教育委員会編・発行『山口県の近世社寺建築』1979  
 古建築研究会編『宮城県の古建築』宮城県文化財保護協会，1992  
 長野県教育委員会編・発行『長野県の近世社寺建築』1982  
 兵庫県教育委員会編・発行『兵庫県の近世社寺建築』1980  
 香川県文化財保護協会編・発行『香川県の近世社寺建築』1981  
 山梨県教育委員会編・発行『山梨県の近世社寺建築』1983  
 文化庁文化財保護部監修『月刊文化財』465号，2002年6月

註

- 1) 西村幸夫「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開」『日本建築学会計画系論文報告集』第351号, 1985年5月, p.45
- 2) 清水重敦「明治初期古社寺保存行政における内務省社寺局と博物館」日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, 1997, pp.3-4
- 3) 『公文類聚』明治15年61巻, および内務省官報局編『法令全書』第十五巻, 明治十五年内務省達乙第五十八号
- 4) 例えば, 大阪府においては同年12月26日, 府達乙第百七十五号として, 府知事から郡区役所戸長役所に宛て出された。締め切りのみ, 16年2月と繰り上げられている。
- 5) 『法令全書』第十二巻, 明治十二年内務省達乙第三十一号
- 6) 奈良県庁文書『大和国四百年前古社寺調』1/M16/2
- 7) 関野貞「鳳凰堂建築説」『建築雑誌』102号, 1895年6月, p.127
- 8) 都立中央図書館特別文庫室木子文庫, 木子幸三郎資料 木W19
- 9) 同上, 木子幸三郎資料 木W21
- 10) 国立国会図書館憲政資料室 品川彌二郎文書 一四三七
- 11) 明治15年12月26日大阪府達乙第百七拾五号, 奈良県庁文書『十五年 乙号達』1/M15/11
- 12) 社寺明細帳については, 当初は異動が生じた時には月末に取りまとめて内務省へ報告, 明治19年からは半年ごとに報告するように定められていた。
- 13) 稲葉信子『木子清敬と明治二十年代の日本建築学に関する研究』1989年東京工業大学学位論文, p.159, p.161
- 14) 稲葉論文によれば, 木子の資料は伊東忠太などが閲覧しており, 関野が「鳳凰堂建築説」で引用した資料は, 木子のこの資料である可能性もある。
- 15) 山県篤三: 萩藩士, 編著書に『巴城三十六勝記』『芸苑叢話』『八江萩名所図画』などがあり, 明治39年70歳で病没した。宮内省には明治17年から勤めたとされる(松本二郎「八江萩名所図画 付録」マツノ書店, 1990, p.4 の解説による)。「明治一十九年七月編 改正官員録」(寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第6巻, 寺岡書洞, 1981)では, 宮内省図書寮属となっている。
- 16) 新潟県編・発行『新潟県史』通史編6近代一, 1987, p.652
- 17) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』県政, 愛媛県, 1988, p.146
- 18) 大日方純夫・勝田政治・我部政男編『内務省年報・報告書』別巻3, 三一書房, 1984, pp.228-231
- 19) 梅田義彦「明治以来神社行政における古社尊重の取扱方針」『神祇制度史の基礎的研究』吉川弘文館, 1964, pp.513-569
- 20) 「除ク」とされた, 兵庫の八幡神社は含めていない。
- 21) 社格宗派で内訳(社各宗派の記載のあるもののみ)を見ると, 官幣大社撰社1社, 県社4社, 郷社12社, 村社19社, 無格社1社, 法相宗3寺, 華嚴宗1寺, 真言宗54寺, 天台宗16寺, 浄土宗5寺, 真言浄土兼宗1寺, 時宗2寺, 日蓮宗3寺, 臨済宗7寺, 曹洞宗2寺。
- 22) 大蔵省編・発行『工部省沿革報告』1889, p.786
- 23) 島園進・磯前順一『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』東京堂出版, 1996, pp.174-176, 目録はpp.417-420(家088)。
- 24) 『東京帝国大学神道研究室旧蔵書』は, 国文学研究資料館によってマイクロフィルム化されており, 本研究においてはこちらを用いた。
- 25) 『職務進退』元老院・勅奏任官履歴原書・転免病死ノ部, 国立公文書館所蔵
- 26) 「中島工部大書記官巡回御尋二付上申書」『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』家088-55
- 27) 「東福寺建物取調書」『京都府下著名古社寺由緒並殿堂保存調書』家088-55
- 28) 明治十八年太政官達第七十号, 『法令全書』第十八巻
- 29) 明治16年12月15日工部省告示第十九号, 内閣記録局編『法規分類大全』社寺門, 1891, p.382
- 30) 『工部省沿革報告』pp.783-786, および工学会・啓明会『明治工業史 建築篇』工学会明治工業史発行所, 1930, p.176

- 31) 工部省年報(報告)については、小野木重勝氏が明治18年4月の第六回報告をもって最後と報告しているが(「明治8～14年における工部省営繕活動」1989年日本建築学会学術講演梗概集(計画) pp.739-740)、明治18年12月2日に太政大臣に提出された「第七回報告」が、国立公文書館に保管されている(『工部省上申該省第七回報告書勘査高覧ノ件』)。内容は、明治14年7月以降、15年6月までの工部省の業務内容の報告である。



## 第3章 社寺の創立再興復旧の件を巡る一連の政策について

1. はじめに
2. 明治15年「内務省達乙第五十九号」の内容
3. 明治11年「社寺取扱概則」までの状況
4. 明治13年「社寺創立之儀ニ付伺」について
5. 明治15年から19年の状況
6. 社寺の自立化と古社寺保存費の関係
7. 古社寺保存費と400年前社寺建造物調査の関係
8. 小結

## 第3章 社寺の創立再興復旧の件を巡る一連の政策について

### 1. はじめに

前章において、内務省達乙第五十八号によって行われた400年前社寺建造物調査の内容を明らかにした。では、なぜ明治10年代にこうした調査が行われたのか、当時の社寺行政の中でこの調査が、どのような意義を持つのだろうか。

この明治15年内務省達乙第五十八号の背景を探るうえで、同日にもう一つ、社寺に関する内務省達が出されていることが注目される。それは社寺の創立再興復旧に関する達であったが、この件は明治10年代を通して「古社寺の保護」との関係で大きく揺れ動いた問題であった。

明治・大正期に出版された当時の宗教制度を解説する書籍<sup>1)</sup>では、社寺の創立再興復旧の件は大きく扱われながら、近年の研究では社寺取扱概則との関係でわずかに触れられるに過ぎない<sup>2)</sup>。これらの書籍・研究を踏まえながら、本章では社寺の創立再興復旧の件に関する経緯と、400年前社寺建造物調査との関係を明らかにする。

### 2. 明治15年「内務省達乙第五十九号」の内容

明治15年11月7日に出された内務省達乙第五十九号の全文は、以下の通りである<sup>3)</sup>。

乙第五十九号

府県

各府県管内神社寺院等創立再興復旧許可之分八今後満二年以内ニ建設セシムベシ其建物巨大ニシテ工事数年ニ渉ル可キ者八更ニ状ヲ具シ伺出許可ヲ受ル者トス其他在来ノ社寺ニシテ変災ニ遭ヒ建物悉皆烏有ニ歸スル者八満五年ニ再建セシメ何レモ毎月未取纏メ当省工可届出若シ右期限ヲ過キ建設セザル者ハ一面許可ヲ停メ一面社寺明細帳ヲ削除更ニ届出候儀ト可心得此旨相達候事

但十二年当省乙第三十一号達社寺明細書式中神官住職ノ項ヲ加ヘ且境外遥拜所招魂社祖霊社ノ書式ヲ廃シ都テ社寺書式ニ拠リ取調フヘシ

内務卿山田顕義代理

明治十五年十一月七日 大蔵卿松方正義

創立再興復旧の許可を受けた社寺においては今後は満2年以内に、建物がすべて失われている社寺においては満5年以内に竣工すること、延長する場合は内務省に伺を出してその許可を必要とする、期限を過

ぎた場合は許可を取り消し、社寺明細帳から削除する、といった内容である。創立再興復旧の定義は『増訂神社行政法講義』に、「創立とは新に神社を建設することをいひ、再興とは曾て存在せし神社なるが其後廃絶に歸したりしを、更に再び之を興すことをいひ、復旧とは曾て存在せし神社なるが、其後他の神社に合併せられたるを、復び独立の神社となすことをいふ」<sup>4)</sup>とあり、この内務省達においては神社を社寺に置き換えられる。また、社寺明細帳からの削除は廃社・廃寺を意味するものであり<sup>5)</sup>、期限の短さとあわせ、この達の意味するところはかなり厳しい規制であるといえよう。ではなぜ、400年前社寺建造物調査の指令と、社寺の創立再興復旧の規制があわせて出されたのであろうか。

### 3. 明治11年「社寺取扱概則」までの状況

明治政府はまず明治5年、届け出なく社寺を創立することを禁止した<sup>6)</sup>。ついで明治8年の府県職制並事務章程<sup>7)</sup>、翌9年の教部省職制並事務章程<sup>8)</sup>において、社寺の創立は太政官への稟議を必要とし、教部省がその管理を行うこととした。明治10年1月に教部省が廃止されると、その事務は内務省社寺局に引き継がれた。明治11年7月、府県職制並事務章程が廃止されて府県官職制<sup>9)</sup>が定められたが、そこで社寺の創立に関する事項が削除された。続けて同年9月、「社寺取扱概則」が定められ、その第一条で社寺の創立再興復旧に関する方針において大きな転換が図られた<sup>10)</sup>。

乙第五十七号

社寺取扱ノ儀左ノ通り概則相定候条此旨相達候事

十一年九月九日

社寺取扱概則

第一条 社寺ノ創建ハ(民有地ニ建設スルモノ)神官住職氏子檀徒若クハ信徒ト為ルヘキモノ(寺院八本寺法類トモ)連署戸長奥書ヲ以テ願出テ永続財産ノ目途且ツ其地所建物社寺ノ体〔社八本殿拝殿寺八本堂庫裏〕ヲ具フルモノニ限り允許スルコトヲ得ヘシ再興復旧等総テ之ニ準ス

但別紙書式ニ倣ヒ其都度当省ヘ届出ヘシ

第二条 同上移転廃合并社寺号改称八前条ノ手續ニ準シ其事由ヲ詳記シ願出ルモノニ限り聞届ケ毎月末取纏メ当省ヘ届出ヘシ尤モ廃合社寺址地并建物等処分方ノ儀ハ従前ノ通

但式内神社并文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺ノ向八前以テ当省社寺局ヘ照会ヲ経ヘシ

第三条 邸内社堂并掛所道場引直及ヒ寺号公称等ハ総テ第一条ノ手續ニ従ヒ願出〔永続ノ目途并建物ノ体(堂宇八方六尺以上)ヲ具フ〕ルモノニ限り聞届ケ別紙書式ニ倣ヒ毎月末取纏メ当省ヘ届出ヘシ

第四条 前条々ノ外社寺例格ノ改定并社寺ニ関スル条件中例規ナキモノハ其都度当省ヘ伺出ヘシ

(〔 〕内は明治13年6月23日内務省達乙第二十八号により追加<sup>11)</sup>)

これにより、社寺の創立(社寺取扱概則では創建と記される)再興復旧と移転廃合ほかの手続きが定められ、その認可は府県が行い、内務省へは届け出るだけでよいとなった。加えて、「式内神社并文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺」の廃合移転に関し社寺局への照会を必要とすること、そして後に「社寺ノ体」を、神社は本殿拝殿、寺院は本堂庫裏を有し、堂宇は方六尺以上、と定義したことが注目される。またこの社寺取扱概則に続き、翌12年6月に年内を期限として社寺明細帳の作成が各府県に命じられ、これらにより全国の社寺の総数やその増減を、明治政府が把握できる体制が整えられた。

#### 4. 明治13年「社寺創立之儀ニ付伺」について

さて、この達が発せられるとたちまち、「社寺ノ体」とは何をさすのか、との問合せが相次いだ<sup>12)</sup>。内務省は当初「建物坪数定限無之其県見込ヲ以テ定メ苦カラス」として県の裁量に任せていたが、13年6月にはその答えとして上記の社寺の体の規定を付け加えた。規定の理由は、明治12年の1年間に全国で創建再興復旧を許可した社寺のうち、神社112件中59件が拝殿が無く、寺院114件中39件が庫裏が無いこと、また愛知県から報告のあった神社11件中8件が方五尺以内、茨城県から報告のあった神社52件中47件が方六尺以内というデータに基づき、方六尺以内でかつ拝殿もないような神社が、公祭を執行する神社として認められるのは適当でない、とされたためであった<sup>13)</sup>。ところが、この問題はすぐに「社寺ノ体」である社寺建造物の規模や境内の体裁の問題から、社寺数の増加の問題へと論点が移る。

明治13年11月4日、内務卿松方正義は太政大臣三条実美に「社寺創立之儀ニ付伺」<sup>14)</sup>を提出し、その中で社寺取扱概則の公布以降、社寺が濫立したことを問題として採り上げた。12年7月から13年6月の1年間に全国で、社寺の創立再興公称<sup>15)</sup>をあわせ、神社309社・寺院189寺の計498社寺の増加があったとし、そのことが問題である理由として、

1. 一ツハ、以テ輕易ニ流レ、濫立ノ弊居多ナルヨリ生スル所ト存候。抑社寺ノ儀ハ、旧幕府ニ於テハ、一切新規建立停止ノ禁令アルニヨリ、人民却テ在来ニ就キ、保護ヲ慎ノ情厚キヨリ、自然大社巨刹古社名山等ハ勿論其他ニ至ルマテ、衰微ヲ招クノ憂、甚タ渺ナカリシ

2. 古社寺ニ就テハ、兼テ厚キ御趣意モ有之、既ニ歳額貳万円ノ保護金ヲモ先般伺定候程ニ有之、然ルヲ今日ノ如ク濫立ノ形跡ヲ現スルニ於テハ、其廃滅モ亦、自然ニ輕忽ニ赴カサルヲ得スシテ、其影響古社寺ニ及ホシ、衰微ヲ来スノ基ト相成、結局保護ノ道難行届

3. 元来、社寺ハ教導職相待不離モノニ候処、現今教導職ニ就テハ、既ニ定員ノ制限ヲ設クヘキ場合ナル

ヲ、此上無数ノ社寺増加候様ニテハ、有限ノ教導職ヲ以テ無限ノ社寺ニ応シ難キ

(句読点は筆者補筆)

の三つを挙げた。この伺は同年10月、内務省の社寺・取調両局が社寺取調概則の影響を調査したところ、社寺の濫立と云ってよい増加が見られ、「古社寺ノ保護ト教導職制限ニ関シ大ニ不都合」として対策を求めたことに端を発する<sup>16)</sup>。その書類には、上記の社寺の体の規定のきっかけとなった、社寺数・規模の比較表が参照として添えられていた。

この伺は12月13日に聞き届けられ、同日、府県官職制を改正し、「社寺創立再興復旧等員数増加ニ係ル願ヲ許否スル事」が主務省へ稟請して処分すべき事項に加えられた<sup>17)</sup>。続けて17日、内務省達によって、社寺の創立再興復旧の出願に際しての確認事項を定めた<sup>18)</sup>。すなわち、社寺の増加に関する認可のみを府県から内務省に取り戻すことで、その濫立を抑えるという方法をとった。追って2年後に発せられたのが、この章の冒頭に示した明治15年11月7日内務省達五十九号の、社寺の創立再興復旧の竣工期限に関する規定であった。

さてここで、「社寺創立之儀ニ付伺」で挙げられた上記の三つの理由について、説明を補足する。

まず1.については、明治5年の社寺の創立禁止の達は、「従前ノ通禁制タルヘキ事」として旧幕府の方針を引き継いだものであった。そもそもこの禁止が解かれたことが、社寺の濫立を招いたと指摘している。旧幕府の禁令については、元和元(1615)年の浄土宗法度から寛永8(1631)年の板倉周防守による触書までの経緯が知られている<sup>19)</sup>。原則として寺院の創立は禁止されていたが、実際には法の網をかいくぐって多くが創立されていたようである<sup>20)</sup>。

2.の「歳額貳万円ノ保護金」とは、同13年7月に内務省費のうちに新設された古社寺保存費のことである。12年12月、内務大蔵両省より太政官へ「古社寺保存方ニ付府県営繕費増額之義伺」が提出された<sup>21)</sup>。府県営繕費中に、年額二万円の「古社寺保存費」を設けることを提案するものであった。内務省で「維持ノ方法」を検討することを条件に聞き届けられ、それを受けて内務省は13年5月「社寺保存内規」<sup>22)</sup>をまとめた。この「社寺保存内規」においては保存を要する古社寺を、

第一種 四百年以前創立ノ社寺

第二種 史乗中掲載ノ社寺ニシテ名区古跡ト称スヘキモノ

第三種 境内風致秀麗ニシテ国郡ノ美観勝地ト称スヘキ社寺

第四種 皇室御崇敬又ハ武門ノ帰依等ニヨリ若干ノ朱黒印地ヲ有セシ社寺ニシテ維新変革ノ後維持ノ方法立チ難キモノ

### 第3章

第五種 神体仏像ノ有無ニ関セス記念等ノ為メ建設セシ碑石塔龕ノ類ニシテ神仏ニ縁由アル古物

第六種 陵墓其他賢相名将等ノ古墳其境内ニ属シタル社寺

第七種 勅願若シクハ王子宮嬪賢相名将等ノ発願ニ由リ執行セル式法年中行事中ニ伝来シタル社寺

の七種に分け、原則として社寺からの出願に基づいて、年額二万円を上限に直接維持（修繕再建の営繕費、保存資金の積立金）と間接維持（独力で修繕を行った神官僧侶に対する報労金、府県社以下神社への奉幣料、寺院本山本寺での法会への寄納金）の名目で分配した。「社寺創立之儀ニ付伺」では、社寺が濫立することにより、廃社・廃寺も軽んじられるようになり、その影響は古社寺の衰微を招き、古社寺保存費による保護を妨げるとしている。

3.の教導職は、教部省設置の翌月、明治5年4月に十四級の職制として成立した。全国の神官僧侶を国家公認の宗教者としての教導職に任命し、三条教則・十一兼題にそった説教と、葬儀の執行をその公務とした。教導職を統括する大教院体制が確立した明治6年以降教導組織は拡大し、神官僧侶は残らず教導職に任命され、ついで教導職試補以上でなければ寺院住職に任命できず、また説教・葬儀も執行できないなど、教導職制を介しての宗教活動の体制が整えられていった。しかし神道仏教双方の反発を招き、明治8年ごろから教部省と教導職の廃止が検討され始める。明治10年に教部省が廃止された後も、内務省は教導職を存続させたが、宗教活動の制限は徐々に緩められ、明治17年に廃止された<sup>23)</sup>。

そもそも社寺取扱概則は「元来官社ノ外一般社寺ノ儀ハ専ラ人民ノ帰向ニ任スヘキ」<sup>24)</sup>、すなわち官社を除く府県社以下神社と寺院を含む一般社寺に関しては、信教の自由を認める方針の元で行われた政策であった<sup>25)</sup>。廃仏毀釈の反動ともいえる社寺の濫立は、いわば予期せぬ社会問題として明治政府に受け取られた。羽賀氏はこの伺について3.を採り上げ、教導職の数を制限する政策をとろうとしていた点を重視するが<sup>26)</sup>、伺を検討した内務部・法制部両参議からの回答書<sup>27)</sup>では、古社寺の衰退のみが規制の理由として挙げられる。また教導職の数が制限されることは結局なく、17年の廃止に至る。社寺の濫立を問題視する理由が、社寺の体の問題から始まり、古社寺の保護と教導職制限の問題にすり替わり、古社寺の保護の問題に集約されていくその過程を、重視すべきであると考えられる。

## 5. 明治15年から19年の状況

「社寺創立之儀ニ付伺」と社寺の増加制限の太政官達から2年後の明治15年11月7日、内務省達第五十八号・五十九号が発せられる。すなわち、前者により400年前社寺建築調査が開始され、後者により社寺の創立再興復旧の竣工期限が定められた。後者が目的とするところは、十分な資金を持たずに創立を申請し、その後の経営で資金を蓄えて主要建造物を整備するという、安易な申請を制限するものであったと考

えられる。ここで社寺明細帳からの削除という罰則が定められたのは、先の社寺の体の規定との整合性を持たせるためには、むしろ当然の措置ということになる。

しかし、既存の社寺であって、これより後に主要建造物が失われた場合でも同達は適用された。例えば、明治20年10月には公売によって社殿堂宇が処分された際の規定を定めている<sup>28)</sup>。当然、古社寺保存費を支給された社寺であっても、災害などで主要建造物が失われ、再建の見込みが立たなければ、廃社廃寺になる恐れが生じる。廃社廃寺になれば、残った建造物も全て取り壊し、処分しなければならない。そこで、社寺の建造物をより詳細に把握する必要が生じることとなる。

さらにその4年後の明治19年3月、先の乙第五十九号で定められた工事期限延長の件は内務省の伺を必要とせず地方長官が査定することとなり<sup>29)</sup>、一旦緩められたかのようにみえたが、続けて同年6月、今後は創立再興復旧を原則禁止とすることで、ついに決着した。

この方針は明治時代を通して続けられ、神社については大正2(1913)年4月の内務省令6号<sup>30)</sup>により神社の創立・移転・廃合の事が扱われるようになり、寺院については昭和14(1939)年4月8日公布の宗教団体法<sup>31)</sup>で寺院が法人と認められ、その設立、登記の方法が規定されるまで、解除されることはなかった<sup>32)</sup>。

創立再興復旧の原則禁止を定めた明治19年6月8日内務省訓第三百九十七号は、『法令全書』や『法規分類大全』社寺門などに収録されていないこともあって従来見過ごされてきた<sup>33)</sup>が、明治の社寺行政において非常に重要な内容を含むものであるため、奈良県行政文書中に残されていたものを全文紹介する。

#### 訓第三九七号

社寺仏堂等ノ創立タル旧幕政ノ際八勿論維新後ニアリテモ輕シク認許ヲ与ヘサリシニ近年ニ至リ著シク其数ヲ増加セリ且社格ヲ請フモノ亦比々トシテ絶エス依テ左ノ箇条ヲ標準トシ一条二条五条ノ但書ニ該ル者ノ外八自今經伺ヲ要セス処分スヘシ

右訓令ス

明治十九年六月八日

内務大臣伯爵山県有朋

一 社寺及仏堂〔并建物アル遥拝所〕ヲ創立再興復旧セサル事

但移民地及特別ノ縁故アル者ハ事由ヲ具シ伺出ツヘシ

凡神仏ニ信事スルハ各自ノ自由ニシテ官之ヲ制スヘキ限リニ非スト雖モ新ニ社寺ノ数ヲ増加シ一聚

### 第3章

落二数社寺アルカ如キ八古社寺ニ衰頹ヲ与フルノミナラス元來追遠報本ノ祭場タレハ復多数ヲ必要トセス

#### 一 神社新規ノ社格及昇格ヲ許サ、ル事

但特別ノ縁故アルモノハ事由ヲ具シ伺出ツヘシ

府県社以下社格ノ儀八壬申正月神祇省布達ヲ以全国ノ神社ヲ調査シ各府県ノ開申ニ拠テ之ヲ定メ爾後連々追許スルモノ其数少カラス此余民情一時ノ帰向ニ從ヒ其請願ヲ許ストキハ際限アル可カラス依テ自今認可セサルモノトス

#### 一 祠宇ヲ創設セサル事

明治十四年教院教会所説教所ニテ葬儀ノ執行ヲ禁セシニヨリ神葬祭ヲナスモノ、為メ祠宇ノ制ヲ設ケシト雖モ十七年ニ至リ墓地及埋葬取締規則ヲ発布セシニ依リ教院等ニ於テ葬儀執行ノ禁ハ自ラ解ケタルヲ以テ今日ニアリテ祠宇建設ノ必要ヲ見ス

#### 一 祖霊社ヲ創設セサル事

但人民宅地内ニ建ツルモノハ公認ノ限リニアラス

祖霊社ハ其祭主累代ノ靈祠ニシテ一般神社ノ性質ヲ有セサルモノニヨリ譬ヘハ祭主共同シテ祠ヲ建ツルモ其共同者ノ参拝ニ止マルモノナレハ神社境内外或ハ山野等ニ建設スルハ神社ニ紛ハシキニヨリ自今許可セサルモノトス

#### 一 官有地ニ記念碑建設セサル事

但国家ニ功勞アルモノ及頌揚スヘキ事蹟アルモノハ事由ヲ具シ伺出ツヘシ

記念碑ハ其人世ノ功蹟ヲ頌揚シ公衆ノ感格ヲ生セシメ行為ヲ励マスヲ要トスルモノナルニ建碑出願ノモノノ詩歌或ハ尋常ノ履歴ヲ刻シ一家ノ追慕ニ止リ一般公衆ニ影響セサルモノ多シ依テ本条ノ如シ<sup>34)</sup>

注記1. 秘の朱印が捺されている。

注記2. 余白に「明治十九年七月十二日秘甲第三三三号ノニヲ以テ朱字ノ八字脱落ノ通知アリ」と記されている。第一条の社寺仏堂のあとの[ ]内が朱字の追加部分。

注記3. 明治29年12月26日内務省訓第八百六十七号により、第五条中「官有地」を「官有社寺地境内」と改めた<sup>35)</sup>。

すなわち、信教の自由といえども、社寺の増加は古社寺の衰頹を招くとして、創立再興復旧許可の発給を停止した。あわせて、神社の新規の社格や昇格の停止、祠宇・祖霊社の創設禁止、記念碑の官有地での建設禁止が定められた。なお、これに付屬して社寺局長からの通達があり、社寺明細帳脱漏を理由にして廃絶した社寺名を用いて再興を謀るような出願に対し許可を与えないよう、注意をうながしている<sup>36)</sup>。こうして但書きに相当する一部の例外「移民地及特別ノ縁故アル者」を除き、社寺の創立再興復旧はその道を閉ざされた。

## 6. 社寺の自立化と古社寺保存費の関係

ところで、なぜ社寺の濫立が古社寺の衰微を招くのであろうか。「其廃滅モ亦自然ニ輕忽ニ赴カサルヲ得ス」とするだけでは、根拠が薄弱だと言わざるを得ない。

当時の社寺の経営状況は、明治4年5月14日の太政官布告により祭典費・神官給与などが官費で賄われていた官国幣社を除き、府県社以下神社と寺院についてはその多くが十分な財源を持たなかった<sup>37)</sup>。明治政府は、明治10年5月、社寺がその経営のため金穀借入、抵当設定を行う場合、氏子檀家と協議し総代人二名以上の連署を必要とすることを定めた<sup>38)</sup>。明治14年には、神宮と官国幣社を除く一般の社寺に対し、氏子檀家中から総代人を選出し、社寺の収入（田畑山林の所得、宝物、祈祷葬儀回向料などの受納物）のうち檀家氏子との共有財産と、神官僧侶の私有財産を区分するよう定めた<sup>39)</sup>。郷村社の経営費は氏子からの拠金によって賄われ、地方行政機構が明治11年7月に大区・小区政から郡区町村制に変更されても、郷社は習慣的に区内各戸からの郷社費を徴収していた<sup>40)</sup>。また明治11年の社寺取扱概則では、社寺の創建にあたり「神官住職氏子檀徒若クハ信徒ト為ルヘキモノ」の連署を必要としている。これらは、明治4年の上知令によって境内地外の朱黒印地や除地などの領地を失った社寺に対し、その引き換えとして支給されていた社寺遞減録が終了する明治16年を前に、氏子檀家との共同経営によって自立することを促すものであった<sup>41)</sup>。

ところが、新規に社寺を創立することは、既存の社寺から氏子檀家が分離することを意味する。社寺が増加を続ければ村落の分裂が進み、氏子檀家の拠金の負担が大きくなり、その負担に堪えられなくなれば、結局は既存の社寺も新規の社寺も共倒れになる。その延長線上において、既存の社寺に含まれる古社寺も衰微するということになる。

「社寺創立之儀ニ付伺」では、古社寺保存費による古社寺の保護が、社寺の濫立により難しくなることを憂いている。古社寺保存費の目的は、西村氏によれば「古社寺の体制を維持してゆくための資金」と説明されるが、明治24年に作成されたと見られる『古社寺保存費下付取調書』<sup>42)</sup>では、

古社寺保存費ハ“有志勸奨ノ為メ其幾分ヲ下付スルモノ”ニ付、修繕費ハ仕様目論見帳、資本金ハ維持方法書ノ詳悉セルモノト、建物ノ創建再興若クハ修繕年月取調書へ建物位置等ノ図面ヲ添へ差出セシ上、精覈調査シ、其仕法確實ナルモノニ限り、下付金ノ見込取調フヘキ事。

（“ ”と句読点は筆者補筆）

とあり、古社寺の修繕・維持の実行が確実な社寺・団体に対する「勸奨ノ為メ」の見舞金、と説明される。上記のような一般の社寺の自立化を目指す方向のもとで、その一部である古社寺に対してのみ「体制

を維持」するための官費の支給という政策はあまりに唐突であり、一社寺あたり数百円というわずかな金額でしかない<sup>43)</sup>ことから、古社寺の修繕・維持を勧奨するための見舞金と理解するのが妥当であろう<sup>44)</sup>。

すなわち、「社寺創立之儀二付伺」が提出された明治13年当時、社寺取扱概則による社寺の創立再興復旧の府県認可制と、一般社寺の自立化の推進、および古社寺保存費の制度、ともに内務省社寺局が扱う三つの政策の、前者と後二者が矛盾する状態であった。伺はその矛盾の解消を求めたものであり、結果的には社寺の創立再興復旧は明治19年まで段階的に禁止へ向かい、その一方で一般社寺の自立化の方針は堅持され、明治18年からは官社ですらも自立化への検討が始まる<sup>45)</sup>。そして古社寺保存費の問題は、400年前社寺建造物調査へと展開していく。

## 7. 古社寺保存費と400年前社寺建造物調査の関係

さて、明治18年1月、太政大臣に提出された内務省「明治十七年報告」<sup>46)</sup>の社寺事務・古社寺保存の項に、古社寺保存費の同年の費目とその内容が、詳しく記されている。

本年、古社寺保存費ノ支出八壱万六千九百六拾余円ニシテ、其費目ハ神社幣帛料、社寺保存助成金、碑石修繕金、古書画修復金、及報勞金ノ五種トス。而シテ其幣帛料ヲ下付スヘキモノハ、元來官社ニモ列スヘキ資格ヲ有シ、及特ニ由緒アル神社ニ限り、毎年例祭ノ節之ヲ下付シ、又保存助成金ハ、“四百年前創造ノ殿堂、即徴古上保持スヘキモノ”、若クハ名勝ノ地ニ存在セル世上希有ノ建造物ノ類、有志者ヲシテ維持方法ヲ立テンカ為メ、勧奨ニ係ル金額ヲ下付セシモノナリ。其修繕及修覆金ト称スルモノハ、隨時闇キ難キ工事ニ就キ、予算ヲ以テ請求セル金額ヲ給シ、報勞金ナルモノハ官費ニ係ル社寺ノ再嘗繕ニ対シ、寄付金ノミヲ以テ成功ニ至ラシメタル特別尽力者ニ給スルモノナリ。斯ノ如ク費目ノ区別アリトイヘトモ、皆以テ古社寺ヲ維持シ、旧物勝区ヲ保存シ、不朽ヲ図ルニ外ナラス。

(“ ”と句読点は筆者補筆)

これを明治13年の社寺保存内規と比較すると、この五種はそれぞれ、神社幣帛料が社寺保存内規の第二則第六項、社寺保存助成金が第一則第一項第一種および第三種、碑石修繕金および古書画修復金が第一則第一項第五種、報勞金が第二則第五項にあたる。しかし、社寺保存内規では「第一種 四百年以前創立ノ社寺」とあったものが、ここでは「四百年前創造ノ殿堂即徴古上保持スヘキモノ」と説明されている。

古社寺保存費の出願に対し社寺保存内規は、社寺明細帳とその前身である府県郷村社社格区別帳<sup>47)</sup>ほか諸考証書に基づき、「保存ヲ要スル種類」七種のうちのどれにあたるかを審査するよう定めていた。社寺の創立年で400年前であれば、社寺明細帳からの抽出のみで審査資料の作成は可能なはずであった。しかし

これらには、修繕・維持の対象となる建築の情報は乏しい。そこで、400年前社寺建造物調査を行い、建設年、塗装、葺材、修繕の資金出所といった情報を補った『内務省社寺局古社寺建物調簿』を作成した。これを古社寺保存費の審査資料の一つに加え、社寺保存内規に記された「四百年以前創立ノ社寺」を、実際には「四百年前創造ノ殿堂」と読み替えて、運用していたのであろう。その抜粋である『千年前社寺建物表』も、やはり同じく審査資料として用いられたと考えられる。わずかな金額でしかない古社寺保存費を、社寺の濫立や創立再興復旧の期限により無意味なものにせず、より有効的に配分する必要から400年前社寺建造物調査は行われたといえよう。

ただし、400年以前の創立は七種の条件のうちの一つでしかなく、他の条件からそれより新しいものも含まれる。『内務省社寺局古社寺建物調簿』は、あくまで審査の参考資料の一つでしかない。またその内容が、後世の目から見れば不十分であったことは、前章で見た通りである。むしろ400年前社寺建造物調査の意義は、調査を行ったことの影響に見いだすことができる。

すなわち、社寺取扱概則・社寺保存内規中の文明18年以前=400年前の創立といった由緒に基づく「広義の古社寺」の中に、「400年以前に建てられた建造物を有する古社寺」という枠組みができ、その修繕・維持を支援するという名目で、古社寺保存費の優先的な対象となりうる「狭義の古社寺」が色分けされた。一般社寺の中に行政上の扱いが異なる「古社寺」があり、その資格として由緒のみならず古建築の有無が重視される、その方針が取調書の提出を通じて府県や社寺に対し伝えられた。前章でみた工部省古代建築物調査の「四百年已前ノ建物」という語句の用法は、その影響の一つと言えよう。

その後、明治28年4月に内務省は「古社寺調査事項標準」<sup>48)</sup>を定め、新たな基準に基づく古社寺調査を行った上で、同年7月「古社寺保存金出願規則」<sup>49)</sup>を定めた。この「古社寺調査事項標準」は、建造物のみを対象としたものではなく、景勝地、碑碣、宝物なども対象として、書式を示し取調書の提出を求めたものであった。その成果物は、奈良県では神社と寺院に分けてそれぞれ取りまとめた『古社寺沿革史』なる簿冊二冊が<sup>50)</sup>、京都府では上下京区と各郡の『京都府古社寺取調書』計六冊が<sup>51)</sup>、それぞれ県立奈良図書館、京都府立総合資料館に残されている。『大和国四百年前古社寺調』が明治26年末までの書類しかなくともあわせ、この「古社寺調査事項標準」により、400年前社寺建造物調査はその役目を終えたといえよう。そしてこれらの準備を踏まえ、明治30年6月古社寺保存法<sup>52)</sup>が公布される。

## 8. 小結

明治政府は明治5年、旧幕府の方針を受け継いで社寺の創立を原則禁止とし、のちに太政官の稟議を必要とすると定めた。しかし一般社寺の信教の自由を認める立場から、明治11年社寺取扱概則を定め、社寺の創立再興復旧に関する処分を府県に委ねた。ところがその結果、社寺の数が急増することとなる。これ

### 第3章

は、既存の一般社寺の自立化を妨げ、古社寺保存費の制度を無効化する社会問題とされ、明治13年以降その解決が図られる。既存の社寺の自立化の方針を堅持するため、社寺の創立再興復旧を段階的に制限して最終的に原則禁止とし、その一方で古社寺保存費を有効的に活用するため、400年前社寺建造物調査を行って古建築の把握を進め、その修繕・維持を促進した。

明治19年内務省訓第三百九十七号の創立再興復旧原則禁止の方針が、社寺造営の需要を著しく低下させたであろう事は、想像に難くない。ただし、創立禁止の方針自体は、江戸時代と変わるものではない。しかしこの後、明治後半期において、こうした状況の下で社寺の造営活動の矛先は、まずその但書きに向けられた。「移民地及特別ノ縁故アル者」の社寺、すなわち、既存の社寺のない新規開墾地や新領土での創立、もしくは南朝の功臣や藩祖、史上の人物を祭神とし、その特別の縁故を有する土地での創立が一つ<sup>53)</sup>、これらは近代創建神社の方向性を示している<sup>54)</sup>。次に、社寺数が増加しない境内地内での建設、すなわち社寺取扱概則で定められた「社寺ノ体」の整備による拝殿、庫裏などの新設、そして既存の建造物に対する工事、すなわち建造物の維持修理から、のちの保存修理へと向かう道である。

明治10年代を通しての社寺の創立再興復旧に関する一連の政策は、近代における社寺造営の方向性に、非常に大きな影響を及ぼしたといえよう。

## 註

- 1) 宮尾詮, 稲村貞文『増訂神社行政法講義』集成堂, 1912, pp.310-340, および西野雄治『現行寺院及教会法講義』松華堂・日英堂, 1914, pp.94-101 など
- 2) 文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百年史』原書房, 1983, pp.98-99・羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房, 1994, pp.330-331
- 3) 『公文類聚』明治15年60巻, および内務省官報局編『法令全書』第十五巻, 明治十五年内務省達乙第五十九号
- 4) 『増訂神社行政法講義』p.310
- 5) 明治34年6月21日内務省社甲第十八号「明細帳ノ削除アルトキ八其社寺八廃止セラレタルモノナリ」『現行寺院及教会法講義』付現行寺院及教会法規集 p.75
- 6) 明治5(1872)年8月30日大蔵省達第118号, 文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第二巻, 原書房, 1977, p.97
- 7) 明治8年11月30日太政官達第二百三号 府県事務章程 第四条, 『宗教制度調査資料』第二巻, pp.181-182
- 8) 明治9年1月15日太政官達第一号 教部省職制並事務章程 上款 第五条, 『宗教制度調査資料』第二巻, pp.206-208
- 9) 明治11年7月25日太政官達第三十二号, 『宗教制度調査資料』第二巻, p.240
- 10) 『太政類典』明治11年56巻, 『法令全書』第十一巻, 明治十一年内務省達乙第五十七号
- 11) 内閣記録局編『法規分類大全』第26巻社寺門第一編, 原書房, pp.70-71
- 12) 『法規分類大全』社寺門, pp.62-70
- 13) 『法規分類大全』社寺門, p.71
- 14) 『公文録』明治13年272巻, 国立公文書館, および『法規分類大全』社寺門, p.209
- 15) 「公称」とは社寺取扱概則第三条の「邸内社堂并掛所道場引直及ヒ寺号公称等」のこと。『神社行政法講義』(pp.325-327)によれば, 「引直」の説明として, 私邸内の神祠を公衆の参拝が可能な公認の神社とすることとあるが, 関係法令をみていくと, 神仏問わず私的な祠堂を公的な社寺にすることを「引直」=「公称」と呼んでいたようである。
- 16) 『法規分類大全』社寺門, pp.210-214
- 17) 明治13年12月13日太政官達第六十一号, 『宗教制度調査資料』第二巻, p.275
- 18) 明治13年12月17日内務省達乙第五十二号, 『宗教制度調査資料』第二巻, p.277
- 19) 辻善之助『日本仏教史』第八巻近世篇之二, 岩波書店, 1961, pp.328-329
- 20) 圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』評論社, 1971, p.146
- 21) 『法規分類大全』社寺門, pp.438-439
- 22) 明治13年5月14日「古社寺維持方法ノ件」『公文録』明治13年240巻
- 23) 文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百年史』原書房, 1983, pp.66-91・『明治維新と宗教』, pp.191-220
- 24) 『法規分類大全』社寺門, p.206
- 25) 『明治維新と宗教』pp.204-205
- 26) 『明治維新と宗教』, pp.330-331
- 27) 『公文録』明治13年272巻, および『法規分類大全』社寺門, p.209
- 28) 明治20年10月21日内務省訓令第四十五号, 『法規分類大全』社寺門, p.225
- 29) 明治19年3月12日総丁第六号ノ内(内務省)「明治十九年成規」京都府庁文書, および『法規分類大全』社寺門, p.75
- 30) 大正2年4月21日内務省令第六号, 『法令全書』大正二年ノ四
- 31) 昭和14年4月8日法律第七十七号, 『法令全書』昭和十四年度第四号
- 32) 『明治以降宗教制度百年史』pp.202-213。ただし境内仏堂は, 大正元年11月16日内務省宗甲第四〇二号により処分が府県に委ねられた(『現行寺院及教会法講義』付現行寺院及教会法規集p.50)。なお, 宗教法人法施行まで寺院と仏堂(特定の宗派に属していないもので, 境内仏堂・境外仏堂, 無登録仏堂がある)は, 行政上別のものと分類されていた(『明治以降宗教制度百年史』pp.213-217)。

### 第3章

- 33) 『明治維新と宗教』 p.331 で、『内務省年報・報告書』「明治十九年功程報告」の記述から、この訓令があったことが述べられているが、同資料は訓令の第一条の要約を記すのみである。
- 34) 奈良県庁文書『自明治十五年 至明治二十年 各省訓令通知』1/M15/14。なお『社寺境内地に関する沿革的法令集』(営繕管財局国有財産課, 1926) の p.311-313 に全文が収録されているが、語句に多少誤りが見られる。また京都府庁文書『明治十九年 成規』(明 19-59) にも、同訓令が残されている。
- 35) 明治 29 年 12 月 26 日内務省訓第八百六十七号, 京都府庁文書『明治二十九年閣省訓令・達・指令諸綴』明 29-1
- 36) 明治 19 年 6 月 10 日内務省社寺局第二百〇号・京都府庁文書『明治十九年 成規』明 19-59
- 37) 明治 4 年 5 月 14 日太政官布告, 『法規分類大全』社寺門, p.96-105, 官社以下定額及神官職員規則。この布告により官国幣社 97 社の神社名が示され, 官幣社の式年の造替, 年分の営繕, 祭典・公事の入費等はすべて大蔵省から支出すること, 国幣社の祈年の幣帛, 官祭の支度など全て公事の入費は公廩(地方費)から支出すること, などが定められた。(『明治以降宗教制度百年史』 pp.25-28)
- 38) 明治 10 年 5 月 16 日太政官達第四十三号, 『法規分類大全』社寺門, p.324
- 39) 明治 14 年 7 月 21 日内務省達乙第三十三号, 『法規分類大全』社寺門, p.335
- 40) 「郷村社取扱方之義二付伺」奈良県庁文書『明治十六年 神社願伺届』1/M16/5。ある村社が府社に昇格したことにより, 既存の郷社からその村社の氏子が離れたため, その分の郷社費が不足し, 維持に差し支えたと訴えた。
- 41) 『明治維新と宗教』 pp.204-207, 山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会, 1999, pp.120-123
- 42) 『井上馨文書』703-5(国立国会図書館憲政資料室)。「古社寺保存費下付取調書」には日付の記載がないが, その内容, 筆跡から, あわせて綴じられている明治 24 年 2 月 23 日内務省訓第三百三十二号の付属資料として作成された, と判断した。
- 43) 山崎有信『古社寺保存便覧』(最勝閣, 1903) の pp.250-273 にその下付先と金額の一覧が載り, 従来の研究ではしばしば引用されてきた。しかし, 第 5 章で述べる東大寺への下付の記載が無く, また『内務省年報・報告書』(大日方純夫・勝田政治・我部政男編, 三一書房)の額と合わないところも見られることから, 全てを網羅しているわけではないと見られる。
- 44) 清水重敦氏は, 明治 14 年の足利学校への古社寺保存費支給に関する資料の検討から, 社寺の保存資金は寄付で集めるのを基本とし, そのはずみをつけるための助成であったとする。『近代解体修理の成立に関する研究』1994 年東京大学修士論文, pp.47-54
- 45) 『明治国家と宗教』 pp.120-142
- 46) 大日方純夫・勝田政治・我部政男編『内務省年報・報告書』第 12 巻, 三一書房, 1984, p.237
- 47) 明治 5 年 1 月神祇省達第一号, 『法規分類大全』社寺門, p.126
- 48) 明治 28 年 4 月 5 日内務省訓令第三号, 『法令全書』第二十八巻ノ三
- 49) 明治 28 年 7 月 12 日内務省令第七号, 『法令全書』第二十八巻ノ二
- 50) 『明治二十八年 古社沿革史(大和国)』1-M28-45, 『明治二十八年四月内務省訓令第三号 古社沿革史 寺院之部』(1-M28-44) がそれぞれ神社・寺院の簿冊にあたる。また『古社寺取調書類』(1-M28-18) にも関係書類が含まれている。
- 51) 1. 上京区下京区神社之部, 2. 愛宕郡, 3. 宇治郡, 4. 船井郡, 5. 何鹿郡, 6. 葛野郡桑田郡加佐郡乙訓郡天田郡の六冊。京都府立総合資料館歴史資料課編『改訂増補文書解題』(同館発行, 1993) の p.82 に解題が記されており, ほかに郡役所文書の中に関連簿冊がある。
- 52) 明治 30 年 6 月 10 日法律第四十九号, 『法令全書』第三十巻ノ二
- 53) 『神社行政法講義』 pp.315-324。北海道は同訓令の対象ではなく, 明治 35 年に北海道社寺規程が定められ, 社寺の創立再興復旧は同規程で処理された。
- 54) 本論での近代創建神社とは, 明治以降, 新規に創建された神社を指す。岡田米夫氏によれば, 明治元年以降百年間に行われた神社の創建は, 次の 16 種類に分類される。(岡田米夫「神宮・神社創建史」神道文化会編・発行『明治維新神道百年史』第二巻, 1966, pp.4-182)
1. 建武中興関係の神宮・神社の創建
  2. 他国に奉遷の皇霊追祭のための神宮の創建

3. 維新の志士を祭る招魂社の創建
4. 神武天皇奉祭の神宮神社の創建
5. 皇統並に王朝護持者の神社創建
6. 皇祖天照大神奉祭神社の創建
7. 織豊・毛利・上杉・武田・前田・加藤等の諸将奉祭神社の創建
8. 国学・国史の顕彰殊勲者の神社創建
9. 幕末勤王家の神社創建
10. 維新の大業翼賛の元勲奉祀神社の創建
11. 明治武勲の功臣奉祀神社の創建
12. 内治に貢献した藩祖藩主の功績顕彰の神社創建
13. 節義・公共福祉貢献者の神社創建
14. 開拓地の神社創建
15. 海外神社の創建
16. 明治神宮の創建



## 第4章 東大寺大仏殿明治修理について

1. はじめに
2. 明治30年以前の計画
3. 古社寺保存法後の計画
4. 加護谷祐太郎赴任後の進行
5. 実施案とその試案について
6. 小結

## 第4章 東大寺大仏殿明治修理について

### 1. はじめに

古社寺建造物の保存を目的とした修理事業は、明治30年6月古社寺保存法の公布をもって、本格的に開始される。明治維新時の廃仏毀釈運動の影響と、明治4年1月の上知令による社寺領の国有化により、明治初期において多くの社寺では経済的困難に陥り、荒廃が進む社寺が多かった。しかし古社寺保存法以前にもいくつかの社寺において、維持修理は実施または計画されている<sup>1)</sup>。そのなかでも、東大寺大仏殿の修理は早い時期に構想され、古社寺保存法の公布を挟んでその後、鉄骨を用いて構造補強を行った特異な修理事例として知られている。

同事業の記録は、現在の文化財建造物保存事業における工事報告書の始まりと位置づけられる『大仏及大仏殿史』<sup>2)</sup>が、施主である東大寺の公式な記録としてあり、さらに昭和48年から行われた東大寺大仏殿昭和大修理の工事報告書<sup>3)</sup>において、実測調査に基づいた分析が行われている。また同修理事業に参加した金多潔氏は「東大寺大仏殿鉄骨架構」<sup>4)</sup>において平行弦トラスの構造分析を行い、その構造補強の有効性を明らかにした。

しかし、この特異な構造補強の計画がどのようにして成立したのかは、いまだ明らかでない。本章においては、本修理事業経過を明らかにして、鉄骨補強による最終案に至る経緯を検証し、同事業の史的位置づけを行う。

### 2. 明治30年以前の計画

明治維新以後、東大寺大仏殿を修理する動きが最初に見られるのは、明治13(1880)年頃からであり<sup>5)</sup>、当時は七重塔の再建<sup>6)</sup>も検討されていたようである。東大寺の記録としては、明治15年4月に修理計画を立てたことを、その後の事業の始まりとしている<sup>7)</sup>。東大寺は修理費用を一般からの寄付金に求め、その募集活動のため明治16年、同寺住職を会長とする大仏会という団体を組織した。この大仏会の活動については、次の第5章で詳しく述べるが、明治18年7月近畿地方を大雨が襲い、その被害の影響で寄付金の収集活動が滞り、あわせて大仏殿も部分的に破損した。結局、翌19年11月にその箇所の修理を行うのみで、その後の進展は見られなかった<sup>8)</sup>。

修理工事の再開に向けて事態が動き出すのは、明治24年10月28日に起きた濃尾地震をきっかけとする。地震の翌日の10月29日、奈良県知事小牧昌業から内務大臣品川彌二郎宛に、大仏殿の破損個所の調査を目的とした技師派遣要請が提出された<sup>9)</sup>。この地震の際、南大門は柱の傾斜が見られたが<sup>10)</sup>、大仏殿は特に被害を受けた様子はなく、同要請書においても地震の被害については触れていない。あくまで地震を契機に、従来からの破損・変形に対する緊急修理の必要性を、内務省に対し訴えたものだといえよう。これを



写真1 東大寺大仏殿修理前正面

受けて同年11月、当時内務技師であった妻木頼黄(1859-1916)が同寺に派遣された<sup>11)</sup>。妻木は調査の結果、雨漏りや天井の破損など直ちに修理の必要があると認め、地元の大工青山兼松に部分修理を行わせる一方で<sup>12)</sup>、本格的な修理の設計に同年末まで取り組み、設計図書を奈良県庁に提出した<sup>13)</sup>。この設計の内容は「明治廿五年東大寺大仏殿大修繕順序表」「東大寺大仏殿大修繕仕様書」(資料翻刻2)「東大寺大仏殿大修繕概算調書」<sup>14)</sup>「当初修理計画諸案」<sup>15)</sup>により確認できる。以後この設計案を明治24年案と呼ぶ。

この明治24年案は、大仏殿全体が当時、柱頭部において反時計回りに捻じれていたため(図1)、これを補正することを目的とした柱起しと柱及び組物の揚方に、その特徴がある。すなわち、二方向より柱の上部に縄をかけ滑車で巻き取る「起シ器械」(図3)により柱を起し、根継を行い、垂下した組物を下から押し上げる(図2)という計画を立てた。継手の外れた箇所や過重の著しい箇所には金具による締付けや補強を指示し、あわせて内陣上に縄を架け渡すことなどで、今後の変形への対策としている。軸部の解体は、柱起しに障害となる屋根荷重と貫の一部などを取り除くのみである。また軒の垂下を防ぐために文化年間に設けた軒支柱も、残すこととしている<sup>16)</sup>(写真1)。

明治25年5月、妻木は再び東大寺を訪れて調査を行い、見積りを改めた<sup>17)</sup>。同年10月には足代用材の入札を行い、翌26年1月27日足代工事を着工し、6月3日落成した<sup>8)</sup>(図4)。しかし資金不足によりその後の本工事は着手できず、翌27年5月、東大寺は妻木をみたび迎え、再々調査・見積りが行われた。設計変更はなされず<sup>18)</sup>、見積りだけが日清戦争前の物価上昇を反映しておよそ18万円と増大し、この時点で事業の継続は資金面から実質的に不可能になった。更に29年2月、暴風雨により足代の一部が崩落し、その後足代を全て撤収することとなった<sup>8)</sup>。

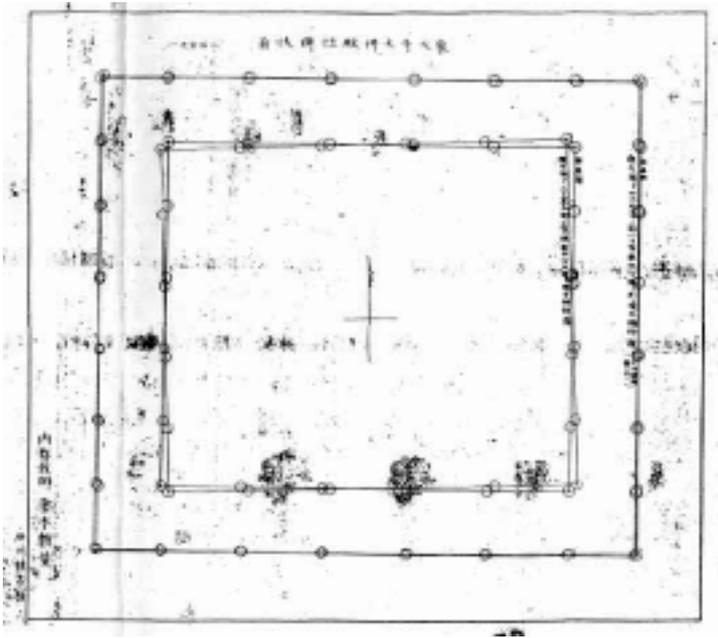


图1 東大寺大仏殿柱曲伏図

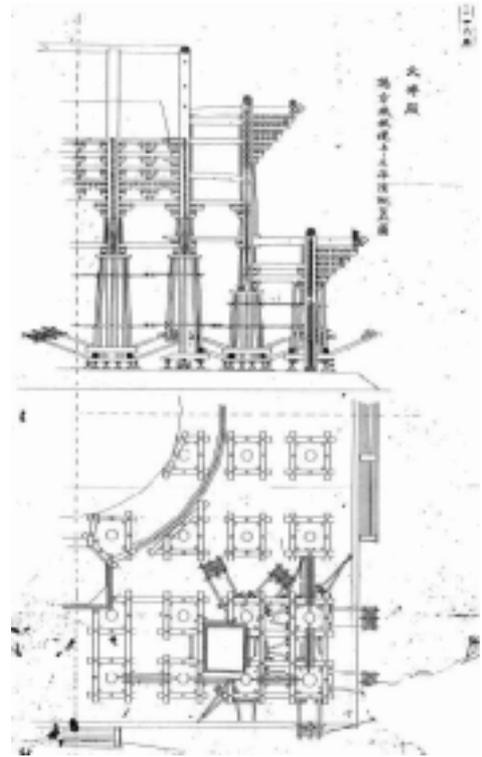


图2 大仏殿揚方機械建上り及平面配置図

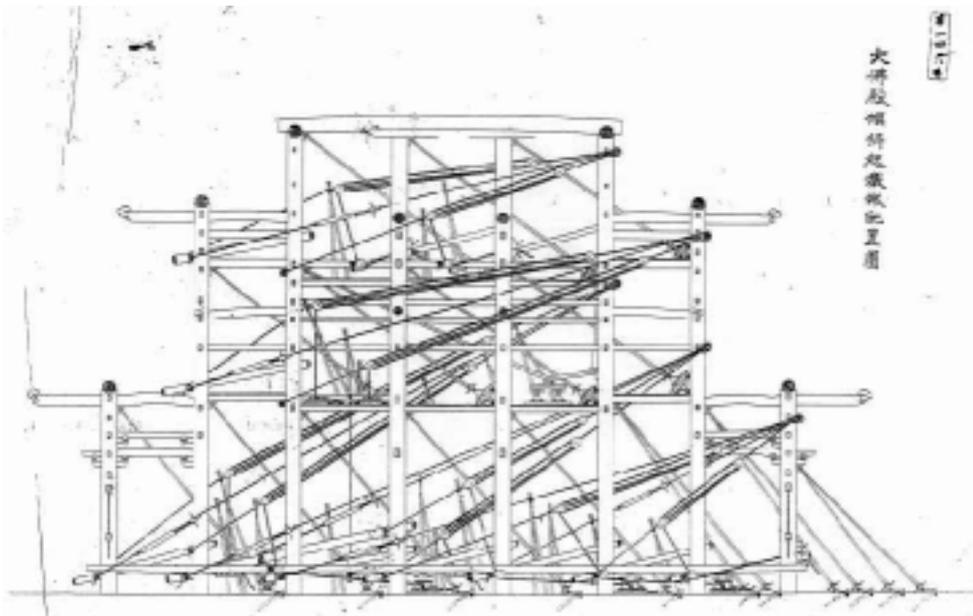


图3 大仏殿傾斜起機械配置図

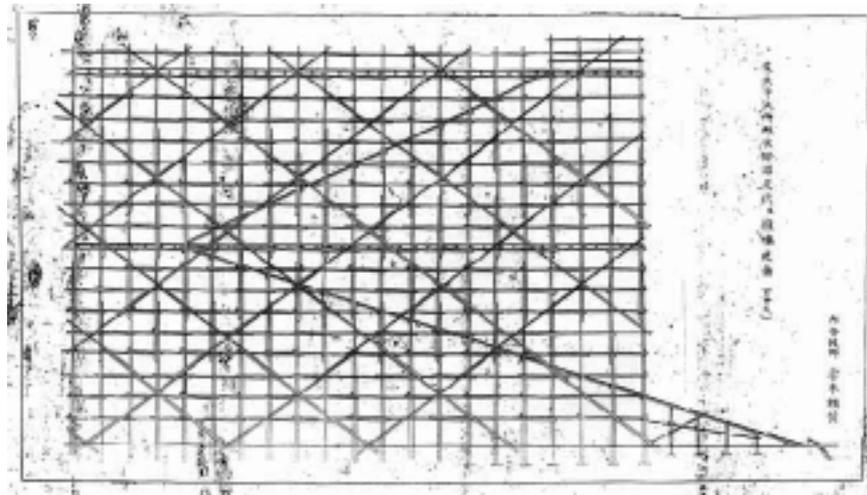


図4 東大寺大仏殿大修繕足代及棧橋建図

### 3. 古社寺保存法後の計画

一方で明治二十年代末、国費補助による保存・修理の法制化に向けて政府内で準備が進められており、明治29年5月、古社寺保存会が内務省内に設置された際、妻木はその委員に選出されている<sup>19)</sup>。そして翌30年6月、古社寺保存法が公布された。また29年12月に奈良県に赴任した関野貞(1868-1935)のもと、奈良県下においても古社寺の保存修理の体制が整えられつつあり<sup>20)</sup>、そのなかで東大寺も大仏殿修理に関し古社寺保存法に定められた古社寺保存金の下付願を内務省へ数度出願している。明治31年3月28日付けで提出された「大仏殿修繕費御下付願」<sup>21)</sup>をみると、この時にはまだ明治24年案による修理を計画していたことがわかる。その出願の結果、明治31年12月28日、東大寺金堂(大仏殿)が特別保護建造物と認められた<sup>22)</sup>。

これを受け、翌32年1月より奈良県職員により大仏殿の実測調査が行われ<sup>23)</sup>、8月17日から28日、東大寺は妻木を迎えて関野とともに調査・打合せを行い<sup>24)</sup>、9月14日には新たな設計が完成した<sup>25)</sup>。

「説明書」「大仏殿修繕工事設計説明書」(資料翻刻3)「東大寺大仏殿大修繕設計明細書」<sup>26)</sup>から判明するこの設計(以後明治32年案と呼ぶ)は、明治24年案と異なり、素屋根を設け軸部の全解体を行わなければ「充分ノ修繕ヲ加フル事能ハサル者ト認ム」とする点が、第一の特徴である。第二に、「従来ノ構造ハ勉強メテ之ヲ保持セン事ヲ欲シ」ながら、内陣上の二重の大梁それぞれの上に既存の束を挟んで「合掌」を設け、梁に係る屋根荷重を分散させること、桔梁を隅行きと柱通りに入れて男梁鼻を金具で吊り上げること、柱上部を胴縛と称する長押状の水平材で繋ぎ振動を押えることなど、木造架構による構造補強を図っている点が、後の案との比較においても特徴的である。また柱が、芯材を断面扇形の材で覆った金輪柱であることからこれを解体し、破損・腐朽部を新材に置き換え、更に金輪の数を増して締め固めることで柱の強度の上昇を目論んでいる。しかし一方で妻木は、「大殿外面の小支柱は他の美観を損ずれば取除く考案なる

#### 第4章

も斯くすれば内部の柱を今少し丈夫にせざるべからず」<sup>27)</sup>と述べ、明治32年案での柱の補強方法に不安を覚えていることが窺える。

明治34年3月、古社寺保存会においてこの計画が了承され、同年度からの継続事業として社寺負担分135,000円を除く334,600円38銭8厘が、古社寺保存金から交付されることが東大寺に伝えられた<sup>28)</sup>。

明治35年8月21日、東大寺は「大仏殿修繕工事委託書」を奈良県知事に提出<sup>29)</sup>。翌36年4月に入り関野貞の後を継いだ奈良県技師土屋純一(1875-1946)<sup>30)</sup>により、工程の調査に取り掛かった<sup>31)</sup>。4月16日、奈良県は技術面の指導を仰ぐため大蔵省技師妻木頼黄、内匠寮技師木子清敬を「大仏殿修理名誉顧問」に任命した<sup>32)</sup>。7月に入り現地事務所である東大寺出張所を廻廊内に設けるための建設が始まり<sup>33)</sup>、9月に土屋が上京して名誉顧問らと同工事について打合せを行った<sup>34)</sup>。10月には同出張所に奈良県職員2名が配属され<sup>35)</sup>、12月より実測調査が始められた<sup>33)</sup>。翌37年1月より実測用足代の建設を、4月より脇仏仮安置所の建設を開始した<sup>33)</sup>。

#### 4. 加護谷祐太郎赴任後の進行

明治37年8月8日、加護谷祐太郎(1876-1936)が奈良県技師・大仏殿修理事務所主任に任命された<sup>36)</sup>。加護谷は同年7月に東京帝国大学を卒業。その直後に、同事業の現場責任者として奈良に赴任し、事業終了まで担当することとなった<sup>37)</sup>。加護谷のもと実測調査が続けられるが、同年2月に開戦した日露戦争のため、継続的な補助金の交付が困難になり、調査の期間が長引くこととなった。その結果、新たに複数の修理設計案が設計・検討された。そのうちの3案、すなわち加護谷らによる2案と外部に発注した1案が現在確認できる。この内容の検討は後に扱うこととして、その後の経過を先にまとめる。

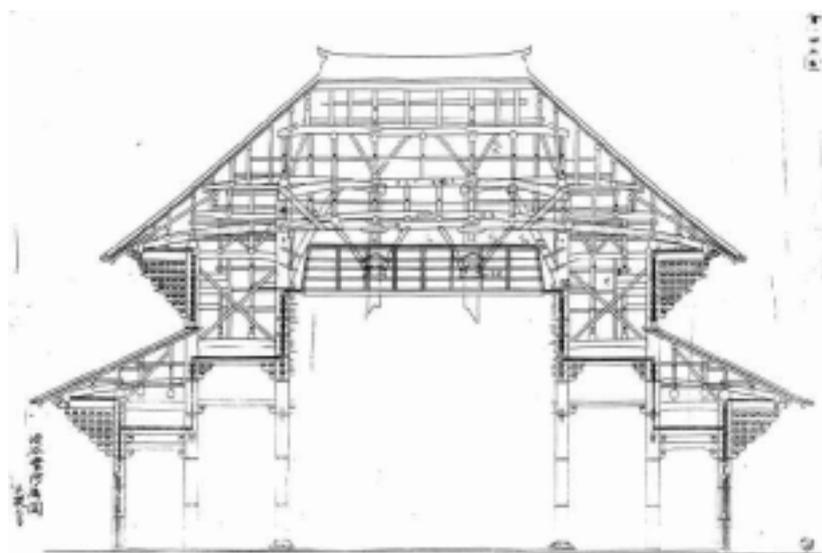


図5 渋谷案付属図三枚之内(桁行断面)

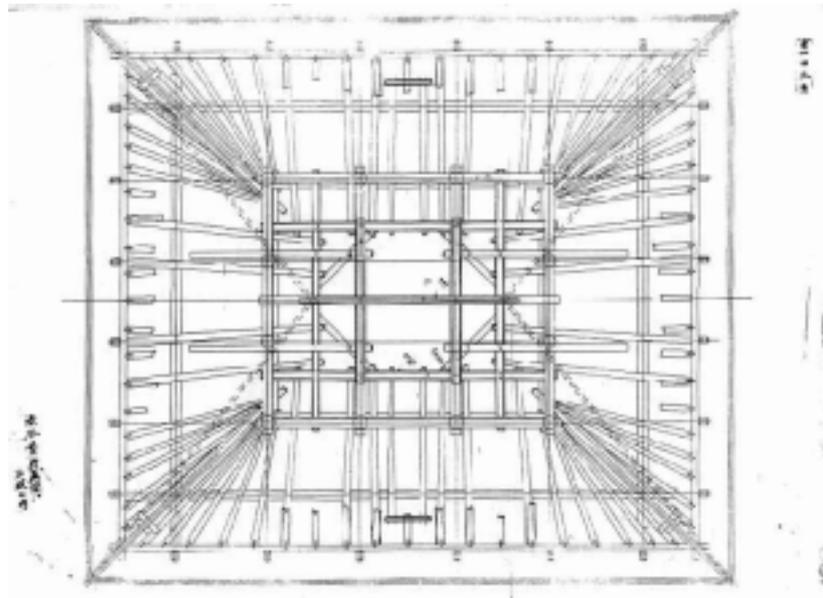


図6 渋谷案付属図三枚之内（上層屋根伏）

明治39年3月上旬、加護谷と土屋が上京して両顧問と打合せを行い、設計方針の最終的な決定を行う<sup>38)</sup>。またこの打合せで、内匠寮技手鵜飼源三郎を大仏殿修理事務所に派遣することも決まり<sup>39)</sup>、同年7月に古社寺修理技師として着任することとなる。さらに、土屋が同年6月奈良県技師を辞職し、7月その後任として天沼俊一（1876-1947）が着任する<sup>40)</sup>ことから、加護谷、鵜飼、天沼の3人の協議により39年度中は修理設計と施工方法の調査が進められた。10月には素屋根の設計が終了<sup>41)</sup>。翌40年3月修理設計及び見積りを終了し、4月加護谷と鵜飼が上京し、両顧問の了承を得る<sup>42)</sup>。ここで決定された予算は687,221円88銭8厘、のち41年1月賃金の増額により716,408円51銭4厘と改められ、同年6月追加補助15万円の内諾を古社寺保存会から得ることとなる<sup>43)</sup>。

明治40年5月21日から東西袖廻廊の解体に着手し、6月渋谷松五郎の請負により素屋根の建設開始。翌41年11月、素屋根の建設を終了。42年6月より瀧口秀次郎の請負により本工事を開始し、7月柱・組物の解体に着手、44年5月には上棟式を行った。工事を終了し、修理事務所を閉鎖したのは大正2（1913）年6月30日のことである<sup>44)</sup>。

## 5. 実施案とその試案について

ここでまず、大仏殿のどのような構造的欠陥から、この明治修理を必要としたかをまとめる。前出の金多論文によると、大仏殿の屋根の構造的特徴は、母屋で受けた屋根荷重を梁行方向に渡された二重の大梁に伝え、これを内陣柱頂部に架けた4本の桁で受け、更に大梁の両端には大方杖によって上向きの荷重を加えることで、大梁にかかる垂直荷重を相殺するようにしていたことにある、とされる。しかし一方で内

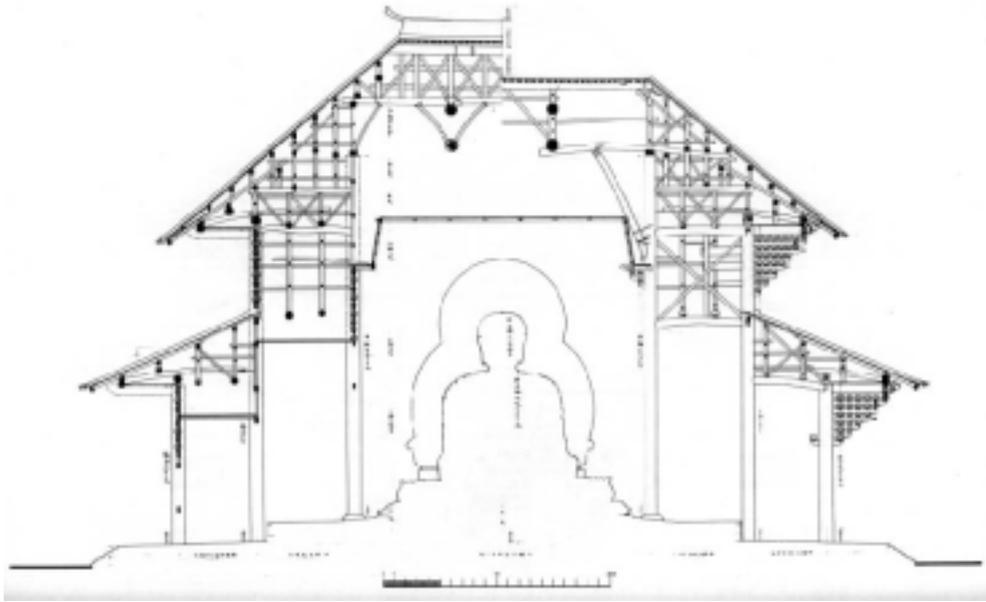


图7 明治修理前桁行断面图

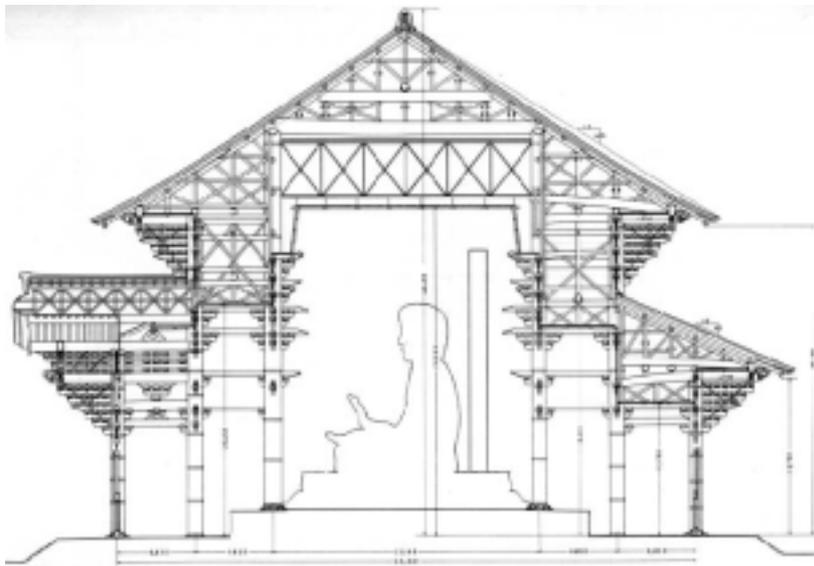


图8 明治修理後梁行断面图

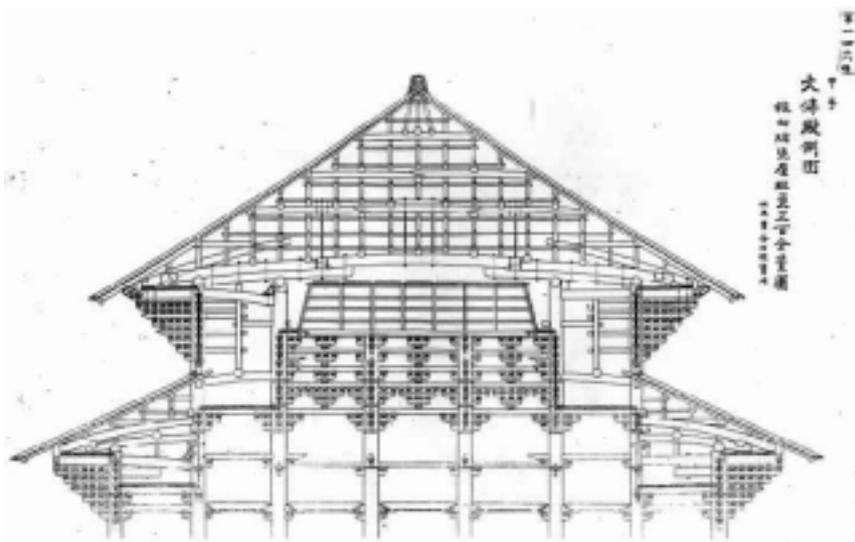


图9 甲号 大仏殿側面柱切縮児屋組更正百分壹圖

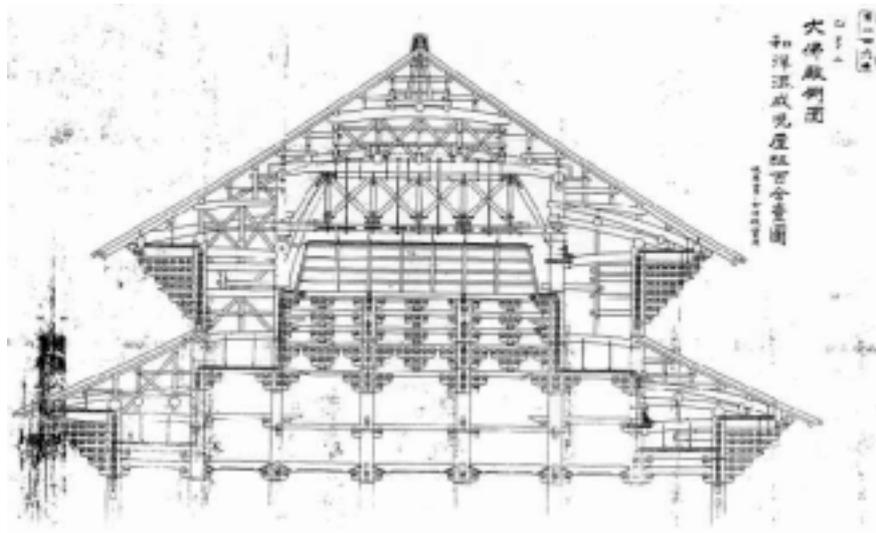


図10 乙号二 大仏殿側面和洋混成児屋組百分壹圖

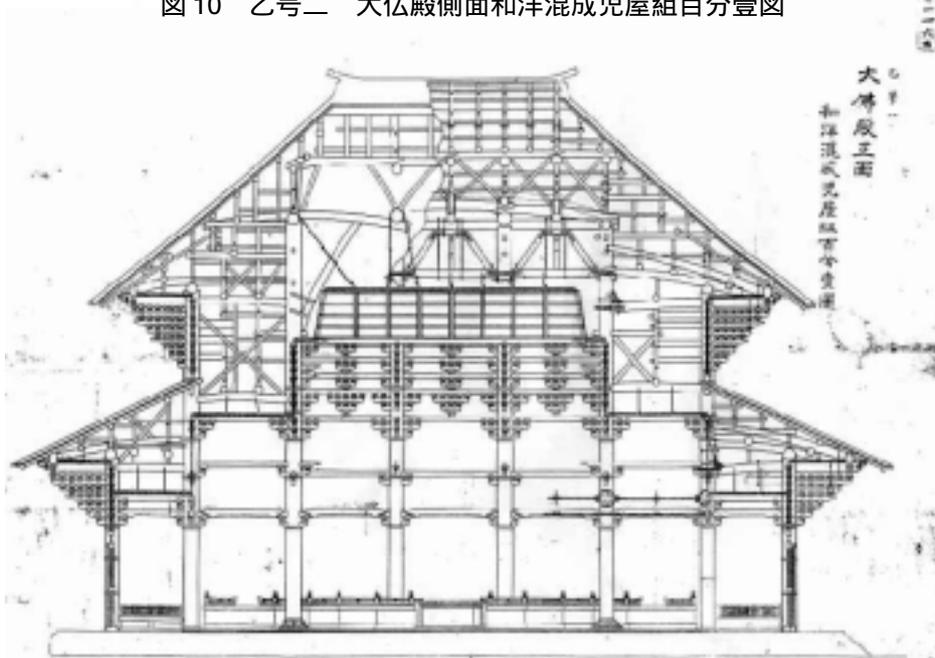


図11 乙号一 大仏殿正面和洋混成児屋組百分壹圖

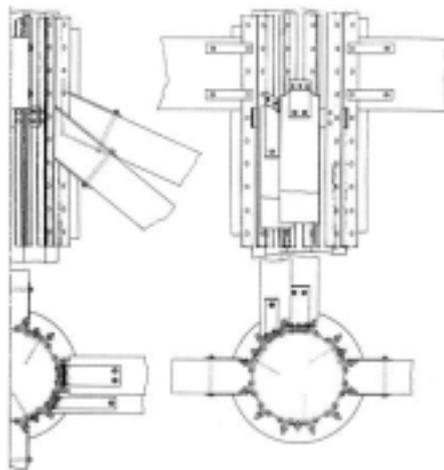


図12 加鉄柱への合掌及び大筋違取付詳細図

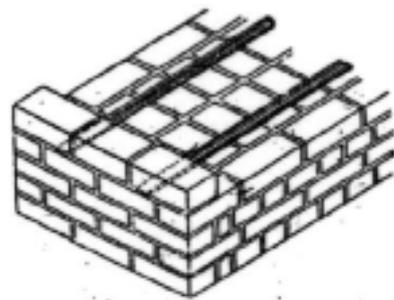


図13 碇聯鉄構法参考図  
(『改訂増補大建築学』の「煉瓦壁に鉄材応用の機能及種類」より)

#### 第4章

陣柱は、大方杖の下端で受ける水平方向の荷重と、上層屋根の軒先部分の荷重によって、著しい曲げ変形を受けていた（図7）。

さらに柱芯材の下部においては腐朽が著しく、「取毀の際斜に朴したるに...外殻開展して恰も、太鼓の胴の弾けたるが如くなり、内部よりは材の腐朽変質せる褐色粉末の如く四辺に飛散せり」という状態であった<sup>45)</sup>。

以上よりこの修理においては、二重の大梁にかかる屋根荷重を軽減・分散させ、大方杖から柱にかかる水平荷重を減らすこと、そして劣化した柱をいかに補強するかということ、この二点が構造補強の要点であったと考えられる。明治24年案においては、こうした構造的欠陥に対処する視点はまだ見られず、大仏殿全体の捻れを補正することに主眼が置かれていた。明治32年案においては、合掌を二重大梁上に新設することで屋根荷重の分散を図っているが、柱の補強に問題を残していたことは先に述べた通りである。

そこで加護谷が大仏殿修理事務所主任として着任して以降、更なる実測調査に基づき新たな設計案が検討されたのであるが、この頃の状況として『大仏及大仏殿史』が記すところは、「...工事実施上ノ大方針ニツキ、土屋技師ト考究スル所アリ、又屢上京シテ、修理実施ニ関シ、両顧問内務技師、其他、関係者当局者ト諸種ノ打合セヲナシ、更ニ経験アル実地家四名ヨリ考案ヲ募集シ参考トナセシガ、別ニ良案モナキコト、テ、結局奈良県技師ニ於テ、調製ノ原案ニヨリ、漸次進行スルコトニ大体ノ決定ヲナシ...」<sup>46)</sup>とある。また加護谷は別に、この実地家4名とは「名古屋の伊藤、大阪の大林、京都の渋谷、東京の島崎」であると記している<sup>47)</sup>。このうち渋谷により作成された図面3枚が残っており<sup>48)</sup>、他の書類<sup>49)</sup>より素屋根工事を請け負った渋谷松五郎と同じ人物であると考えられる。

この渋谷案は、桁行断面図（図5）・小屋伏図（図6）・上屋すなわち素屋根の立断面図の3枚からなり、主眼はやはり小屋組の補強におかれている。内陣柱上部を胴縛で繋ぎ、そこに新しく桔木を架けて軒先を受け、一方内陣上に持ち出した桔木尻の上に、井形に組んだ梁を二重に架け渡して大梁を支える、としている。また大方杖は取り除き、4本の桁も井形の梁で受けている。

この他に、甲号（図9）・乙号（図10,11）と記された対照的な2案の図面がある<sup>50)</sup>。甲号「柱切縮」案は、上層の既存の小屋組を撤去し、内陣柱を入側柱と同高になるよう切り下げ、5本の大材をボルト締めした大梁を入側柱間に架け渡し、その上に更に梁を束立てで重ねる四重梁の和小屋とする計画である。すなわちこれは、上層屋根荷重を内陣柱と入側柱で垂直に受けることで、大方杖によって生ずる柱の撓みを防ぐことを目的としている。

乙号「和洋混成」案は、大梁を支える4本の桁と大方杖を置き換えるものとして、内陣上梁行方向に木造の平行弦トラスを渡す計画である。大梁の数も増やし、また内陣柱の上部を貫と方杖で繋ぐことで上層屋根荷重を分散させ、平行弦トラスから内陣柱にかかる荷重は、新設の出梁と既存の男梁から伝わる軒荷

重と相殺させることを目論んでいたようである。

この和洋混成案の木造平行弦トラスが、実施された鉄骨造平行弦トラス(『大仏及大仏殿史』では「大梁受鉄橋」と記される)の原案となったことはまず疑いなく、記名のない甲・乙号ともに「奈良県技師二於テ、調製ノ原案」、すなわち加護谷・土屋両技師らによって作成された案であると考えられる。

さて、これらの案をもとに明治39年3月上旬、加護谷・土屋・妻木・木子らの打合せで決定し、翌40年3月に設計を終了した実施案においては、大梁を支える平行弦トラスは鋼製となった(図8)。合わせて桁行方向にも振留めのトラスを、水平面にも捻れ防止のための鋼材の筋違を入れる。さらに、金輪柱の特性を利用し、十二角形の芯材に帯鉄を約1.2メートル間隔に大釘で打ちつけ、その上から鈍角の山形鋼を2本ずつセット計24本取り付け、さらにその上から従来の側板を取り付け、銅帯金具で締めつけた「加鉄柱」<sup>51)</sup>(図12)とする補強を、全60本の柱のうち15本に施した。トラスの端部と加鉄柱の山形鋼はガセットプレートを用いて、鋏もしくはボルトで留められた。ただし、内陣柱と入側柱は全長のほぼ85%に鉄骨が挿入されたが、柱脚部4～5メートルには入っていない。側柱においては柱頭から一手先目挿肘木の下端までしかない<sup>52)</sup>。すなわち柱の座屈防止を目的とした補強ではあっても、荷重を地面に伝えるための鉄柱の役割ではないことが注目される。

ところで、構造補強に鉄骨を用いることを勧めたのは、妻木であると伝えられる<sup>53)</sup>。そこで、この実施案の構法の技術的基盤を考えるうえで、妻木式構法の別名をもつ碇聯鉄構法との関係性について考察する。碇聯鉄構法とは、煉瓦壁の間に水平に帯鉄を廻し鉄棒で要所を垂直に固定する構法で、明治20年代以降煉瓦造耐震構法として広まった(図13)。堀勇良氏は碇聯鉄構法の特徴を鉄骨煉瓦造との比較において、

1. 鉄骨造と煉瓦造の折衷構造である鉄骨煉瓦造と対照的に、碇聯鉄構法はあくまで煉瓦造の構造概念の範疇に納まるもの、すなわち前者が鉄骨造のみでも自立しうるのに対し、後者は鉄骨が架構として自立することを期待されていないこと
2. 碇聯鉄構法は、妻木とその周辺の人物に好んで用いられる構法であること

などを挙げ、この2つの構法を煉瓦造耐震化における構造概念の対立する二極として捉え、後の鉄骨造・鉄筋コンクリート造の受容の受け皿を準備したと指摘している<sup>54)</sup>。

妻木は、周知の通り明治期の官庁営繕を代表するドイツ系洋風建築家であり、木造建築の設計作品は少なく、広島仮議院(1894)や日本勧業銀行本店(1899)などわずかに数例があるのみで、これらにおいて大仏殿と同様の構法は見られない。しかし大仏殿における加鉄柱の構法は、柱の足元まで鉄骨が届いていないことから分かるように、屋根荷重を地面に伝える構造の主役をあくまで木造の柱に与え、鉄骨は構造

## 第4章

体の緊結による剛構造化と座屈防止という、木材の弱点を補うための補強材の立場においている。この碇  
聯鉄構法と加鉄柱は煉瓦造と木造の壁を越えて、鉄骨の国産化が開始されたものの輸入鉄材が主流をしめ  
る明治後期において<sup>55)</sup>、鉄材を建築構造材料としては副次的に位置づける同じ構造概念の中に含まれるも  
のとして解釈することができ、妻木から提案されたとするのは妥当であるといえよう。

すなわち加護谷技師ら提案による平行弦トラスによる大梁の支承と、妻木の碇聯鉄構法の技術的基盤の  
もとに大仏殿の鉄骨補強は実現したのであり、これは明治後期の鉄骨造の受容段階における過渡的な技術  
の一例であると評価できよう。

## 6. 小結

東大寺大仏殿明治修理において鉄骨補強が実施に至る要因を、設計案の変遷と、妻木頼黄の関与<sup>56)</sup>に求  
めることで、同事業の解説を行った。明治10年代に始まったこの事業は、濃尾地震を契機に建築家妻木頼  
黄が関与することにより再開され、数度の中断を経ながら数多くの設計案が立てられた。最終的には柱切  
縮案と和洋混成案の対比に見られるように、社寺建造物における在来木造架構に対し近代建築技術をいか  
に導入するか、という問題に争点が絞り込まれ、在来工法の金輪柱に当時の新建材である鉄骨を挿入した  
加鉄柱に、その結論を見出すこととなった。こうした近代建築構法による構造補強に、妻木が主導的な役  
割を果たしたことが明らかになった。

当事業は、明治10年代に始まった修理工事が、明治30年代からの古社寺保存事業によって結実した事  
例であった。第5章においては、経営の面から再び、この事業を振り返ることとする。

## 註

- 1) 慈照寺銀閣, 平等院鳳凰堂, 浅草寺観音堂の修理計画が明治25年10月の『建築雑誌』70号に報じられている。また社寺ではないが, 東大寺大仏殿と同じく濃尾地震を機に大規模な修理を行った例としては, 名古屋城天守閣が挙げられる。地震のため傾きが増したため, 明治25年11月25日から陸軍省監督のもと工事が行われ, 傾きを回復したとあり(『国会』明治25年12月15日), 本論中の明治24年案との関係で注目される事例である。
- 2) 鷲尾隆慶・平岡明海編『大仏及大仏殿史』奈良大仏供養会, 1915
- 3) 奈良県文化財保存事務所編『国宝東大寺金堂(大仏殿)修理工事報告書』東大寺大仏殿昭和大修理修理委員会, 1980
- 4) 金多潔「東大寺大仏殿鉄骨架構」『JSSC』第13巻第134号, 1977.2, pp.14-20
- 5) 『朝日新聞』1880年4月10日
- 6) 「奈良の修繕」, 『東京日日新聞』1882年5月8日
- 7) 『大仏及大仏殿史』p.89
- 8) 「大仏殿嘗繕二関スル沿革」, 奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』1/M31/27, 古社寺保存法施行細則の保存金下付の出願規則に則って, 内務省に提出した書類の控えの一つと見られる。
- 9) 「東大寺大仏殿修理勘査ノ為メ技師派出ノ件稟請」, 奈良県庁文書『大仏殿修繕一件 附修繕費収支一件』1/M24/145
- 10) 「各地方地震の詳報」, 『大阪朝日新聞』1891年10月30日
- 11) 「奈甲第八八号」, 奈良県庁文書『大仏殿修繕一件 附修繕費収支一件』1/M24/145
- 12) 「大仏殿破損所嘗繕之義二付願書」, 奈良県庁文書『大仏会一件』1/M22/59
- 13) 「東大寺大仏殿修理費金交付ノ義二付上申」, 奈良県庁文書『大仏殿修繕一件 附修繕費収支一件』1/M24/145
- 14) 3史料ともに, 奈良県庁行政文書『明治廿五年 大仏殿修理一件』1/M25/50
- 15) 「当初修理計画諸案」は東大寺図書館所蔵の「明治・大正年間大仏殿修理関係図」中の一巻。全21枚中12枚が明治24年案の図面に相当する。「当初修理計画諸案」の解説と同図面の年代判定については, 拙論「東大寺大仏殿明治修理「当初修理計画諸案」について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』1997年)を参照。
- 16) 同修理案の詳細は, 拙論「東大寺大仏殿明治修理 明治24年妻木頼黄設計の修理計画案について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』1998年)を参照。
- 17) 『大仏及大仏殿史』, p.95
- 18) 日本建築学会図書館妻木文庫所蔵の「東大寺大仏殿明治大修理資料一式」中に, 内訳がほぼ同じでそれぞれ金額の異なる3部の概算書が残されている。日付は記されていないが, 金額が少ない順に明治24年12月(27,329.945円, 足代工事費を除く), 明治25年5月(75,191.096円), 明治27年5月(157,142.02円, ただし消し線や計算ミスが多い下書きらしきもの)であると考えられる。
- 19) 古社寺保存会は, 全国宝物取調局長であった九鬼隆一を会長として発足。発足時9人の委員のうち建築関係者は伊東忠太(1867-1954), 木子清敬, 妻木頼黄の3名。古社寺保存法により, 内務大臣が国宝及び特別保護建造物を定める際の諮詢機関と位置づけられた。第5章を参照のこと。
- 20) 明治31年1月18日奈良県令第四号「古社寺建造物修理規定」と, 同3月25日奈良県庁達第二十三号「古社寺建造物修理事務章程」が, 当時の奈良県下における古社寺修理の基本法となった(奈良県庁文書『明治三十一年以降 庁達綴』1/M31/2)。なお関野の監督のもと明治30年1月より新薬師寺本堂, 3月より法起寺三重塔の修理工事が開始されている。
- 21) 「大仏殿修繕費御下付願」, 奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』1/M31/27
- 22) 内務省告示第三百三十六号, 『官報』1898年12月28日
- 23) 「履歴書 渡邊研亮」, 奈良県庁文書『明治三十四年 黜陟一件 第一課』1/M34/9, 「履歴書 塩見源吉郎」, 奈良県庁文書『明治三十三年 黜陟一件 奈良県』1/M33/9。渡邊は囑託員として, 塩見

#### 第4章

は日雇員として採用されるが、渡邊のみ5月末をもって設計を終了したとして解職されている。

- 24) 『大仏及大仏殿史』100ページによると、この妻木の出張調査に伊東忠太も同行したとしている。しかし日本建築学会建築博物館所蔵の伊東忠太フィールドノートNo34(1-0-0-34)によると、伊東のスケジュールは8月17日京都発奈良着、18日奈良発大阪着となっており、奈良滞在中に唐招提寺を訪れている。伊東は内務省古社寺調査のための近畿・中国地方出張の途中であり、妻木のスケジュールに合わせ見学に訪れただけと考えられ、同フィールドノートにも東大寺に関する記述はない。なおこの調査に参加した「関野貞氏以下」の以下は、おそらく上記の塩見であり、妻木帰京後、明治32年案をまとめたのは関野と塩見であると考えられる。
- 25) 『大仏及大仏殿史』, p.100
- 26) 3史料ともに奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』1/M31/27
- 27) 「妻木技師の大仏殿談」『時事新報』1899年8月29日
- 28) 『大仏及大仏殿史』, p.101
- 29) 「大仏殿修繕工事委託書」, 奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』1/M31/27
- 30) 土屋純一(1875-1946);新潟県出身,東京都帝国大学工科大学建築学科卒,明治33年,東京帝国大学大学院入学,明治35年から39年まで奈良県技師を務める。翌40年4月,開校したばかりの名古屋高等工業学校に教授として迎えられ,日本建築史・意匠を担当した。明治43年から3年間,英米仏に留学。帰国後も同校で教鞭をとりながら,設計活動と古社寺修理の両方に携わる。昭和8年から14年まで同校校長。(日本建築学会編『近代日本建築学発達史』丸善,1972,pp.1834-1836)
- 31) 「事務引継演説書」,奈良県庁文書『明治三十六年六月 寺原知事河野知事事務引継書 奈良県』1/M36/7
- 32) 名誉顧問の辞令書は,横浜開港資料館妻木家文書,東京都立中央図書館木子文庫にそれぞれ残されている。なお妻木は明治30年10月から大蔵省技師を兼任しており,辞令の際の肩書きは「大蔵技師」となっている。
- 33) 『大仏及大仏殿史』, 附録p.8。なお明治36年4月15日,古社寺修理事務章程改定に伴い,出張所を修理事務所と改めた。
- 34) 「上申 明治三十六年九月二日」,奈良県庁文書『明治三十六年 黜陟一件』1/M36/9
- 35) 「明治三十六年十月一日」,奈良県庁文書『自明治三十五年至明治三十六年任免黜陟簿』1/M35/8。古社寺建造物修理技手として吉田治良吉,竹内清太郎の計2名。
- 36) 「八月八日」,『自明治三十七年至明治三十九年 任免黜陟簿 知事官房』1/M37/11
- 37) 加護谷祐太郎(1876-1936);兵庫県出身,東京帝国大学工科大学建築学科卒,大正2年まで奈良県技師及び大仏殿修理事務所主任を務め,その後兵庫県を中心に設計活動と古社寺修理の両方に携わる。大正11年より14年まで東京市技師,関東大震災後は帝都復興院建築事務嘱託を兼任。晩年は東京で設計事務所を開く。代表作は東本願寺東京別院浅草本願寺など。(中村伝治「故加護谷祐太郎君を弔す」『日本建築士』第19巻第4号,1936,pp.133-136)
- 38) 『大仏及大仏殿史』, p.108
- 39) 「斯波局長及両顧問へ挨拶之件」,奈良県庁文書『明治三十九年 黜陟一件 奈良県(I)』1/M39/15
- 40) 「七月三十一日」,『自明治三十七年至明治三十九年 任免黜陟簿 知事官房』1/M37/11
- 41) 「大仏殿上屋及足場架設ノ件伺」,奈良県庁文書『明治三十九年 大仏殿修繕書類(II)』1/M39/65
- 42) 『大仏及大仏殿史』, p.109
- 43) 「事務引継演説書」,奈良県庁文書『明治四十一年 川路知事 青木知事 事務引継書 人事課』1/M41/13
- 44) 『大仏及大仏殿史』, pp.109-111
- 45) 川村清一「菌類と建築用材腐朽の關係に就て(二)」『建築雑誌』362号,1917年2月,p.36
- 46) 『大仏及大仏殿史』, pp.107-108
- 47) 加護谷祐太郎「世界一の木造建築 東大寺の大仏殿」『太陽』第31巻第8号,1925年6月,p.47
- 48) 「当初修理計画諸案」中の3枚。なお以下の2案を含め,詳細は拙論「東大寺大仏殿明治修理 明治30年代における修理計画案の変遷について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』1999年)を参照。

- 49) 「請願書」, 奈良県庁文書『明治三十九年 大仏殿修繕書類(II)』1/M39/65。京都市の「土木建築請負業 渋谷松五郎」による再調査出願の書類。渋谷松五郎は建築学会准員, 明治 45 年没。
- 50) 「当初修理計画諸案」中の 1 枚が柱切縮案, 3 枚が和洋混成案に相当する。
- 51) 東大寺図書館所蔵図面中に「加鉄隅柱繫梁取付ノ分」などの表記がある。
- 52) 『国宝東大寺金堂(大仏殿)修理工事報告書』, p.37 および pp.180-182
- 53) 「あの大仏殿の木柱の真中に鉄骨が入っておりますが,これも妻木さんの一つのアドバイスです。」森井健介「回想の建築家たち / 妻木頼黄さん」『師と友 建築をめぐる人びと』鹿島研究所出版会, 1967, pp.140-145
- 54) 堀勇良『日本における鉄筋コンクリート建築成立過程の構造技術史的研究』東京大学学位論文, 1981 年
- 55) 日本において構造用圧延鋼材の生産は明治 34 年, 官営八幡製鉄所において始められた。海軍の軍事資材供給が目的であったが, 海軍は当初材質不良などを理由に, 八幡鋼材の使用を躊躇したと伝えられる。日本最初の鋼構造建築の嚆矢は明治 27 年の秀英舎印刷工場とされるが, 建築家が鉄骨造の建築に本格的に取り組むのは明治 30 年代後半から。東大寺大仏殿においては英国製の鋼材が使用され, 接合法も鋸接合であり(鉄骨造導入初期においてはピン接合), 建築における鉄骨造がようやく普及し始めた当時の状況が背景にあって初めて, 実施案が計画できたといえよう。(塩原正典「れい明期鋼構造物調査報告 I 建築」『JSSC』第 16 巻 第 175 号 1980 年 10 月号, pp.2-5, および村松貞次郎『日本近代建築技術史』彰国社, 1976)
- 56) なお余談ではあるが, 宝永 6(1709)年に上棟した東大寺大仏殿の再建にあたって, 奈良奉行として関与した妻木彦右衛門頼方(後に頼保)と妻木頼黄は, 直系ではないが近い血縁関係にある。「妻木博士の先祖に妻木彦右衛門といふ人があって, この人は, 元禄再建の時, 普請奉行だったので, さういふ因縁もあり, どうにかして, その工事を進めたいと思っておられたのであるが...」(「世界一の木造建築 東大寺の大仏殿」p.46)とあることから, 妻木自身そのことを認識していたようである。

#### 図版出典

- 写真 1 『奈良県名勝写真帖』奈良県, 1910
- 図 1 ~ 6, 9 ~ 11 「当初修理計画諸案」
- 図 7 ~ 8, 12 『国宝東大寺金堂(大仏殿)修理工事報告書』
- 図 13 三橋四郎原著・大熊喜邦ほか改訂『改訂増補大建築学 第一巻』大倉書店, 1923, p.143



## 第5章 修理の財源に関する明治前期の状況と古社寺保存法について

1. はじめに
2. 修理に関する行政と社寺の関係
3. 大仏会について
4. 古社寺保存法の成立過程について
5. 小結

## 第5章 修理の財源に関する明治前期の状況と古社寺保存法について

### 1. はじめに

第3章において、明治10年代の社寺の創立再興復旧の件を巡る問題を通して、政府の社寺に対する規制が、近代の社寺造営をどう方向づけたかを明らかにした。一方で第4章においては、明治10年代に始められた修理事業が、明治30年代からの古社寺保存へどのように展開してその成果を上げたのか、その一例として東大寺大仏殿修理の事例を紹介した。これらを受けて本章では、明治前期における社寺の修理に関する明治政府の政策と、それに対応する社寺の活動について採り上げる。そのなかでも特に、明治10年代半ばから活発になる社寺の活動事例の一つとして、東大寺大仏殿修理における大仏会の活動を明らかにする。最後に、これまで明らかにした明治前期の状況が、古社寺保存法の成立によりどう変容したか、古社寺保存法の成立過程を検証して、古社寺保存の体制成立の意義について考察を行う。

### 2. 修理に関する行政と社寺の関係

明治10年代に整えられた社寺の創立再興復旧に関する規制は、社寺数の増加を防ぐことが目的であった。そのため、原則として新規に社寺を興す場合に適用されるものであり、本来は既存の社寺の建設活動を制限するものではない。ただし、明治15年乙第五十九号の創立再興復旧期限に関しては、既存の社寺でその後災害に遭って建造物が失われた場合でも適用された。例えば昭和3年には、関東大震災で被災した寺院の再建に関して、同達の緩和が検討されている<sup>1)</sup>。すなわちこの時期、既存の社寺は、単に現状の維持を認められたに過ぎなかった。

明治前期における社寺建造物の修理に関する規定としては、まず明治8年9月14日太政官達第百五十九号によって官国幣社および府県郷社とも、修復再造の際には古来の制式を変えず、本社・付属建物・玉垣までも厚く保存することが定められている<sup>2)</sup>。神社の建坪を社格によって制限する「制限図」に対抗して定められたと考えられるが<sup>3)</sup>、官国幣社においては社殿が矮陋な場合は内務省に申し立てができるとしており、実際に改変された一例として、伊勢神宮に倣い社殿形式を改めた熱田神宮の例などがある<sup>4)</sup>。また『神社行政法講義』は「府県社以下の神社の営繕工事に付ては一般の規定なきが故に、主として各地方長官の定める所の規則又は其適宜の取扱に依らざるべからず」<sup>5)</sup>としており、実効性のほどは疑わしい。

官国幣社を除く一般の社寺建造物の修理や解体・廃棄については、明治の始めにおいて国の規定は特に設けられていなかったが、原則として神官住職から府県に申請して許可を得ることとなっていたようである。千葉県では明治7年<sup>6)</sup>、東京府では明治10年<sup>7)</sup>になって、社寺建造物の修理・解体・廃棄は今後必ず許可を受けることが、府県の通達として明文化された。なお、明治11年の社寺取扱概則で「式内神社并文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺」の移転・廃合については内務省への照会を必要としたが、これは建造物の

移転・廃棄を規定するものとはいえない。

むしろ、社寺建造物の修理再建などを名目として集金行為を伴う諸興行を禁止する政策が、明治の始めにまず行われた。明治元年に富籤興行<sup>8)</sup>が、同7年に授符配札<sup>9)</sup>、同9年には出開帳<sup>10)</sup>がそれぞれ禁止された。これらは禁厭・祈祷の取締りと同様に、風紀の向上を図ることが目的であったと考えられる<sup>11)</sup>。しかし、明治10年代に入ると、第3章で見た通り、信教の自由を認める方向に政策が転換し、一般社寺の自立化が図られることから、15年には授符配札<sup>12)</sup>、17年には出開帳<sup>13)</sup>、条件付きで解かれた。僧侶の托鉢も明治5年に禁止されていたが<sup>14)</sup>、14年には可能となった<sup>15)</sup>。明治15年には京都府が、社寺建造物の修理のため「五人若ク八十人一組トナリ鉦ヲ叩キ鈴ヲ鳴シ詠歌念仏等ヲ唱ヘ市郡ヲ巡回シテ有志浄財ヲ勸進」することの可否を内務省に問いあわせところ、托鉢に類似しないことを条件に府の判断で許可を与えてよいとの回答を得ている<sup>16)</sup>。

こうした背景を元に、明治10年代半ばから大寺院による勸進活動が盛んに行われるようになった。府県を越えて全国で行われる勸進活動は、内務省の許可を得て行われた。明治15年7月、教王護国寺は内務省より勸進の許可を得<sup>17)</sup>、同年11月には東大寺が同じく許可を得て、翌16年3月に大仏会を組織する<sup>18)</sup>。また同年、延暦寺も許可を得て、崇叡会を組織して活動を開始した<sup>19)</sup>。なお延暦寺の活動については、明治15年の再建期限の内務省達による、直接的な影響が考えられる。同達に対し滋賀県は内務省への伺を提出し、その中で比叡山中に現在建物を持たない寺院が60余りあり、これらも5年以内に再建しない場合、廃寺になるのかを問い合せた。内務省は15年12月、伺の通り、との返答を滋賀県に伝えている<sup>20)</sup>。

『明治天皇紀』<sup>21)</sup>からは、こうした社寺の勸進や奉賛会<sup>22)</sup>、また有志による保存会などの活動が、この時期より活発になったことが窺われる。これらの団体は、内務省の社寺保存費とは別に、宮内省を通して皇室にも賜金を求めたことから、同書にその状況が記された。それによると、宮内省は明治16年2月、社寺賜金内規を定め、皇室との関係の深浅により賜金額の等級を定めている。しかし翌年にはこれを停止し、改めて21年4月、社寺賜金詮議の標準を定めた<sup>23)</sup>。その内容は、「社寺の新建・再建又は古式・古祭保存に関する請願には一切賜金あらせられざるものとし、著名なる社寺・勝区の修繕保存に対しては、人民醸金の成績を鑑み、賜金・賜物あらせらるゝものとす」としており、人民醸金の成績、すなわち勸進活動・寄付金収集による収入が、修理の財源の中心とみなされていたことがわかり、第3章で採り上げた古社寺保存費とその意図や目的を同じくしているものであるといえよう。

### 3. 大仏会について

さて、そうした社寺の活動の内容を、前章で扱った東大寺大仏殿修理を行った大仏会を例にあげて、詳しく見ていくこととする。同会の活動記録は『大仏及大仏殿史』<sup>24)</sup>として、大正4(1915)年に出版されて

いるものがある。また奈良県行政文書に「大仏殿営繕二関スル沿革」<sup>25)</sup>(資料翻刻4)という書類があり、こちらにも明治31(1898)年までの同会の記録がまとめられている。これらを元に、そのほかの奈良県行政文書などで補いながら、主に明治20年代末までの大仏会の活動状況を追うこととする<sup>26)</sup>。

そもそも近世の東大寺においては、宝永6(1709)年の大仏殿再建以来、東大寺内の龍松院が勸進職を務め、大仏殿の維持補修を行ってきた。明治になり勸進職が廃止された後、明治5年末までに大仏殿は東大寺本山が所有することとなり、龍松院は他と同じく当時31あった東大寺の子院の一つとなった。

前章でも述べた通り、明治13年4月の新聞記事によれば、東大寺が修理計画を着手するにあたり、行政側からの働きかけがあったことが窺われるが、その経緯は明らかでない<sup>27)</sup>。15年4月になり、東大寺は初めて大仏殿と廻廊の修理計画を策定し、その営繕費用の見積りを42,700円余りと算出した。修理計画の内容は明らかでないが、費用の募集方法は、大仏殿の参拝者年六万人から二銭ずつを徴収し、15年間で利子を含めて33,500円余り、残額を広く有志から募集するとしている。この計画に基づいて、全国勸進公許願書と古社寺保存費の下付願書を内務省へ、東大寺保存資金の下賜願書を宮内省へ提出。11月に勸進の認可を、12月に古社寺保存費から200円の下付を、翌16年2月に宮内省から500円の賜金を得た<sup>28)</sup>。後者は同月、宮内省が定めた社寺保存内規の第一種「天皇・皇后ノ御開基・御本願又ハ勅願所タリシ寺院(中略)金千円以下百円以上ヲ賜ヒ」<sup>29)</sup>に相当する。

そして明治16年3月22日、「広く全国有志者ヲ勸奨シ金穀竹木等ノ寄与ヲ求メ大仏殿ノ修理ヲ謀ルヲ目的」として、大仏会の開設願が大阪府に提出された<sup>30)</sup>。開設時の役員は、会長として東大寺住職の鼓坂荐海、副会長に信徒総代の植村久道、その他に勸奨委員、庶務、司計、司工、書記あわせ14名、東大寺の僧侶と信徒の共同運営による組織であった。中門に勸奨所を設け、用材瓦鉄等を陳列して各代価を示し、参拝者からの寄付を募った。同年7月からは、東大寺住職・各子院住職・地元有志などにより市内を巡回し、寄付金を収集した。また、同年中に京都・大阪市内にそれぞれ大仏会の支局を設置した。

翌17年4月、大仏会より大阪府土木掛に修理費見積りを依頼したところ、予算を大きく超える12万円ないしは14万円余りの2案が提示された。2案の内容については明らかでないが、この増額した予算を賄うため集金方法を変更し、大仏会が運営する「特信講」と称する講を設立する計画を立てた。これは1,000名を一組とする頼母子講であったようで、その運営により3年間で162,600円余りの収入を見込み、大阪府下の区長・郡部村吏らの許可を取り付けた。しかし翌18年8月、この地域に洪水が起こり、その後疫病の流行、物価の高騰などにより計画は取り止めになり、二つの支局も閉鎖した。

明治24年の妻木頼黄の設計においては、設計予算32,829円6銭5厘が当初示されたが、度重なる調査と見積りのたびに予算は増大し、結局18万円以上となる。この間、明治26年には寄付金を募って足代に参拝者を上げたり<sup>31)</sup>、東大寺が保管していた石清水八幡宮の多宝塔古材を売却して、寄付金に充当するなど

のことは行っている<sup>32)</sup>。翌27年には、正倉院宝物中の聖語蔵経巻を宮内省に献納し、25,000円の下賜を受けた。

しかし、これら寄付金と内務省・宮内省からの助成金では、資金の不足はついに補うことができなかった。古社寺保存法のもとでの保存金の交付を受けて後、ようやく事業が軌道に乗ったのは、前章で明らかにした通りである。

古社寺保存法による「保存金及補給金」(保存金は建造物と宝物の維持修理費、補給金は官立公立博物館に国宝を出陳する際の費用)の額は年15万円から20万円とされ<sup>33)</sup>、修理費の少なくとも半額は社寺が負担することと定められた<sup>34)</sup>。しかし、複数年に渡って年額を超える費用を補助することが可能であり、東大寺の場合は東大寺の負担分135,000円に対し、当初334,600円38銭8厘の交付が認められ、更に後に15万円の追加補助を受けることとなった。

大仏会は、大正4(1915)年5月に大仏殿落慶供養を執行してその役目を終え、会の活動を終了した。

#### 4. 古社寺保存法の成立過程について

そうした保存金の交付を可能とした背景を探るため、古社寺保存法の成立過程における、古社寺保存費に関する議論の経過をまとめる。

明治27年末より始まった第八回帝国議会において、竹村藤兵衛ほか3名によって「古社寺保存ニ関スル建議案」が提出された<sup>35)</sup>。この建議案は、宗教団体としての社寺ではなく、「美術」としての価値を有する古社寺を保存する、ということを中心に押し出すことで、社寺関係の法律案のなかで数少ない成立案となったことは、山口の指摘するところであるが<sup>36)</sup>、建議案が主たる目的としていた古社寺保存費の2万円から20万円への増額は、激しい抵抗を受けた。この古社寺保存費の増額の問題に焦点を当てて、議会での議論の経過を検証していくこととする。

建議案を検討した委員会報告は、明治28年3月4日に行われた<sup>37)</sup>。日清戦争の終結前であることから、「軍国多事」を理由に緊急でない出費を避けるべき、という意見が相次いだ。成立には至ったものの、29年度予算では3万円の増額、計5万円の古社寺保存費が設けられるに留まった。

そこで方針を変え、第3章でも述べた通り、内務省は明治28年4月に「古社寺調査事項標準」を定め、「400年前社寺建造物調査」に代わる、新たな古社寺調査を行った。続いて7月には「古社寺保存金出願規則」を定めた。同年末から始まった第九回帝国議会には、近衛篤磨ほかにより「古社寺保存会組織ニ関スル建議案」が提出された<sup>38)</sup>。貴衆議員、内務省当局、民間人からなる委員会を設立し、古社寺調査事項標準の調査結果を踏まえて保存金を交付すべき対象を選択し、保存の計画・方法を決定する、そうした会の設置を求めた。20万円という上限を提示せずに、「適当ナ方法ヲ設ケ財政ノ許ス限ニ於テ其保存修覆ノ費ヲ

## 第5章

補給セサルヘカラス」,すなわち委員会を通して必要な経費を随時要求することで,予算の枠を拡大していくことに,会の設置の目的があった。

明治29年1月31日の貴族院本会議においては,古社寺を美術の面から保存する,というのであれば,土木や社寺行政を担当する内務省ではなく,「美術ノ研究デキル所デナクッテハドウシテモイケナイ」,すなわち文部省の管轄ではないか,と古社寺保存会の主務省について鋭い質問が出る。これに対し,数限りない個人の所有物ではなく,宝物を所有する社寺そのものを保存すること,文部省からも委員に加わってもらうこと,の二点を挙げて近衛は反論した。また,「売僧坊主」等に保存金を不当に利用されないよう,「美術保護法案」の作成が求められた。議論の中心には,特に寺院・僧侶に金銭援助を施すことに対する不信任感が,根強くあるように見られる。そのため「美術」という名目が掲げられるが,その点を強く主張すると内務省が主管することや対象を社寺に限定することに矛盾が生じるため,結局のところ美術に対する保存金か,社寺に対する保存金か結論をあいまいにしたまま,建議案は可決される。

続いて,2月27日の衆議院本会議<sup>39)</sup>では,会の運営には費用は大して要しないことを主張し,またこれまでの古社寺保存費のあり方を「是マデノヤウニ唯漠然ト是ハ善イトカ,年代ガ古イトカ云フダケノ事ヲ以テ致シマシテハ,實際ノ保存ノ実利ヲ挙ゲルコトガ甚ダムヅカシイ」と非難することで,第八回議会で出たような反論を抑えた。その結果,建議案は成立し,5月17日内務省内に「古社寺保存会」が設置された。建築関係では,臨時全国宝物取調局臨時監査掛の伊東忠太,宮内省内匠寮技師・帝国大学工科大学講師の木子清敬,そして内務技師として東大寺大仏殿修理に関与していた妻木頼黄の三人が,同会の委員として任命された。

貴族院での提案を受けた形で,同年末から始まった第十回帝国議会には,古社寺保存法案が提出された<sup>40)</sup>。当初の法案では「保存金ハ予算額ヲ以テ之ヲ下付ス」(第九条)と記すのみで,予算額は明記されていなかったが,明治30年1月19日の古社寺保存法案第一読会で法案の説明に立った政府委員・三崎亀之助は,年額20万円を見込んでいると述べた。そこで,3月9日に提出された修正案には「本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ国庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一ヶ年拾五萬円乃至貳拾萬円トス」とする条項が加えられた<sup>41)</sup>。財源の見込みが立たないことなどを理由に議論は紛糾し,この条項は一度削除されたが,明確な規定がないと大蔵省との交渉が難しいこと,また逆に費用が増大した場合の制限になるなどの理由を挙げることによって,結局法案には修正案の原文のまま採用された。こうして,社寺所有の建造物・宝物類の維持修理に対する保存金下付願制度,特別保護建造物および国宝の資格を定める制度,などを柱とした古社寺保存法が成立し,明治30年6月10日に公布された。

この議論の過程で,これまでの保存金の交付の状況が政府委員よりたびたび説明されるが,「ドウモ別ニシッカリシタ規定ガナイモノデスカラ随分渡シ方ニ妙ナノガアリマス」ソレカラ十七年度頃浅草公園内ノ

神社二十五円渡シテアリマス、是等八別ニ保存ノ必要ハナイ、何等ノ名義デ渡シタノカ、寄付ノアノ高札デガスナ、マアアノ種類デアリマス」ソレカラ十八年度ニ富山県ノ高瀬神社へ五円渡シテアリマス、是八何ノタメヤラ殆ト保存ヲ必要トスルヤ否ヤ分ラナイ」という内容であった。こうした状況に対し、法律を制定し、古社寺保存会に諮問して保存の方針を立てれば、使途が明瞭になると主張している。

すなわち、第三章で明らかにした、古社寺の維持・修繕を勧奨するための見舞金という古社寺保存費の目的は、この法案を審議している明治20年代末において、既にその意味を失っていた。古社寺保存費の増額、古社寺保存会の設置、古社寺保存法の成立と進む議論の中で、明治10年代の古社寺保存費のあり方は、「古社寺の保存」のためには不十分な制度、と位置づけられた。400年前社寺建造物調査から古社寺調査事項標準に引き継がれた、「文明十八年以前」すなわち四百年前をもって新古の境とする規定も、「年代ガ古イトカ云フダケノ事」として廃されたことも、その一つである。

古社寺保存法の成立によってもたらされたものは、単なる予算の増額という結果にとどまらず、明治10年代の一般社寺の自立化の方針から大きく離れたものになった。自費修理から官費修理へという、資金の出所の問題が、まず根本的な転換として挙げられよう。そして、古社寺の「美術」的な価値を前面に押し出し、宗教性を覆い隠すことで、政治と宗教の関係を巡る議論を回避することに成功した。歴史の証徴である宝物や古建築を持つ古社寺は、社会が「保存」する価値があり、政府はそれを積極的に支援すべきである、という方針が、社寺の自立化の方針に取って代わった。自立化を求められる一般社寺から古社寺は選別され、増額された保存金の交付という経済的な支援を受けることになった。ただしその代償として、国宝・特別保護建造物を永続的に「保存」しなければならないという社会的責任を、古社寺は背負わされることとなった。

## 5. 小結

明治の初めにおいて禁止された諸興行が、明治10年代に入り相次いで解禁されることにより、経済的な復興を求めて社寺の活動は活発化した。社寺の自立化を求める方針のもと、政府もそれを容認した。こうした状況において、建造物の修理を目的に掲げた集金活動を行う、東大寺における大仏会のような組織が各地で結成された。しかし、本格的な建造物の修理を行うためには、そうした集金活動は十分な成果を挙げることができなかった。

古社寺保存法の成立による古社寺保存費の増額は、そうした状況を打開し、東大寺大仏殿修理のような大規模な修理事業の実現を可能とした。そして、古建築や宝物を持つ古社寺は、自立化を求められる一般社寺とは区別され、政府の支援を受けることとなる。ただしその一方で、それら美術的価値を有する対象を「保存」する責任を、社会に対して新たに負うこととなった。

註

- 1) 「関東大震災罹災寺院再建期間延長方」『宗教総規』, 国立公文書館
- 2) 明治8年9月14日太政官達第百五十九号, 『法規分類大全』社寺門, p.378
- 3) 明治8年8月18日内務省伺, 『法規分類大全』社寺門, pp.378-379
- 4) 明治26年に, 流造丹塗の旧社殿を改め, 旧敷地の西隣地に, 伊勢神宮に倣い, 神明造の社殿を設けた。ただし, 社殿形式を倣うこと, 内宮・外宮の名称を用いることなどに対し, 神宮司庁から抗議があり, 両神宮間で一時紛糾した。(工学会・啓明会『明治工業史 建築篇』工学会明治工業史発行所, 1930, p.732, および宮内庁編『明治天皇紀』第七, 吉川弘文館, 1972, p.800)
- 5) 宮尾詮, 稲村貞文『増訂神社行政法講義』集成堂, 1912, p.666
- 6) 明治7年12月18日千葉県第五百八号, 飯尾薫一編『現行社寺法令彙纂』積成社, 1898, p.50
- 7) 明治10年5月25日東京府達丙第百三十六号, 『法規分類大全』pp.381-382
- 8) 明治元年12月23日第千二百四号布告, 『宗教制度調査資料』p.20
- 9) 明治7年1月20日教部省番外達, 『宗教制度調査資料』p.175
- 10) 明治9年6月14日教部省布達第四号, 『宗教制度調査資料』p.214
- 11) 明治6年1月15日教部省達第二号および明治7年6月7日教部省達乙第三十三号, 明治15年7月10日内務省達戊第三号など。禁厭祈禱は「人民ヲ眩惑セシメ」, 「医療ヲ妨ゲ」, 「政治ノ障碍」になる, という理由により, 繰り返し禁令が出された。
- 12) 明治15年10月18日内務省達乙第五十五号, 『宗教制度調査資料』p.283
- 13) 明治17年3月19日内務省達乙第十六号, 『宗教制度調査資料』p.292
- 14) 明治5年11月9日教部省達第二十五号, 『宗教制度調査資料』p.111
- 15) 明治14年4月14日内務省達乙第十九号, 『宗教制度調査資料』p.278
- 16) 明治15年12月12日内務省第四百六十一号, 京都府庁文書『明治十六年自一月至四月内務省指令編製』
- 17) 「教王護国寺大勧進開置ノ伺」, 京都府庁文書『明治十五年丙号達原書』明15-13
- 18) 「大仏会開設願ノ件」, 奈良県庁文書『明治十六年 寺院願伺届』1/M16/6
- 19) 崇叡会文書『県庁并関係各地往復』崇四, 叡山文庫
- 20) 明治15年11月27日「滋賀県ヨリ内務省へ伺」『法規分類大全』社寺門, p.221
- 21) 宮内庁編『明治天皇紀』第一-十三, 吉川弘文館, 1968-1977
- 22) 神社の活動として代表的なものに, 伊勢神宮の神苑会がある。拙論「木子清敬・伊東忠太による「徴古館」設計案について」(2002年度日本建築学会大会学術講演梗概集F-2, pp.351-352)
- 23) 『明治天皇紀』第七, pp.40-41
- 24) 鷲尾隆慶・平岡明海編『大仏及大仏殿史』奈良大仏供養会, 1915, pp.85-120
- 25) 「大仏殿営繕二関スル沿革」, 奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』1/M31/27
- 26) 以下, 脚注のない事項はすべて, 『大仏及大仏殿史』と「大仏殿営繕二関スル沿革」による。
- 27) なお, 奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』(奈良県, 1982)のp.109および114には, 明治十一年に「大仏殿修復の議」がおこったとあるが, その内容, 出典とも, 明らかでない。
- 28) 『明治天皇紀』第六, p.12
- 29) 『明治天皇紀』第六, pp.11-12
- 30) 「大仏殿修繕二付大仏会開設願」, 奈良県庁文書『明治十六年 寺院願伺届』1-M16-6
- 31) 奈良県庁文書『明治廿五年 大仏殿修理一件』1/M25/50
- 32) 奈良県庁文書『大仏殿修繕一件 附修繕費収支一件』1/M24/145
- 33) 明治30年6月10日法律第四十九号, 『法令全書』第三十卷ノ二
- 34) 明治30年12月15日内務省令第三十五号, 『法令全書』第三十卷ノ四
- 35) 内閣官報局編『帝国議会衆議院議事速記録』八, 東京大学出版会, 1979, pp.379-380
- 36) 山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会, 1999, pp.219-223
- 37) 『帝国議会衆議院議事速記録』九, pp.695-699

- 38) 『帝国議会貴族院院議事速記録』十，東京大学出版会，1979，pp.93-96
- 39) 『帝国議会衆議院議事速記録』十，pp.386-387
- 40) 『帝国議会貴族院院議事速記録』十二，pp.13-20
- 41) 『帝国議会貴族院院議事速記録』十二，pp.134-150



# 結論

## 結論

さて、本論で扱った事項を改めて時代順に追っていき、本論文の全体像を俯瞰して、結論をまとめることとする。

明治初年の神仏分離政策に伴う廃仏毀釈の影響はもちろんのこと、明治4年1月の上知令によって社寺は境内地外の朱黒印地や除地などの領地を失い、さらに9年までに富籤興行、授符配札、托鉢、出開帳などが廃止されるなど、明治時代の社寺は経営面で非常に厳しいスタートとなった。7年9月になりようやく、上知された社寺領と引き換えに、社寺逡減録の給与が始まった。

神祇省に代わり明治5年3月、教部省が設置された。その翌月には教導職の制度を成立させ、社寺を国民教化の機関と位置づけ、全国の神官僧侶の宗教活動を統監した。

同じく明治5年8月、江戸時代に倣って届け出なく社寺を創立することが禁止され、ついで9年までに、社寺の創立は太政官への稟議を必要とし、教部省がその管理を行うこととされた。一方、8年9月には、官国幣社・府県郷社は、修復再造の際には古来の制式を厚く保存することが定められた。また、この当時、社寺建造物の修理に関しては府県の許可を必要としていたが、実際にはあまり守られていなかったようである。

さて、明治10年になると教部省が廃止される。その事務は内務省社寺局に引き継がれ、17年までは教導職制度も続くが、このころより明治政府の宗教政策は方針を転換し、官国幣社を除く一般社寺においては信教の自由を認める方向へと進みだす。また、社寺逡減録が16年に終了することもあり、一般社寺が氏子檀家との共同経営によって自立することを促すため、先に禁止された托鉢、授符配札、出開帳などが解禁されていった。

そうした転換の最中の明治11年9月、社寺取扱概則が成立した。社寺の創立再興復旧と移転廃合ほかの手続きが定められ、その認可は府県が行い、内務省へは届け出るだけでよいとなった。13年6月にはこれを改正し、「社寺ノ体」を神社は本殿拝殿、寺院は本堂庫裏を有し、堂宇は方六尺以上、とする規定を付け加えた。その一月前の13年5月、内務省において社寺保存内規が定められている。同年7月より内務省費のうちに古社寺保存費が新設され、その支給が始まった。

ところが同年11月には、社寺取扱概則の公布以降社寺が濫立し、古社寺に悪影響を与えるとして、内務卿松方正義が太政大臣三条実美に「社寺創立之儀二付伺」を提出する。翌12月、府県官職制を改正し、創立再興復旧によって社寺の数が増加する場合は、内務省への稟請が必要となった。そして、15年11月、内務省達第五十八号・五十九号が発せられる。すなわち、400年前社寺建造物調査が開始され、同時に社寺の創立再興復旧の竣工期限が定められた。

創立再興復旧が制限されていく一方、信教の自由を認める政策のもとで、明治10年代半ばから社寺による集金活動が盛んに行われるようになる。各地の社寺や保存会が皇室にも寄付を求め、それに応じるかたちで宮内省は16年2月、社寺賜金内規を定めた。しかし翌年にはこれを停止し、改めて21年4月、社寺賜金詮議の標準を定めている。東大寺では、古社寺保存費と宮内省の賜金を受け、16年3月に大仏会を組織し、大仏殿の修理に着手した。

明治16年3月に、内務省の400年前社寺建造物調査はひとまず締め切りを迎えるが、その後も取調書の提出は続く。提出された調書から『内務省社寺局古社寺建物調簿』を編製し、またその抜粋として『千年前社寺建物表』が作成された。「四百年前創造ノ殿堂即徴古上保持スヘキモノ」とし、これらを古社寺保存費の審査資料とした。一方で、18年10月から12月にかけて、工部省権大書記官中島佐衡が、中部・近畿の七府県を巡り、訪れた各社寺から取調書の提出を求めた。ただし、この12月をもって工部省が廃止されたこともあり、調査は不十分なままに終わった。

明治19年3月、工事期限延長の許可は内務省の伺を必要とせず地方長官が査定することとなったが、続けて同年6月、今後は社寺の創立再興復旧を原則禁止とすることが定められ、あわせて、神社の新規の社格や昇格の停止、祠宇・祖霊社の創設禁止、記念碑の官有地での建設禁止が定められた。その理由は、社寺数の増加は古社寺の衰微を招くため、信教の自由といえども社寺は多数を必要としない、というものであった。この規制は、神社については大正2年4月まで、寺院については昭和14年4月8日公布の宗教団体法まで続けられた。

この明治20年前後、東大寺大仏殿の修理は資金不足から行き詰まっていた。状況が変化するのは24年10月に濃尾地震が発生し、内務省から調査のため派遣された妻木頼黄が関わるようになってからのことである。同年には石井敬吉が、『内務省社寺局古社寺建物調簿』を参考資料の一つとして、卒業論文『日本仏寺建築沿革略史』を記している。

古社寺保存費に関する制度は、明治24年2月に保存金の審査の厳密化を図るため、内務省訓令第百三十二号によって出願に必要な書類が提示される。その後、28年4月に内務省は古社寺調査事項標準を定め、新たな基準に基づく古社寺調査を行った上で、同年7月古社寺保存金出願規則を定める。ここで『内務省社寺局古社寺建物調簿』は、古社寺保存費の審査資料としての役割を終える。

しかし、社寺の自発的な維持修理を支援するための古社寺保存費の制度は、古社寺保存法が成立する過程において一転する。宝物と社寺建造物に対し、その維持修理のために2万円から20万円へと増額を行う一方で、「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」として、社寺に対し永続的にその対象を「保存」する義務を負わせた。そして明治30年6月に古社寺保存法が公布された後、その対象を求めるべく、関野貞や松室重光によって400年以前という経過年数のみによらない新たな評価基準、すなわち建築の形式に基

## 結論

づく社寺建造物の再評価が行われた。そうして、特別保護建造物の選定と、東大寺大仏殿修理を含む古社寺保存修理事業が、開始されることとなる。

明治10年代における、一般社寺の創立再興復旧の件を巡る一連の政策は、結果的には既存の社寺の存続を優先し、新規の社寺の創立を原則禁止とした。それは、既存の村落祭祀の存続を優先し、信教の自由には制限が設けられることを意味した。その制限に対し、古社寺の衰微を憂い、その建造物の保護を唱えることがいわば免罪符となった。明治政府が古社寺保存費により金銭的に支援することで、社寺建造物の維持修理を促し、また四百年以前に建立された建造物を全国規模で把握する体制が整えられた。

しかしその一方、社寺の創立の原則禁止の方針は、単に近世への退行を意味しなかった。その例外として設けられた「移民地及特別ノ縁故アル者」という条件を満たす方向で、その後いわゆる近代創建神社の設立が図られるようになる。

また、いったん開かれた信教の自由の扉は規制緩和をもたらし、明治維新以来低迷が続いていた社寺に、復興の活力を与えることとなった。新規創立社寺の活発化は、その制限を求める政策を招いたが、自立化を迫られた社寺は、勸進活動を行い行政へ支援を働き掛けることにより、財政の建て直しを図った。こうして始められた活動が、上記の古社寺の維持修理を促進する政策と相まって明治30年代からの古社寺保存へと展開していくが、そうした状況を反映した事例の一つとして、東大寺大仏殿明治修理がある。

しかし、明治10年代の古社寺の保護と、明治30年代からの古社寺保存との間には、大きな隔たりも存在する。その一つ目は、保護すべき対象の定義の転換である。前者は既存の社寺から保護すべき建造物を選別する基準として、四百年を境に建造物の経過年数の多寡をもって「古社寺建造物」を定義した。しかし、第1章で示した通り、関野貞、松室重光はその前者の定義を否定し、新たな評価の軸、すなわち建築の形式による建造物の再評価の枠組みを組み立てることから、「古社寺建造物」を定義することとなった。

二つ目は、行政の支援方針の転換である。前者は、一般社寺の自立化という社寺行政の方針の元、小額の支援のみであったものが、後者においては額を増額し、古建築や宝物を持つ古社寺に対して積極的な支援を行うことで、その永続的な「保存」の義務を社寺に負わせることとなった。官国幣社に対しての一般社寺という範疇の中から、古社寺建造物をもつ社寺が選別され、社会に対しその維持と保存に責任を持つべき「古社寺」が成立することとなる。(完)

# 資料

1. 資料翻刻 1 「京都府古社寺建築調査報告」
2. 資料翻刻 2 「東大寺大仏殿大修繕仕様書」
3. 資料翻刻 3 「大仏殿修繕工事設計説明書」
4. 資料翻刻 4 「大仏殿嘗繕二関スル沿革」

## 資料翻刻 1 「京都府古社寺建築調査報告」

### 凡例

著者所有の同名資料を底本とし、これを忠実に翻刻することを旨としたが、読解の便宜をはかるため、次の方針で整理した。

1. 漢字は新字体を使用し、俗字・略字・異体字は通行の字体に改めた。
2. あきらかな誤字・誤使用、あるいは正誤を判断しかねる用語・用法、ともに改めず、“ママ”を付した。
3. 仮名遣い、ひらがな・カタカナの別、および濁音表記は底本通りとし、変体仮名、合字などは通行の文字に改めた。

### 古社寺建築物調査意見書

謹ンテ按スルニ京都八桓武天皇以来歴世ノ帝都ニメ奈良七朝ノ文化ハ茲ニ其形ヲ一変シテ我邦固有ノ光ヲ放チ政教ノ中心トナリ芸術ノ淵源トナリ堂塔伽藍ハ到処ノ山川ヲ飾リ文物技芸其間ニ隆リ燦然トシテ千有余年其間星霜推移變乱相繼キ興廢屢々変シテ列朝ノ巨刹大觀多ク八回祿ノ災ニ罹リ其旧觀ヲ想起スルニ由ナシト雖トモ猶四隣山川ノ間ニ介在シテ其形ヲ保チ文物技芸ニ資シ建築美術ノ模範タルヘキモノ又甚タ勸ナカラス

今府下ノ社寺ヲ見ルニ其数極メテ多シ然レトモ之ヲ史伝ニ徴シテ其四百年以前ノ建設ニ係リ現時ニ残存シテ真ニ芸術歴史ニ資スヘキモノニ至テハ其数僅々

大要左ニ記スルカ如シ

而モ此等ノ建築物ハ概子腐朽荒廢日ニ破壊スルノミ保存修造共ニ其実ヲ擧ケス一朝不虞ノ災アランカ天下ノ重宝忽チニ失セテ千古ノ歴史正ニ徴スヘキモノナカラン

古社寺建築物ノ保存ハ刻下ノ急務ニシテ今之カ方法ヲ按スル蓋シ左ノ如キモノアリ

其破損ヲ補ヒ其腐朽ヲ防キテ永遠ニ保存スル之レ第一タリ現時存在スル古社寺建築物一般ノ正確明細ナル図面ヲ調製シ他日ノ異変アルモ以テ其形式ヲ考ヘ再興ノ資トスル之レ其二ナリ而メ今日往々古社寺ノ其図面ヲ存スルモノアリ然レトモ皆是レ杜撰全ク其実ナシ即詳密精細ノ図面ヲ調製スルハ建築物ノ保護ト等シク今日ノ急務ニシテ此カ方法ハ大要左記ノ如クスルヲ便トス

一、古社寺建築物一般ヲ觀察シ其年紀ヲ稽ヘ其価値ヲ定メ其破損ノ度ヲ檢シ古社寺保存法ニヨリテ其修繕設計ノ緩急ヲ計リ之ヲ三期ニ区分シテ漸次大成スル事

二、第一項ノ順序ニ依リ古社寺建築物ノ正確明細ナル図面ヲ調製スル事

三、第一項ノ順序ニ從ヒ修理ノ設計ヲナシ其仕様明細書ヲ調製スル事

四、前項ノ仕様明細書ニヨリテ保存金下付ヲ内務省ニ稟議照合スル事

以上第一項八目下ノ急務ナルカ故ニ本年九月以降府下各地ヲ巡回シテ一般ノ社寺ヲ觀察シ其建築物造営ノ年代ヲ考ヘ其破損ノ程度ヲ見其価値ヲ判シ今正ニ其大体ノ調査ヲ結了セリ而メ更ニ其結果ニ依リテ其年代

ニヨリテ区分シ其価値ノ等級ヲ定メ猶其破損ノ程度ヲ酌ミテ又之カ等級ヲ分タムトス

蓋シ絵画彫刻若シクハ建築ノ如キ各種ノ美術ハ各其時代ノ理想ヲ発輝スルモノニシテ或ハ豪壯雄大トナリ或ハ簡勁素樸トナリ又ハ優麗閑雅トナリ互ニ其特色ヲ顕揚スルモノナリ今我国古来ノ建築物ヲ見ルニ歴代其美ヲ発輝シテ簡勁莊麗ナルモノアリ優秀閑潔ナルモノアリ或ハ二期変移ノ過渡ニ介在シテ二者通有ノ性ヲ帯フルモノアリ結構形式其様一ナラス之カ年代ヲ区分シ之カ類別ヲ定ムル事ハ極メテ大事ニシテ建築歴史ノ充分ナル考究ヲ待タサルヘカラス而我国建築ノ沿革ニ関シテハ猶精緻ノ考查ヲナシタルモノナク其時代ノ如キモ未タ一定ノ学説アルニ非ス然レトモ今先輩ノ研査スル所ヲ考ヘ又史伝ニ徴シテ私見ヲ開陳スル事左ノ如シ

#### 仏教渡来以前

##### 第一期 仏教渡来以前ノ建築

#### 仏教渡来以後

##### 第二期 推古時代

##### 第三期 寧楽時代

###### 一、天智式

###### 二、天平式

##### 第四期 平安時代

###### 一、弘仁式

###### 二、藤原式

###### 三、平氏

###### 四、鎌倉式

###### 五、室町（足利）

###### 六、織田豊臣氏

###### 七、徳川式

##### 第五期 明治

以上八只大体ノ区分ニシテ其各期時代ノ建築物ノ形式手法ノ如キハ猶他日精細ノ調査ヲ待チテ更ニ陳フル所アラン

我邦建築物ハ以上ノ如キ時代ヲ経タルモノニシテ之ヲ京都ノ地ニ就テ見ルニ仏教渡来以前ノ建築即チ往古ノ神社、唯一神明造ノ如キハ其形ヲ見ル事ナリ第二期推古時代ノ建築ノ如キモ法観寺広隆寺等ニ於テ僅カニ其名ヲ存スルノミ、聖徳太子ノ創立ト云ヒ又太子造営ノ形式ト称スルモ其真ニ当時ノ形式ヲ有セサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ第三期ノ建築天平、天智式ノ如キモ只其創造ノ時代ヲ伝フルノミニシテ皆回祿敗滅シ平安朝ニ入リテ再興セシモノアルモ猶弘仁ノ式ヲ存スルモノヲ見ス漸ク藤原氏ニ至リテ建テタルモノ平等院アリ法界寺アリ極楽院アリ此時代ハ奈良朝ヨリモ更ニ崇仏ノ習風盛ニシテ各所ニ伽藍堂塔ヲ建テ芸術ノ美ヲ極メタリ鳳凰堂ノ如キハ其尤モ美ナルモノニシテ実ニ我邦ノ大觀タリ其他此間六勝寺ノ如キ巨刹アリシト雖モ帝都ノ争乱ニ失セテ今ヤ旧觀ノ尋又ヘキ様ナシ以来平氏ノ朝ニ至リテハ愈織巧ニ遂ニ綺縵ニ流レ兩六波羅、八条等ノ邸レ第アリシモ治承寿永ノ兵乱ニ滅ヒテ一ニノ小建築ヲ余シ政権ノ鎌倉ニ遷ルニ及ヒテ蓮華王院（參拾三間堂）等二三巨刹ノ再建セラル、アリ又此間寢殿造ノ漸次鎌倉ノ影況ヲ受ケテ變遷

## 資料

セラル、アリ当代ノ建築ハ禅宗ノ輸入ト共ニ大ニ快活簡勁ノ風アリ東福寺山門及其禅堂ノ如キハ当代ノ式ヲ伝ヘタルモノニシテ蓋我國禅門建築中ノ偉觀タリ蓋此期ノ建築ハ前期ノ反動ヲ受ケ宋式ノ輸入ト共ニ其式ヲ一変シタルモノナリ之レヨリ南北ノ争乱トナリテ歷朝ノ名刹多ハ祝融ノ災ヲ受ケテ其形ヲ失ヒタリト雖モ猶所々ニ其式ヲ止メ室町ノ世トナル此時代ハ前期間ノ形式ヲウケ漸次其風ヲ改メ漸ク書院造ノ端緒ヲ開ケリ而シテ當時ノ建築物ハ法觀寺五層塔(八阪塔)アリ東明寺及岩船寺三層堂アリ神社ニハ向神社ノ如キアリ更ニ一転シテ閑雅簡潔ノ形式トナルヤ鹿苑寺金閣アリ慈照寺銀閣アリ戦乱ノ間ニアリテ一新正面ヲ開キ再転シテ茶室構造ノ基ヲ開ク即銀閣ニ東求堂アリ山崎ニ妙喜庵アリ建築史上ノ妙趣美味實ニ此間ニ存ス然シテ又当代ニハ彼ノ応仁ノ大兵乱アリテ京都四隣ノ巨刹名寺殆ント其跡ヲ絶チタリト雖トモ尚山間僻地ニ其式ヲ残シテ史籍ニ資スルモノ多シ爾來織豊ニ氏騷乱ヲ戡定シテ宮城ヲ嘗ミ堂塔ヲ再興シテ豪華究壯ノ風熾ナリ即此間ノ建築物ハ聚樂ノ邸宅アリ桃山ノ城堡アリテ天平ノ土木ヲ窮極セリ而シテ今日其遺物ノ存スルモノ豊国神社唐門アリ大徳寺日暮門アリ本派本願寺唐門対面所金地院客殿南禅寺方丈御香宮表門等アリ皆豪華ノ風ヲ競ヘリ而シテ当代ノ建築ハ只其形式ヲ作りタルノミナラス尚前代ノ風ヲ存シテ簡素質實ナルモ又妙ナカラス東寺金堂仁和寺金堂ノ如キハ實ニ此間ノ製作ニ係ルモノナリ降テ徳川ノ世トナルヤ豪華ノ風習遂ニ艶明トナリ莊重トナル南禅、智恩院ノ山門東寺仁和寺五重塔ノ如キ又智恩院ノ方丈ノ如キアリテ宸殿書院造ヲ完成セリ智恩院本堂ノ如キ又此時ノ建立トス要之京都ノ建築ハ桓武ノ奠都ニ平安城ノ偉觀ヲ起シ比叡、高野ニ巨刹ヲ設ケタルニ始マリ藤氏崇仏ノ風ハ歷代帝王宰相ノ大土木ヲ企ツルアリテ堂塔伽藍ハ山明水媚ノ間ニ相映シテ金殿玉樓ノ妍ヲ競ヒタルモ保元平治以來災乱繼發殆ント回祿ノ災ニ罹ラサルモノナシ故ニ奈良ノ文物ヲ受ケテ城南ノ諸邑ニ天平推古ノ式ヲ止メタルモノアルモ皆藤氏ノ再興ニ罹リテ係リテ其古式ノ成分ヲ變セリ爾來平氏ノ没落承久ノ大乱ニ鎌倉ノ風起リ南北ノ争ニ寢殿造亡ヒ足利ノ治下ニ応仁ノ大乱アリ尚降テ天文ノ法乱アリ浄土真宗日蓮ノ如キ新教興隆当初ノ寺院モ又全ク此際ニ尽キテ遂ニ織豊ニ氏ニ及ヒ聚樂桃山ノ栄花ハ慶長元和ノ役ニ徳川ノ世トナリ寺院ノ莊麗林泉ノ瀟灑三百年ノ命ヲ保チタルモ明治維新ノ變動ニ忽々其根ヲ壞ク其枝ヲ折リテ今日ノ敗類ヲ致セリ

此故ニ過般都府下ノ各社寺ヲ尋子其建築ヲ見其創立沿革ノ年紀ヲ調査シタルモ誌伝口碑共ニ信スヘキモノ僅カニシテ多クハ其當ヲ欠ケリ即今回ノ調査ハ各種建築物ノ形式手法結構特色ノ異同ヲ察シテ其年代ヲ分チ其価値ヲ判ス而シテ今回ノ調査ハ都下及四隣八郡ノ間ニ限りテ猶兩丹ノ地ニ及ホス又其由諸沿革ノ如キハ深く之ヲ見ス之別ニ社寺誌編纂ノ事アルヲ以テ他日尚再査研究ノ上ニ者相待テ其完キモノヲ期スルノミ建築物ノ価値ヲ判定スルハ蓋容易ノ業ニ非ラサルナリ其技術上ノ価ヲ知り計リ其沿革ノ値ヲ參シテ其完キモノヲ得ン技術ノ価値ハ意匠ノ巧拙結構ノ良否材料ノ如何ニアリテ結構材料ハ人文發達ト共ニ其術ヲ進ムト雖トモ独り意匠ノ事ニ至リテハ建築家ノ技倆ニ依ルカユヘニ特ニ重大ノ価値アルモノトス而シテ建築沿革上ノ値ニ關シテハ其建築物力能ク当代ノ形式ヲ表シテ建築歴史ノ好資タルヤ否ヤニ判セサルヘカラス今此等ノ方法ヲ按シテ試ニ都下建築ノ価ヲ定ムル事左ノ如シ

其一等、二等ニ屬スルモノハ極メテ優秀、意匠結構等シク芸術ノ範トナリ手法形式ノ其時代ヲ稽フルニ足ルモノナリ三等以下ニ屬スルモノハ此以外ノ諸建築ニシテ或ハ当代建築ノ様式ノ一部ヲ存スルモノ其敗類腐朽又起スニ由ナキモノ若シクハ歴史、由緒ニ多少ノ縁故アリテ都下文物ノ發達ニ參シタルモノ等ナリ以上表記シタル結果ハ只一個ノ私見ニ止マル抑モ建築上ノ価値タル各人其好ム所アリ鑑識又高下ナキ能ハス其一人ノ美トスルトコロ必ス他人ノ美トスル所ニアラス故ニ確然タルモノニアラサルハ勿論ノ事トス只

京都ノ諸建築ハ之ヲ南都ノ物ニ比スレハ其推古天平ノ高崇古雅優麗ノ觀少シト雖トモ而モ平安京創設以降  
千年ノ乱レ治興敗拳ケテ此間ニ起リタルカ故ニ特ニ其歴史の沿革ニ重キヲ置ケリ固ヨリ奈良ト同視スヘキ  
ニアラス而テ此等ノ諸建築物ハ何レモ永年ノ雨雪風霜ニ曝露セルカ故ニ皆多少ノ損所ヲ有セリ只其間特ニ  
敗類ノ甚クシテ屋漏腐朽壊倒ニ近キモノアリ局部ノ大破ニシテ不測ノ災害ノ恐ルヘキモノアリ幾回ノ修  
補ニ旧觀ヲ傷ヒタルモノアリ今其破損ノ度ヲ調査シ又之レカ等ヲ分チテ以テ修補ニ便トス  
即チ第一期ニ属スルモノハ修繕ノ刻下ニ迫ルモノニ三期ハ順次之ニ亜クモノナリ  
期クノ如クニシテ都下古社寺保存法ニヨリテ修營セラルヘキ社寺  
而テ今ヤ僅カニ一般ノ調査ヲ結了セルノミニシテ其既ニ修理ノ功ヲ竣リタルモノハ大報恩寺釈迦堂醍醐寺  
五重塔ノ二建築物ニ過キス其修繕設計ノナリシモノハ清水寺本堂極樂院本堂、平等院鳳凰堂、大徳寺日暮  
門、東寺金堂ノ数字ニシテ正確図面ノナリシモノハ法界寺本堂、愛宕念仏寺本堂及八坂五重塔ノ三者アル  
ノミ古社寺保存ノ急刻下ニ迫ル今ヤ大体ノ調査ヲ了ヘテ此結果ヲ拳ク今後即実測着手修繕設計其序ヲ終ヘ  
テ進マントス即規模ヲ広メ技手ヲ増シ漸次其完ヲ期セム

京都市及山城八郡古社寺建築物年紀

広隆、桂宮院			
頂法、六角堂	推古時代		
	寧樂時代		
	天智期		
	天平期		
	平安時代		
清水寺	弘仁期		
	藤原期		
一 醍醐寺五重塔	延喜		
	承平		
三 同 薬師堂			
一 往生極楽院本堂			
一 浄瑠璃寺本堂	永承二		
一 法界寺本堂	" 三		
一 平等院鳳凰堂	" 七		
三 宇治上神社拜殿	"		
三 同 本堂	"		
四 峰定寺本堂	久寿三年		
四 同 二王門	保元々年		
三 広隆寺講堂	大治三年		
一 愛宕念仏寺本堂			
二 平等院釣殿			
知恩院勢至堂			
	鎌倉期		
二 海修山寺五層塔	建保二年	順徳天皇	
一 大報恩寺釈伽堂	貞応二年	後堀河天皇	
四 善法律寺本堂	建長		
一 蓮華王院三十三間堂	文永三年	龜山天皇	
二 東福寺山門			
二 同 禅室			
二 万寿寺愛染堂	建長		
一 高山寺石水院			
二 金胎寺多宝塔	永仁六年	伏見天皇	

一 醍醐寺経蔵			
二 観智院五大虚空蔵堂	嘉慶二年		
	足利?	後鳥羽天皇	
四 東福寺東司			
五 東福寺浴室			
二 智恩院勢至堂	承元		
醍醐寺清滝堂	承德元		
一 六波羅密寺本堂	貞治二年	大修造	
	足利期		
一 浄瑠璃寺三層塔	承久以降		
二 岩船寺 同上	同 共二鎌倉ノ末頃		
三 妙心寺玉鳳院開山堂	建武三年	(延文)	
二 教王護国寺西院御影堂	康暦二年	再建	
五 万寿寺二王門	明德三年	義満	
五 同 二天門	"	"	
三 東明寺三層塔	康正三年	後花園天皇	
三 酬恩庵虎丘	康正		
三 東明寺本堂	" 三年	後花園天皇	
一 法観寺五層塔	永享十二年	同	
四 神童寺本堂	応永十三年	後小松天皇	
一 鹿苑寺金閣	" 三年	"	
三 向神社本殿	" 廿九年	称光天皇	
二 慈照寺銀閣	文明十一年	後土御門天皇	
二 同寺 東求堂	"	同	
笠置寺本堂	" 十五年		
三 海修山寺文珠堂	永正九年	後柏原天皇	
五 広隆寺薬師堂	文明		
三 二尊院本堂	永正十八年	同	
三 清水寺楼門	文明十三年	同	
二 妙喜庵本堂	明応		
二 宝積寺三重塔			
三 宝塔寺多宝塔			
三 建仁寺方丈	織田豊臣		
	天正		

豊臣織田		徳川期	
一	豊国神社唐門	天正文祿	善峰寺多宝塔 元和七年
一	本派本願寺日暮門	天正十三 十五	同 二天門 同
一	大徳寺 同	同	南禅寺三門 寛永
一	本派本願寺飛雲閣	〃	知恩院山門 〃
一	同 対面所	〃	同 方丈 〃
三	御香宮表門	天正文祿	仁和寺山門 〃
二	大谷派本願寺菊門	天正	同 五重塔 〃
一	醍醐寺三宝院宸殿	慶長三年	教王護国寺 同 〃
一	醍醐寺三宝院唐門	慶長四年	同 灌頂堂 〃
四	妙心院山門	〃	等持院方丈 元和
二	仁和寺金堂	慶長	天龍寺禅室 〃
二	同 御影堂	〃	法金剛院本堂 〃 (寛永トモ)
三	御香宮本殿	〃 十年修嘗	長福寺法堂 元和六年
二	大徳寺孤篷庵	慶長	神護寺二天門 〃 九年
二	同 真珠庵	〃	同 五大堂 〃
二	同 真珠庵通仙院	〃	同 金堂 〃
三	方広寺南大門		同 大師堂 〃
二	金地院客殿	文祿	同 鐘楼 〃
二	南禅寺 方丈		妙勝寺開山堂 慶安三年
二	醍醐寺五大堂	慶長	正法寺本堂 寛永五年
三	同 開山堂	〃	同 鐘楼 〃
	醍醐寺如意輪堂		酬恩庵本堂 慶安三年
	同 大師堂	天正	同 鐘楼 〃
	同 二王門	同	同 浴室 〃
	高台寺開山堂	徳川元和	大徳寺 同 元和八年
	同 総門	〃	大徳寺方堂 寛永十三
	北野神社本殿	慶長十二年	同 経蔵 〃
	金戒光明寺阿弥陀堂	〃	同 方丈 〃
	教王護国寺金堂	〃	同 勅使門 〃 十七
	大徳寺山門	天正	妙法院唐門
	禅林寺本堂	慶長	妙心寺法堂 明暦二
	知恩院経蔵	〃	同 寢堂 〃
	相国寺法堂	〃	同 方丈 承応三
			玉鳳院禅宮 明暦二

資料

万福寺山門	万治
同 仏殿	"
同 法堂	"
同 天王殿	"
万福寺禅室	
同 弁堂	寛文
毘沙門堂本堂	寛永 寛文
勸修寺宸殿	" 寛永
清水寺本堂	元禄 "
真正極楽寺 同	" 元禄
清涼寺 同	" "
同 多宝塔	"
男山八幡宮	
金光、戒明寺三層塔	"
西明寺本堂	"
金蔵寺 同	"
善峰寺 同	"
大徳寺仏殿	寛文五
蟹満寺本堂	宝曆九
正伝寺方丈	寛永（文禄桃山）
南禅寺 "	"
浄福寺本堂	享保
随心院宸殿代	元禄
安祥寺多宝塔	宝曆九
金戒光明寺本堂	寛政文化
相国寺鐘楼	
引接寺 同	
自王手祭来酒解神社	文政
愛宕神社本殿	天保
梅宮神社 "	
梅宮神社楼門	
大覚寺宸殿	
吉田神社齋場	
光雲寺本堂	
建仁寺法堂	慶長
清水寺三層堂	

## 資料翻刻 2 「東大寺大仏殿大修繕仕様書」

## 凡例

1. 奈良県行政文書『明治廿五年 大仏殿修理一件』中の同名資料を底本とした。
2. 明治 24 年案の内容を記した資料のうちの一つである。
3. 整理の方針は資料翻刻 1 にならう。

## 東大寺大仏殿大修繕仕様書

## 第壹

右八最初本尊並ニ附属仏像八厚桐油紙ヲ以テ雨覆ヲ取設ケ廻廊本堂取付ノ箇所瓦及裏板裏甲鼻隠シ其他垂木母屋化粧桁共解放シ最寄差図ノ場所ニ持運ヒ取纏メ輪木取設ケ積立置クベシ

## 第貳

外側軒下浜縁並内部敷石及高欄共番号ヲ附シ取放シ差図ノ場所ヘ持運ヒ夫々掃除シタル後積立置クベシ

## 第三

足代建地木折廻シ四方共延ヒ七尺間ニシテ内側建地延ヒ同断梁間拾五尺控切建地柱共図面ノ通り間割付側建地根切深サ四尺五寸内側建地根入同断ニシテ扣建地根入深サ式尺坪堀シ建地下都テ長三尺巾八寸厚三寸以上ノ盤板平ニ入レ込ミ内外建地杉長五拾尺ヨリ四拾尺迄ニシテ末口三寸五分ノ丸太ヲ以テ都テ内訳寸取りニ習ヒ割渡シ建方致シ根廻リ充分ニ突堅メ継足シ建地丸太長四拾尺以上末口三寸ヲ以テ図面ノ通り布式本掛ケ違ヒ継ニシテ棕枙繩八筋掛ケ十文字ニ結堅メ上継丸太同断ニ通シ建地ノ分八都テ継手下ヘ描木大サ長式尺径六寸ノ丸太ニ面付木拵ノ上図面ノ通貝折り大釘ヲ以テ打堅メ頭八両平ヨリ平<sup>■</sup>（鋸の国字；山崎注）ヲ以テ打堅メ内外長延ヒ布長三拾尺ヨリ式拾五尺迄末口三寸ヨリ式寸マテトシ内大ナル分ヲ撰シート間置ニ取付前同断結方致シ梁行布長五拾五尺ヨリ式拾尺迄末口三寸以上ノ物ヲ用ヒ建地当リ八別々ニ前同断ニ結方致シ尤モ歩ミ板下ニ相成箇所八切立及<sup>■</sup>充分ニ打付筋違長五拾尺以下三拾尺迄ニシテ末口三寸五分及四寸取交ヒ継手別結ニシテ建地一本置ニ<sup>■</sup>打堅メ腹起シ水立筋違ヒ共同木図面ノ通り取付建地或八筋違ヨリ宛リ八前同断十筋掛ケ十文字ニ結付根堅結八下地ヘ<sup>■</sup>打付其上棕枙繩ヲ以テ前同断ニ結方致シ棧橋上下ニテ四ヶ所巾八尺受梁長十七尺末口四寸五分ノ物上下共図面ノ如ク勾配付ケ結方致シ登リ歩ミ板下中梁受及梁間布共同断ニ結方致シ歩ミ横板長拾尺巾八寸厚一寸式分以上ノ物面有ル分八羽重ニ張合セ足掛リ能ク取付方致シ平段棚上下共根太木三尺以内ニ取付歩ミ板立張惣幅八尺ニシテ継手毎ニ釘止メ押ヘ木取付棕枙繩搔キ充分ニ致シ中段水立ヘ八小繫キ充分取り隅ノ箇所八現場都合ニ依リ仮棚取設ケ都テ図面ニ基キ出来スベシ

但シ腹起シ水立根控木八布或八切建木等ノ残ヲ以テ長四尺地盤ヨリ三尺余リ筋違ニ打込<sup>■</sup>ニテ止方致シ其上棕枙繩ヲ以テ充分ニ結堅メ且又総体上ケ方曲リ起シ出来ノ上八下屋根上端ヘ切立小継等取付方致シ其他屋根上伏セ足代及仮棚等八現場都合ニヨリテ差図ノ場所ヘ取設ケ都テ丸太寸面仕様ニ有云共図面ト引合スベシ

## 第四

資料

下屋根棟<sup>マ</sup>斗平丸瓦共取放シ順々ニ取下シ最寄ノ場所へ持運ヒ損シノ分仕分シ完全ナル分ハ掃除致シ積立置キ銅板其他金物類ハ取纏メ取下シ野裏野垂木母屋瓦座裏甲鼻隠シ化粧垂木ノ分ハ釘堀リシテ取放シ腐朽其他損所有之分三通二分シ裏板野地裏化粧裏等ハ夫々別々ニ縄掛ケ致シ差図ノ場所へ持運ヒ輪木取設ケ筋木ヲ入レ積立置クベシ

但シ出隅組物受ノ角柱ハ根堀シテ取放シ木材置場所へ取纏メ置クベシ

#### 第五

大屋根瓦前同断取下シ野裏野垂木取放シ腐朽ノ分取下シ完全ナル分ハ小屋組内地梁上処々便利ノ場所へ揚置裏甲鼻隠シ化粧裏板垂木共前同断ニ放シ方致シ都テ瓦土ノ分ハ式ヶ所位置場ヲ定メ取纏メ置クベシ

#### 第六

起シ方ハ折廻シニ方ヨリ柱毎二起シ器械取付残ルニ方ヨリハ鉄線ヲ以テ引メ自由ニ相成様設置内部貫<sup>貫</sup>当て木の意；山崎注）其他筋違都テ取放シ起シ方致シ揚方ハ大走り外へ柱引通シ遣形取設ケ柱毎二上下ノ水墨ヲ出シ揚方出来シタル分ヨリ柱石口腐朽ノ分ハ完全ナル処迄切上ケ桧材ヲ以テ矧合セ同木長壹尺五寸以内ハ巾四寸五分厚六分ノ銅輪式段取付丸釘在来ニ習ヒ打付曲モ起シ方出来ノ箇所ヨリ順々ニ繫キ梁へ平鉄物ヲ以テ取付其他筋違小屋貫共<sup>貫</sup>中真ニテ継合セ<sup>貫</sup>打堅メ通シ肘木小屋内本柱取付ノ箇所ハ前以テ化粧組物下ヨリ算出シテ居処ノ定ル処迄大入<sup>貫</sup>共切下ケ置大体起シ方済タル箇所ヨリ順々ニ組物ノ揚方ニ着手隅々切立取設ケ総テ揚方出来上リ次第刎木尻内訳ニ示ス処ノ金物及木材ヲ以テ段々トメ付ヲナシ一隅ニ式カ所宛図面ニ示ス処ノ梁組ニ機材ヲ以テ新規ニ切組肘木ヨリ釣付鉄物等取付其他刎木損所ノ箇所ハ添木輪鉄ヲ入レ腐朽シテ折レタル箇所ハ前同断ノ持出シ小屋組釣方致スベシ其他刎木押へ宛リ無之箇所ハ図面ノ通り引付鉄物巾式寸五分厚四分物ヲ以テ取付小繫ノ箇所ハ<sup>貫</sup>長壹尺内外大サ六分角ヲ以テ打付ケ都テヶ所ニ式本宛ヲ打堅メ差梁差口ノ箇所ハ図面ニ示ス処ノ中式寸五分厚四分ノ鉄ヲ以テ柱ヲ巻キ梁左右ヨリ釘充分ニ打付内部廻リ虹梁及肘木大入ノ分手違ヒ<sup>貫</sup>悉ク打付ヘシ

但シ隅下受柱在来木ニ継足シ輪鉄共入レ取付方共在来ノ通り

#### 第七

大屋根軒廻リ持直シ前同断ニシテ隅柱ニ重屋根取付ノ処垂木掛ケ下ヨリ天井迄大破損ノ処ハ在来梓木取除ケ添木ヲシ巾式寸五分厚五分以上ノ鉄輪五ヶ所取付差口ノ処ハ引鉄物長三尺巾式寸厚三分両面へ巻付ケ釘打堅メ野角木同鉄ヲ以テ柱へ巻キ両面ヨリメ方致シ刎木損シ有之分ハ長壹丈以上未口壹尺四寸以上物馴染残り上端へ添付四ヶ所へ巾式寸五分厚四分鉄物ヲ以テメ付腐朽ノ分ハ取下シ前同断図面ニ示ス処ノ持出シ小屋組へ鉄物ヲ以テ釣付軒桁ヨリ次ノ母屋受梁刎木間タニテ継手ニ相成居ル分及組物上<sup>貫</sup>木ハ取除ケ刎木上端ニテ都テ追掛ケダボ式本宛建込ニヶ所宛平鉄巾式寸厚三分物ニテ巻キ継方致在来<sup>貫</sup>木曲ミ直シ右梁上端へ木建込前同断貫木足入レ<sup>貫</sup>真ニテ継手致シ<sup>貫</sup>打堅メ<sup>貫</sup>上端へ左右共釘ニテ打付筋違新規足シ入ノ分長三間以上ノ物ハ大サ巾八寸厚五寸ノ松材ヲ用ヒ継手ニ相成分ハ図面ノ通り外面ヨリ添木取付ニヶ所平鉄ニテ巻キ釘止メ致シ其他陸梁中置梁等継手無三ヶ所ハ巾式寸厚三分平鉄ヲ以テメ付内陣上十文字陸梁ヨリ火打梁長サ三拾九尺末口壹尺松材切組後先巾壹寸五分厚三分平鉄ヲ以テ巻付釘メ致シ大屋根ニ重屋根共化粧垂木裏板裏甲鼻隠シ野地一式等腐朽ノ分ハ取替野垂木継手母屋上ニテ粉継致シ貝折長壹尺式寸大釘ヲ以テ打付裏板其他共不足ノ分足入レ出来スベシ

#### 第八

内陣天井上持放シ陸梁下へ図面ニ示スヶ所ニ基キ電線大綱ヲ以テ締付方杖振レ止鉄物巾式尺寸五分厚五分平鉄ヲ以テ取付スベシ

## 第九

大屋根出隅組物大肘木下ヨリ前横隅共一隅ニ三本宛受柱建堅メ瓦取付ノヶ所ハ銅板ヲ以テ巻キ雨除ケ共取付繫貫ニタ通り後先コネ穴ニテ差通シ■付堅メ出来スベシ

但シ構造ハ明細ニ図面ニ於テ示ス

## 第十

上下軒裏鏡天井組子及廻縁天井板共損所繕ヒ不足ノ分ハ木材其他共足シ入在来ニ習ヒ出来スベシ

## 第十一

内部天井前同断廻縁其他共不足ノ分足シ入釣鉄損シノ分ハ取替不足ノ分ハ足シ入不陸無之様釣堅メ天井板矧目小損シノ分ハ上端ヨリ杉六分板挽割打付天井上面ハ都テ大掃除致シ下面見付ハ掃除足場取設ケ空雑巾ニテ念入拭キ上ケ都テ見顯ハシニ相成分矧木及繕方シタルヶ所其他共在来ニ習ヒ洪紅壳ニ塗上ベシ

## 第十二

前面唐破風揚方致シ屋根銅板取外シ不足ノ分在来ニ習足シ入野地繕方及ヒ葺方在来ノ通ニ出来スベシ

## 第十三

屋根野地土居葺杉厚皮長三尺切ヲ以テ一尺足ニ葺立式尺間ニ経壹寸式分ニツ割竹ヲ以テ押ヘ土留桧式寸角三尺間ニ打付瓦土六ヶ月以上■切交セ置タル土相用ヒ使用ノ前尚切交セ用ユヘシ都テ損シ瓦ハ取除ケ不足ノ分足入元形ノ通葺上ケ出来スベシ

但シ軒先ヨリ五枚通及大屋根棟下拾五枚通り長五寸銅釘ヲ以テ止方致シ瓦及雁振ハ長壹尺五寸頭ニテ五分角ノ銅釘ヲ以テ一枚毎ニ打付頭部ハ鼠漆喰ヲ覆フヘシ都テ全体ニ用ル繫鉄物及止釘ハ「コールタール」ヲ焼付式遍ノ事

## 第十四

前取放シ置タル敷石下更ニ砂三寸通り敷込不陸無之様水埋ニシテ在来ノ通り敷込合口「セメント」ニテ目地塗致シ不足ノ分ハ足シ入出来スベシ

## 第十五

高欄地覆平桁銚木及柱■共腐朽ノ分取替在来ノ通取付出来スベシ

## 第十六

廻廊本堂ヘノ取付取解シ置タル分元形ノ通り取付出来スベシ

## 第十七

都テ出来ノ上ハ足代取毀チ差図ノ場所ヘ積立■及其他鉄物類ハ取纏メ指揮ニ随ヒ全部跡掃除共致スベシ但シ仕様図面等ニ洩落タル廉有云共手續ノヶ所ハ差図ニ随ヒ出来スベシ

## 資料翻刻 3 「大仏殿修繕工事設計説明書」

### 凡例

1. 奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』中の同名資料を底本とした。
2. 明治 32 年案の内容を記した資料のうちの一つである。
3. 整理の方針は資料翻刻 1 にならう。

### 大仏殿修繕工事設計説明書

現建物ヲ調査スルニ柱及軒廻リノ損壞最甚シ全部ヲ解体スルニ非サレハ充分ノ修繕ヲ加フル事能ハサル者ト認ム今修繕設計ノ大要ヲ挙ケンニ先ツ堂ノ外圍ニ足代棧橋ヲ設ケ仮屋根ヲ覆ヒ建物全部解体ヲ終リ其腐朽潰裂セル材料ハ新材ヲ以テ補加スルモ従来ノ構造ハ勉メテ之ヲ保持セン事ヲ欲シ其堅牢ノ度ヲ補ハンカ為メ或ハ小屋内ニ合掌方杖筋違等ヲ入レ継手仕口等ハ処々帯鉄棒鉄等ヲ以テ緊結スル等適宜ノ計画ヲナシ万已ム得サル者ノ外妄ニ改易スル事ヲ為サス今左ニ各部ニ関スル設計ノ方針ヲ説明スヘシ

- 一 足代ハ建地布丸太共総テ銅線ニテ緊結シ棧橋ハ建物ノ前後側ニ各壹ヶ所東側丘ヨリ壹ヶ所堅牢ニ設ケ仮屋根ハ海鼠板ニテ葺ク者トス
- 一 職工小屋材料小屋等ハ適宜ノ位置ニ建設シ銅線搦ミ付ケ柿板葺トナス
- 一 屋根瓦ハ順次取下シ完全ノ分ハ指揮ノ場所ニ運ヒ再使用ノ為メ予メ掃除シ置ク者トス
- 一 野地小屋組ヨリ化粧軒廻リ組物天井其他漸次注意シテ取解キ夫レ々々指揮ノ材料小屋ニ運ヒ置キ再使用ニ堪フル者ハ埋木繕ヒ等充分ノ手入ヲ為ス
- 一 柱ハ立テタル低銅鉄輪及周圍矧木取放チ真木ヲ調査シ下底部ニ腐朽アル者ハ根継ヲナシ中間ニ於テ折損潰裂セル者ハ新材ヲ以テ補ヒ継手在来ニ倣ヒ更ニ鉄輪式ヶ所ヲ參ヶ所トナシ締メ固メ矧木腐朽ノ分ヲ改メ真木ヘ大釘ニテ打付ケ在来銅輪ノ中間ニ更ニ壹ヶ所宛ノ鉄輪ヲ増補スル事
- 一 地長押諸貫壁板組物軒桁化粧裏甲瓦座虹梁天井等腐朽破損ノ者新材ニテ補修シ造構総テ旧ニ倣ヒ特ニ線方形状等形式ニ関スル部ハ最注意ヲ要スル者トス
- 一 小屋組ハ腐朽ノ者ヲ新ニスル外総テ旧構造ニ從フト雖モ諸貫筋違等ノ継手不完全ナル者ハ鉄物ヲ以テ之ヲ助ケ軒出梁及諸繫梁ノ柱ヘノ取付ケノ箇所ハ適宜鉄物ヲ以テ引キ付ケ且ツ必要ト認ムル所ニハ新ニ貫若クハ筋違ヲ入ル
- 一 建物ノ堅牢上必要ト認ムルニヨリ新ニ内陣小屋梁上ニ合掌及方杖ヲ加フル事別図ノ如クス此合掌ハ左右ヨリ束ヲ切カキ抱カシメ屋根ヨリ来ル重量ヲ柱上ニ分配シ従前小屋組梁ノ荷量ヲ輕減スル為メニ設ク
- 一 初重式重平及隅軒出梁筋小屋内ニ新ニ桔梁ヲ入ル此桔梁ハ左右ヨリ束ヲ挿シ一端ハ柱ニ仕込ミ地廻リ上ニ架シ他端ハ鉄物ニテ出梁鼻ヲ釣リ上ケ更ニ方杖ニヨリ其力ヲ助フ
- 一 柱ノ左右振動ヲ防カンカ為メ内陣柱桔梁上ニ壹通入側柱出梁下内側ニ壹通胴縛ヲ入レ鉄物ニヨリ柱ヘ締着ク
- 一 内陣柱ノ前後振動且大方杖ノ為メニ外部ニ推シ出サルノヲ防カンカ為メ垂鉛引鉄線百筋線リ径壹寸ノ者ヲ以テ対向セル柱ノ上部ヲ互ニ繫キ更ニ此等ノ鉄線ノ相会スル処ヲカラミ付ク

- 一 鼻隠シハ軒傾斜ノ為メ歪状ヲナシ且往々朽腐ノ部アルニヨリ總テ之ヲ新ニシ反リハ從來ノ形状ヲ精査シ之ニ從フ
- 一 天井釣鉄物ハ從來釣付ノ位置ハ梁ノ荷量ヲ増スノミニテ不利益ナルヲ以テ適宜ノ位置ニ之ヲ改メタリ
- 一 野板土居葺朽腐ノ材料取替手法ハ從前ニ倣フ
- 一 大棟及下り棟ハ從前ハ悉ク熨斗瓦ヲ重積シタル者ニ於テ非常ノ重量ヲ有シ建物ノ堅牢上不利益ナルニヨリ改メテ箱棟トナシ外部ニ熨斗瓦ヲ張り銅線ニテカラミ付ク
- 一 平瓦下ニハ從前下重ニハ肌土ヲ置カス上ノ重ノミ之ヲ用井アリシモ屋根ノ荷重ヲ輕減スル為メ上ノ重ニモ肌土ヲ置カサル事トシ瓦尻ハ總テ鉄釘留メトナス
- 一 巴瓦及丸瓦下ハ從來ノ如ク肌土入レ巴瓦尻及丸尻筋五通り銅鋸釘留メトス
- 一 石壇階段及壇上四半石敷破損ノ者花崗石新材ヲ以テ補ヒ傾斜ノ処改修ヲ加ヘ内部四半石敷總テ掘り起シ新材ヲ補加シ敷キ直ス者トス
- 一 木材ハ槻桧松杉榎北海道産塩地及米国产松等ヲ用フ其種別ハ明細書ノ部ニ各自明記セリ化粧ノ材料ハ小節材ヲ用井從來ニ倣ヒ古色塗リトナシ小屋内等隱蔽サレタル処ノ者ハ中節材ヲ使用ス
- 一 前記スル所唯修繕設計ノ大要ヲ説明スルニ過キス其詳細ハ明細書及図面ヲ参照シテ知ルヘシ工事着手ノ後ハ總テ監督者ノ指揮ニ隨フ者トス

## 資料翻刻 4 「大仏殿営繕二関スル沿革」

### 凡例

1. 奈良県庁文書『自明治三十一年至明治三十七年 大仏殿修繕書類(I)』中の同名資料を底本とした。
2. 整理の方針は資料翻刻にならう。

### 大仏殿営繕二関スル沿革

明治十五年四月初テ大仏営繕ノ方法ヲ画シ大殿並廻廊共営繕費用概算金四万貳千七百圓余ノ見積リニ其募集方法ハ

一大仏殿一ヶ年参詣人凡六万人ト見做シ営繕手伝ノタメ登壇致サセ人別貳錢宛寺納此金額一ヶ年千貳百圓也国立銀行へ振込年壹歩ノ利子ヲ生ス期ノ如ク十五ヶ年経過セハ三万三千五百圓余ノ金額ヲ生ス猶欠乏ノ金円ハ普ク有志ヲ募テ補ハントス

右ノ方法ニ書面ヲ添ヘ大阪府へ出願ノ処聞届ケ不相成候得共相對シ以テ有志者ノ信施ヲ勸奨スルハ苦カラスト云御指令ニ接ス

同年十一月二日全国勸進公許願書内務省江出願ノ処同年廿八日付ヲ以テ認可ノ旨府庁ヨリ伝達相成候事

同年十一月大殿修繕費金下附ノ儀内務省江出願ノ処同十二月十三日付ヲ以テ古社寺保存費中ヨリ金貳百圓

下附相成又東大寺保存資金下賜ノ儀宮内省江出願ノ処十六年二月十四日付ヲ以テ金五百圓下賜相成候

十六年三月廿二日大仏会ヲ組織シ事務章程ヲ編成シ府庁へ出願ノ処四月二十五日付ヲ以テ聞濟ニ相成依テ其當時住職鼓阪荐海ヲ會長ニ信徒惣代植村久道ヲ副會長ニ推撰シ其他庶務會計司同勸奨委員等若干名ヲ置キ大仏中門ニ勸奨場ヲ設ケ専ラ参拝者ニ信施ヲ乞フ同年七月二日勸進ノ為メ會長東大寺住職始メ塔中各院住職市内托鉢日々巡行ス此集金額五拾八圓九拾三錢六厘

同年八月十五日ヨリ修繕勸進ノ為メ奈良町有志ノ婦女子世話方等付添ヒ組々ニ相分レ町村巡回勸進ス此集金百廿圓拾錢

同年八月西京ニ支局ヲ置キ戸田英懷ヲ以テ支局長トス

同年又大阪ニ支局ヲ置キ藤村勸運ヲ以テ支局長トス

同年十一月大和宇陀郡砥取村各村ヨリ杉縦木材五千本寄附ニ付何レモ筏ニ組立テ名張川ヨリ城木津川へ着該木材足場組立ノ不足ヲ補ヒ不要木八廿四年十月廿六年三月兩度公売ス

十七年四月十五日大殿修繕見積設計ノ義大阪府土木掛ノ出張ヲ乞檢定出願ノ処認可相成則設計費甲拾貳万六百四拾七圓五拾貳錢貳厘乙拾四万五百五拾七圓九拾五錢四厘

同年四月当時大阪府属平田好氏ヲ以テ大仏会顧問トシ差向ケラレ百事同氏ノ協賛ヲ乞

同年本会ニ特信講ナル名称ヲ以テ壹千名ヲ一組トナシ壹人月三錢宛三ヶ年掛切ノ方法ヲ設ケ弘ク募集セントスルノ見込ニテ大阪府下撰河泉ニテ平均寄附者見込拾八万 七百七拾五戸ト見做シ此寄附金高拾六万二千六百有余圓ト仮定シ己ニ四区長ノ賛同并郡部村吏ノ賛同ヲ得テ実行セントスルニ當リ不幸ニ十八年八月大洪水ニ際シ翌年又悪病流行続テ物価騰貴等頻年勸進向ニ大影響ヲ及シタル始末ナルカ故ニ折角ノ計画モ水泡ニ属セリ於茲乎大阪西京兩支局共一先中止スルノ不得止場合ニ立到リ専ラ大仏殿内ニ於テ勸進ス

十九年十一月大殿丑寅角及辰己角大破二付修繕ス此費用百八拾三円七十銭蓄積金ノ内ヨリ支出  
廿一年八月大殿正面御拝屋根大破二付修繕此費用百六拾四円蓄積金ノ内ヨリ支出  
廿四年十一月十八日殿内金欄戸帳新調此費用三百五拾円蓄積金ノ内ヨリ支出  
同年同月内務省建築技師妻木頼黄氏出張調査設計セラル此設計費三万二千八百九円六銭五厘右八内務省へ  
上願ノ処免許相成出張セラル、事ト相成候  
廿五年十月一日本会々員当時奈良郡長平田好氏へ修繕二関スル一切ノ事務委任ス  
同年同月十一日足代用材購買競争二付シ其最低額五千六百五十円ヲ以テ白毫寺村喜多長作ヨリ買入日雇棟  
梁山田梅吉大工棟梁青山菊松ノ兩人へ監督工夫ヲ命ス  
廿六年一月廿七日ヨリ勸進ノ便宜ヲ斗ランカ為足場組立ニ着手六月三日落成此費用金貳千円蓄積金ノ内ヨ  
リ支出  
同年二月九日付ヲ以テ内務省ヨリ三千五百円下附相成又十月二三千円下附相成候右者廿五年二月七日廿六  
年一月十九日両度内務省へ下賜金ノ義上願ス  
廿五年四月奈良町五区二分カレ僧侶五名受持場所ヲ定メ勸進ニ従事ス此集金四百円  
同年十月六日筒井寛聖福井県へ勸進出張募集金五拾円  
戸田英懷菅沼英樹藤村勸運外式名大和村落勸進募集金額三百九拾四円廿八銭  
廿六年八月菅沼佐保山筒井大阪区内勸進募集金三百五十円  
廿七年四月宮内省ヨリ貳万五千円下賜内貳万円八同殿永世保存費二五千圓八一時修繕費ニ充テル  
同年五月八日副住職佐保山晋圓信徒惣代鳥居武平兩人上京山階宮殿下ヲ本会総裁ニ推戴セン事ヲ上願ノ為  
メ且妻木技師ニ大殿設計再調査ヲ乞フ事ノ要件ヲ帶フ  
同年五月廿二日妻木技師出張本殿再調査着手五月三十日結了物価騰貴損所増加ニ依リ曩キノ設計案ヨリ増  
スル事凡四割以上ノ増額ヲ要ス依テ此予算十八万円トス  
同年八月本会規則改正  
廿九年二月九日暴風雨ノ為メ大殿西南隅足代凡十六間崩落ス依テ一先足場全部取疊此費金三百八十九円蓄  
積金ヨリ支出  
同年三月廿六日足代取疊ノ理由ヲ新聞紙上ニ広告ス  
同年七月筒井寛聖上京古社寺保存会員訪問事陳情述ス  
三十年一月住職戸田英懷上京松方総理大臣樺山内務大臣大隈外務大臣へ其情其他品川杉両子爵ヲ訪問シ事  
情陳述  
三十一年十月古社寺保存委員会開設二付住職戸田英懷再上京下附金ノ議上願ス

## 関連業績

### 第1章

- ・「松室重光「京都府古社寺建築調査報告」について」,日本建築学会計画系論文集564, pp.323-330, 2003.2, 山崎幹泰
- ・「「京都府古社寺建築調査報告」について」,日本建築学会学術講演梗概集F-2, pp.311-312, 2001.9, 山崎幹泰

### 第4章

- ・「東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について」,日本建築学会計画系論文集535, pp.239-245, 2000.9, 山崎幹泰
- ・「東大寺大仏殿明治修理「当初修理計画諸案」について」,日本建築学会学術講演梗概集F-2, pp.7-8, 1997.9, 山崎幹泰, 中川武, 中谷礼仁
- ・「東大寺大仏殿明治修理 明治24年妻木頼黄設計の修理計画案の変遷について」,日本建築学会学術講演梗概集F-2, pp.407-408, 1998.9, 山崎幹泰
- ・「東大寺大仏殿明治修理 明治30年代における修理計画案の変遷について」,日本建築学会学術講演梗概集F-2, pp.391-392, 1999.9, 山崎幹泰

## 謝辞

本論文は筆者が修士論文から進めてきた,古社寺建造物とその保存に関する研究をまとめたものである。研究を進めるにあたっては,大変多くの方からご指導いただいた。特に中川武教授からは,研究の始まりから要所において的確なご指摘をいただくとともに,研究の思想的基盤を与えていただいた。西本真一助教授からは,日常的に多くのご助言と,励ましをいただいた。論文の審査を担当していただいた小松幸夫・長谷見雄二両教授からは,院生時代より建造物保存に関する研究会や見学会に参加する機会を多く与えていただいた。早稲田大学において,この他多くの個性的な先生方に囲まれ,常に刺激を受けつつ,学問の楽しさを体感させていただくことができたのは,筆者にとっての何よりの財産になったと感じている。

序論で挙げた各図書館・資料館の方々には,資料の閲覧に際し大変お世話になった。1996年秋,修士論文執筆のため訪れた東大寺図書館において「当初修理計画諸案」の図面21枚に出会ったことが,この研究のそもそもの始まりであった。その後,長く通うことになった奈良県立奈良図書館においては,奈良県行政文書の閲覧にあたり,山上豊氏に大変お世話になった。日々管理に当たり,こうした貴重な資料群に出会う機会を作っていただいた,各館の職員の方々に感謝申し上げたい。また鈴木博之氏,藤井恵介氏には,松室資料の閲覧と解説に際し大変お世話になった。山本克巳氏,八木悠久夫氏には,東大寺大仏殿の昭和修理を担当された経験から,木村勉氏には文化財保存の第一線の立場から,多くのご助言をいただいた。

また,白井裕泰氏には,学部生時代より研究・調査の手ほどきを受け,その後も常に研究の相談にのっていただいた。中谷礼仁氏にはゼミでの指導に始まり,その後多くの委員会や仕事を通して,また日常の相談に至るまで,公私に渡りお世話になった。清水重敦氏には「保存」という分野を扱う研究の方法論について,研究の初めより常に影響を受け,また資料に関して多くの情報をいただいた。

日本建築史研究会,日本建築学会伊東忠太未発表資料特別研究委員会では,研究発表の機会をいただき,そのメンバーの方々からは多くのご助言をいただいた。伊藤毅氏には,日本建築学会ライフサイクルマネジメント基本問題特別研究委員会はじめ,研究内容の執筆・発表の機会を多くいただいた。

最後に,卒論生として早稲田大学建築史研究室に入った9年前から現在まで,研究者の道へと導いていただいた研究室の諸先輩方。今でも研究や仕事の愚痴につきあってもらっている同期の連中。半ば感情的になりながら議論を交わしたかつてのゼミの後輩達。論文をまとめている間,仕事が滞っていた助手の私に代わり,研究室の運営を支えてくれた現在の後輩達。そして,両親・家族。そのほか,研究を通して知りあった全ての方々に,厚くお礼を申し上げます。

2003年3月 山崎幹泰